

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 3 類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物 （省 略） 総 説 （省 略） 号の解説 0305. 10、0306. 19、<u>0306. 39、0306. 99</u>、0307. 91、<u>0307. 92</u>、0307. 99 及び 0308. 90 03. 05 項、03. 06 項、03. 07 項及び 03. 08 項において「<u>粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</u>」は、0305. 10 号、0306. 19 号、<u>0306. 39 号、0306. 99 号、0307. 91 号、0307. 92 号、0307. 99 号</u>及び 0308. 90 号に属する。 03. 01 魚（生きているものに限る。） （省 略） 0301. 11～0301. 19（省 略） －その他のもの 0303. 91（省 略） 0303. 92（省 略） 0301. 93－こい（<u>クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u>） 0301. 94～0301. 99（省 略） （省 略）	第 3 類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物 （同 左） 総 説 （同 左） 号の解説 0305. 10、0306. 19、<u>0306. 29</u>、0307. 91、0307. 99 及び 0308. 90 03. 05 項、03. 06 項、03. 07 項及び 03. 08 項において、<u>食用に適する粉、ミール及びペレット</u>は、0305. 10 号、0306. 19 号、<u>0306. 29 号</u>、0307. 91 号、0307. 99 号又は 0308. 90 号に属する。 03. 01 魚（生きているものに限る。） （同 左） 0301. 11～0301. 19（同 左） －その他のもの 0303. 91（同 左） 0303. 92（同 左） 0301. 93－こい（<u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの</u>） 0301. 94～0301. 99（同 左） （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
03. 02 魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第 03. 04 項の魚の フィレその他の魚肉を除く。） －さけ科のもの（第 0302. 91 号から第 0302. 99 号までの食用の魚のく ず肉を除く。） 0302. 11～0302. 19（省 略） －ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、さ さうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。第 0302. 91 号から第 0302. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。） 0302. 21～0302. 29（省 略） －まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌ ス）・ペラミス）（第 0302. 91 号から第 0302. 99 号までの食用の魚の くず肉を除く。） 0302. 31～0302. 39（省 略） －にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かた くちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトウス・ スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属 又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、 スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、 ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモル ス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カラ ンクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドウム）、まなが つお（パンプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあ じ（デカプテルス属のもの）、からふとししやも（マルロトウス・ ヴィルロス）、めかじき（クスイフィアス・グラディウス）、すま （エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及び かじき（まかじき科のもの）（第 0302. 91 号から第 0302. 99 号まで の食用の魚のくず肉を除く。） 0302. 41～0302. 44（省 略） 0302. 45－－まあじ（トラクルス属のもの） 0302. 46（省 略） 0302. 47（省 略） 0302. 49－－その他のもの	03. 02 魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第 03. 04 項の魚の フィレその他の魚肉を除く。） －さけ科のもの（<u>肝臓、卵及びしらこ</u>を除く。） 0302. 11～0302. 19（同 左） －ひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、さ さうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。<u>肝臓、 卵及びしらこ</u>を除く。） 0302. 21～0302. 29（同 左） －まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌ ス）・ペラミス）（<u>肝臓、卵及びしらこ</u>を除く。） 0302. 31～0302. 39（同 左） －にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かた くちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトウス・ スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属 又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、 スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、 <u>あじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドウ ム）及びめかじき（クスイフィアス・グラディウス）</u>（<u>肝臓、卵及 びしらこ</u>を除く。） 0302. 41～0302. 44（同 左） 0302. 45－－<u>あじ</u>（トラクルス属のもの） 0302. 46（同 左） 0302. 47（同 左） （新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（<u>第 0302. 91 号から第 0302. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。</u>） 0302. 51～0302. 59（省 略） ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（<u>アンギルラ属のもの</u>）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（<u>カンナ属のもの</u>）（<u>第 0302. 91 号から第 0302. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。</u>） 0302. 71（省 略） 0303. 72（省 略） 0302. 73ーこい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、<u>キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u>） 0302. 74（省 略） 0302. 79（省 略） ーその他の魚（<u>第 0302. 91 号から第 0302. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。</u>） 0302. 81～0302. 89（省 略） ー魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉 0302. 91ー肝臓、卵及びしらこ 0302. 92ーふかひれ 0302. 99ーその他のもの （省 略）	ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（<u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u>） 0302. 51～0302. 59（同 左） ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（<u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの</u>）、うなぎ（<u>アンギルラ属のもの</u>）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（<u>カンナ属のもの</u>）（<u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u>） 0302. 71（同 左） 0303. 72（同 左） 0302. 73ーこい（<u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの</u>） 0302. 74（同 左） 0302. 79（同 左） ーその他の魚（<u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u>） 0302. 81～0302. 89（同 左） 0302. 90ー肝臓、卵及びしらこ （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>魚体から分離された食用の魚のくず肉（例えば、皮、尾、浮袋、頭、頭の半分（脳、頬、舌、目、顎又は唇を有するか有しないかを問わない）、胃、ひれ、舌）や肝臓、卵及びしらこで、生鮮のもの又は冷蔵のものもこの項に属する。</u> * * * * 号の解説 0302. 92 <u>0303. 92 号において、「ふかひれ」とは、さめの背びれ、胸びれ、腹びれ、尻びれ及び尾びれ下葉を含む。ただし、さめの尾びれ上葉はふかひれとはみなさない。</u> 03. 03 魚（冷凍したものに限るものとし、第 03. 04 の魚のフィレその他の魚肉を除く。） ーさけ科のもの（第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。） 0303. 11～0303. 19（省 略） ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アンギルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）（第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。） 0303. 23（省 略） 0303. 24（省 略） 0303. 25ーこい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウ	<u>食用の魚の皮、その他の食用の魚のくず肉、肝臓、卵及びしらこで生鮮又は冷蔵のものも、この項に属する。</u> （新 規） 03. 03 魚（冷凍したものに限るものとし、第 03. 04 の魚のフィレその他の魚肉を除く。） ーさけ科のもの（<u>肝臓、卵及びしらこ</u>を除く。） 0303. 11～0303. 19（同 左） ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（<u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの</u>）、うなぎ（<u>アンギルラ属のもの</u>）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（<u>カンナ属のもの</u>）（<u>肝臓、卵及びしらこ</u>を除く。） 0303. 23（同 左） 0303. 24（同 左） 0303. 25ーこい（<u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの</u>）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u> 0303. 26（省 略） 0303. 29（省 略） ーひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。<u>第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。</u>） 0303. 31～0303. 39（省 略） ーまぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（<u>第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。</u>） 0303. 41～0303. 49（省 略） ーにしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、かたくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、<u>まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カラシクス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）、まながつお（パンプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししやも（マルロトウス・ヴィルロス）、めかじき（クスイフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）（第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）</u> 0303. 51～0303. 54（省 略） 0303. 55ー<u>まあじ</u>（トラクルス属のもの） 0303. 56（省 略） 0303. 57（省 略） 0303. 59ー<u>その他のもの</u> ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（<u>第</u>	0303. 26（同 左） 0303. 29（同 左） ーひらめ・かれい類（かれい科、だるまがれい科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルムス科又はこけびらめ科のもの。<u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u>） 0303. 31～0303. 39（同 左） ーまぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（<u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u>） 0303. 41～0303. 49（同 左） ーにしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、いわし（スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、<u>あじ（トラクルス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドゥム）及びめかじき（クスイフィアス・グラディウス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）</u> 0303. 51～0303. 54（同 左） 0303. 55ー<u>あじ</u>（トラクルス属のもの） 0303. 56（同 左） 0303. 57（同 左） （新 規） ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（<u>肝臓、</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）</u> 0303. 63～0303. 69（省 略） －その他の魚（<u>第 0303. 91 号から第 0303. 99 号までの食用の魚のくず肉を除く。）</u> 0303. 81～0303. 89（省 略） －魚の肝臓、卵及びしらこ並びにひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉 <u>0303. 91――肝臓、卵及びしらこ</u> <u>0303. 92――ふかひれ</u> <u>0303. 99――その他のもの</u> （省 略） * * * * * <u>号の解説</u> <u>0303. 92</u> <u>0302. 92 号の解説の規定は、この項の物品にも準用する。</u> 03. 04 魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに 限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。） －魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラバオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）<u>又はらいぎよ（カンナ属のもの）</u>のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 0304. 31～0304. 39（省 略） －その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	<u>卵及びしらこを除く。）</u> 0303. 63～0303. 69（同 左） －その他の魚（<u>肝臓、卵及びしらこを除く。）</u> 0303. 81～0303. 89（同 左） <u>0303. 90――肝臓、卵及びしらこ</u> （同 左） （新 規） 03. 04 魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに 限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。） －魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（<u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属</u>のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）<u>及びらいぎよ（カンナ属のもの）</u>のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 0304. 31～0304. 39（同 左） －その他の魚のフィレ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
0304. 41～0304. 46（省 略） 0304. 47――さめ 0304. 48――えい（ <u>がんぎえい科のもの</u> ） 0304. 49（省 略） ――その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 0304. 51――ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、 <u>レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u> ）、うなぎ（ <u>アンギールラ属のもの</u> ）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及び <u>らいぎよ（カンナ属のもの）</u>	0304. 41～0304. 46（同 左） （新 規） （新 規） 0304. 49（同 左） ――その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 0304. 51――ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（ <u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの</u> ）、うなぎ（ <u>アンギールラ属のもの</u> ）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及び <u>らいぎよ（カンナ属のもの）のもの</u>
0304. 52～0304. 55（省 略） 0304. 56――さめ 0304. 57――えい（ <u>がんぎえい科のもの</u> ） 0304. 59（省 略） ――魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、 <u>カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u> ）、うなぎ（ <u>アンギールラ属のもの</u> ）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）又は <u>らいぎよ（カンナ属のもの）のもの</u> ）（冷凍したものに限る。）	0304. 52～0304. 55（同 左） （新 規） （新 規） 0304. 59（同 左） ――魚のフィレ（ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（ <u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの</u> ）、うなぎ（ <u>アンギールラ属のもの</u> ）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及び <u>らいぎよ（カンナ属のもの）のもの</u> ）（冷凍したものに限る。）
0304. 61～0304. 69（省 略） ――魚のフィレ（さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの）（冷凍したものに限る。） 0304. 71～0304. 79（省 略） ――その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。） 0304. 81～0304. 87（省 略）	0304. 61～0304. 69（同 左） ――魚のフィレ（さいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの）（冷凍したものに限る。） 0304. 71～0304. 79（同 左） ――その他の魚のフィレ（冷凍したものに限る。） 0304. 81～0304. 87（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
0304. 88ーさめ及びえい（がんぎえい科のもの）	（新 規）
0304. 89（省 略） ーその他のもの（冷凍したものに限る。）	0304. 89（同 左） ーその他のもの（冷凍したものに限る。）
0304. 91（省 略）	0304. 91（同 左）
0304. 92（省 略）	0304. 92（同 左）
0304. 93ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）	0304. 93ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（ <u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの</u> ）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及び <u>らいぎよ</u> （カンナ属のもの）
0304. 94（省 略）	0304. 94（同 左）
0304. 95（省 略）	0304. 95（同 左）
0304. 96ーさめ	（新 規）
0304. 97ーえい（がんぎえい科のもの）	（新 規）
0304. 99（省 略）	0304. 99（同 左）
（省 略）	（同 左）
03. 05 魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	03. 05 魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）
0305. 10（省 略）	0305. 10（同 左）
0305. 20（省 略） ー魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）	0305. 20（同 左） ー魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）
0305. 31ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、	0305. 31ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（ <u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケ</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u>）、うなぎ（<u>アングイルラ属のもの</u>）、<u>ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）</u> 0305. 32（省 略） 0305. 39（省 略） ーくん製した魚（フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。） 0305. 41～0305. 43（省 略） 0305. 44ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、<u>レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u>）、うなぎ（<u>アングイルラ属のもの</u>）、<u>ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）</u> 0305. 49（省 略） ー乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。） 0305. 51（省 略） 0305. 52ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、<u>レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの</u>）、うなぎ（<u>アングイルラ属のもの</u>）、<u>ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）</u> 0305. 53ーさいうお科、あしながだら科、たら科、そこだら科、かわりひれだら科、メルルーサ科、ちこだら科又はうなぎだら科のもの（コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）を除く。） 0305. 54ーにしん（<u>クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ</u>）、か	ウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（<u>アングイルラ属のもの</u>）、<u>ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）</u> 0305. 32（同 左） 0305. 39（同 左） ーくん製した魚（フィレを含み、食用の魚のくず肉を除く。） 0305. 41～0305. 43（同 左） 0305. 44ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（<u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテウス属又はキルリヌス属のもの</u>）、うなぎ（<u>アングイルラ属のもの</u>）、<u>ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）</u> 0305. 49（同 左） ー乾燥した魚（食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。） 0305. 51（同 左） （新 規） （新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>たくちいわし（エングラウリス属のもの）、いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、ぐるくま（ラストレルリゲル属のもの）、さわら（スコムベロモルス属のもの）、まあじ（トラクルス属のもの）、ぎんがめあじ（カラックス属のもの）、すぎ（ラキュケントロン・カナドウム）、まながつお（パンプス属のもの）、さんま（コロラビス・サイラ）、むろあじ（デカプテルス属のもの）、からふとししやも（マルロトゥス・ヴィルロス）、めかじき（クスイフィアス・グラディウス）、すま（エウティヌス・アフィニス）、はがつお（サルダ属のもの）及びかじき（まかじき科のもの）</u>	（新 規）
0305. 59（省 略） 一塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた魚（食用の魚のくず肉を除く。）	0305. 59（同 左） 一塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けた魚（食用の魚のくず肉を除く。）
0305. 61～0305. 63（省 略）	0305. 61～0305. 63（同 左）
0305. 64ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルブス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュポフタルミクテュス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎよ（カンナ属のもの）	0305. 64ーティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの）、こい（<u>キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミュロファリユンゴドン・ピケウス及びヒュポフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの</u>）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及び<u>らいぎよ</u>（カンナ属のもの）
0305. 69（省 略） 一魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉	0305. 69（同 左） 一魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉
0305. 71～0305. 79（省 略）	0305. 71～0305. 79（同 左）
（省 略）	（同 左）
魚体から分離された食用の魚のくず肉（例えば、皮、尾、浮袋、頭、頭の半分（脳、頬、舌、目、顎又は唇を有するか有しないかを問わない）、胃、<u>ひれ、舌</u>）や肝臓、卵及びしらこで、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製	魚体から分離された食用の魚のくず肉（例えば、皮、尾、浮袋、頭、頭の半分（脳、頬、舌、目、顎又は唇を有するか有しないかを問わない）、胃、<u>ひれ</u>）や肝臓、卵及びしらこで、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製した

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
したものもこの項に属する。 （省 略） 号の解説 0305. 71 <u>0302. 92 号の解説の規定は、この項の物品にも準用する。</u> （省 略） 03. 06 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） －冷凍したもの 0306. 11～0306. 19（省 略） －<u>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</u> 0306. 31－いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの） 0306. 32－ロブスター（ホマルス属のもの） 0306. 33－かに 0306. 34－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス） 0306. 35－コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの） 0306. 36－その他のシュリンプ及びプローン 0306. 39－<u>その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</u>	ものもこの項に属する。 （同 左） 号の解説 0305. 71 <u>0305. 71 号において、「ふかひれ」とは、さめの背びれ、胸びれ、腹びれ、しりびれ及び尾びれ下葉を含む。ただし、さめの尾びれ上葉はふかひれとはみなさない。</u> （同 左） 03. 06 甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） －冷凍したもの 0306. 11～0306. 19（同 左） －<u>冷凍してないもの</u> 0306. 21－いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの） 0306. 22－ロブスター（ホマルス属のもの） 0306. 24－かに 0306. 25－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス） 0306. 26－コールドウォーターシュリンプ及びコールドウォータープローン（クランゴン・クランゴン及びパンダルス属のもの） 0306. 27－その他のシュリンプ及びプローン 0306. 29－<u>その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>－その他のもの</u> 0306. 91 <u>－いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）</u> 0306. 92 <u>－ロブスター（ホマルス属のもの）</u> 0306. 93 <u>－かに</u> 0306. 94 <u>－ノルウェーロブスター（ネフロプス・ノルヴェギクス）</u> 0306. 95 <u>－シュリンプ及びプローン</u> 0306. 99 <u>－その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</u> （省 略） 03. 07 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） －かき 0307. 11 （省 略） 0307. 12 <u>－冷凍したもの</u> 0307. 19 （省 略） －スキャロップ（ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。） 0307. 21 （省 略） 0307. 22 <u>－冷凍したもの</u> 0307. 29 （省 略） －い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの） 0307. 31 （省 略） 0307. 32 <u>－冷凍したもの</u> 0307. 39 （省 略） －いか	（同 左） 03. 07 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） －かき 0307. 11 （同 左） （新 規） 0307. 19 （同 左） －スキャロップ（ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。） 0307. 21 （同 左） （新 規） 0307. 29 （同 左） －い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの） 0307. 31 （同 左） （新 規） 0307. 39 （同 左） －いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオ

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
0307.42―生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 0307.43―冷凍したもの 0307.49―その他のもの ―たこ（オクトプス属のもの） 0307.51（省 略） 0307.52―冷凍したもの 0307.59（省 略） 0307.60（省 略） ―クラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ぱかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しゃこがい科又はまるすだれがい科のもの） 0307.71（省 略） 0307.72―冷凍したもの 0307.79（省 略） ―あわび（ハリオティス属のもの）及びそでぼら（ストロムブス属のもの） 0307.81―あわび（ハリオティス属のもの）（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 0307.82―そでぼら（ストロムブス属のもの）（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 0307.83―あわび（ハリオティス属のもの）（冷凍したものに限る。） 0307.84―そでぼら（ストロムブス属のもの）（冷凍したものに限る。） 0307.87―その他のあわび（ハリオティス属のもの） 0307.88―その他のそでぼら（ストロムブス属のもの） ―その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 0307.91（省 略） 0307.92―冷凍したもの 0307.99（省 略）	<u>ティウチス属のもの</u> 0307.41―生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 0307.49―その他のもの ―たこ（オクトプス属のもの） 0307.51（同 左） （新 規） 0307.59（同 左） 0307.60（同 左） ―クラム、コックル及びアークシェル（ふねがい科、アイスランドがい科、ざるがい科、ふじのはながい科、きぬまといがい科、ぱかがい科、ちどりますおがい科、おおのがい科、あさじがい科、きぬたあげまきがい科、まてがい科、しゃこがい科又はまるすだれがい科のもの） 0307.71（同 左） （新 規） 0307.79（同 左） ―あわび（ハリオティス属のもの） 0307.81―生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 0307.89―その他のもの ―その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 0307.91（同 左） （新 規） 0307.99（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (省 略)	改正前 (同 左)
軟体動物の主なものには、かき、スキャロップ（帆立貝）、い貝、いか、たこ、かたつむり、クラム、コックル、<u>アークシェル、あわび及びそでぼら</u>がある。 (省 略) 03.08 水棲（せい）無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲（せい）無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。） ーなまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの） 0308.11（省 略） <u>0308.12ーー冷凍したもの</u> 0308.19（省 略） ーうに（パラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルブス、<u>エキヌス・エスクレントウス及びストロンギュロケントロトウス属のもの</u>） 0308.21（省 略） <u>0308.22ーー冷凍したもの</u> 0308.29～0308.90（省 略） (省 略) 第 4 類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 注 1～3（省 略）	軟体動物の主なものには、かき、スキャロップ（帆立貝）、い貝、いか、たこ、かたつむり、クラム、コックル、アークシェル<u>及びあわび</u>がある。 (同 左) 03.08 水棲（せい）無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲（せい）無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲（せい）無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。） ーなまこ（スティコプス・ヤポニクス及びなまこ綱のもの） 0308.11（同 左） (新 規) 0308.19（同 左） ーうに（パラケントロトウス・リヴィドウス、ロクセキヌス・アルブス、<u>エキキヌス・エスクレントウス及びストロンギュロケントロトウス属のもの</u>） 0308.21（同 左） (新 規) 0308.29～0308.90（同 左） (同 左) 第 4 類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 注 1～3（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
4 この類には、次の物品を含まない。 （a）（省 略） <u>（b）一以上のミルクの天然の組成分（例えば、酪酸グリセリド）を他の物質（例えば、オレイン酸グリセリド）で置き換えることによつてミルクから得た物品（第 19.01 項及び第 21.06 項参照）</u> <u>（c）（省 略）</u> （省 略） 総 説 この類には、次の物品を含む。 （I）酪農品 （A）～（G）（省 略） 上記（A）から（E）までに記載した物品には、ミルクの天然の組成分が添加されていても（例えば、ビタミン又はミネラル塩が強化されたミルク）、また、液体の状態で輸送する間、物品の本来の濃度を維持するために加えられる少量の安定剤（例えば、りん酸二ナトリウム、くえん酸三ナトリウム又は塩化カルシウム）及び当該物品には本来存在しない少量の酸化防止剤又はビタミンが含まれていてもよい。物品によっては、その加工に必要な少量の化学品（例えば、重曹）を含んでいるものもある。さらに、粉末又は細粒の形状の物品は、固化防止剤（例えば、リン脂質、無定形二酸化けい素）を含んでいてもよい。 なお、この類には、ホエイから得た物品で無水乳糖として計算した含有率が乾燥状態において全重量の 95%を超えるものを含まない（17.02）。当該、乳糖の含有率の計算において「乾燥状態」には、自由水及び結晶水のいずれも含まない。 <u>この類の注 4（b）において、「酪酸グリセリド」とは、乳脂肪をいい、「オレイン酸グリセリド」とは、乳脂肪以外の脂肪、特に植物性の油脂（例えばオリーブ油）をいう。</u> （省 略）	4 この類には、次の物品を含まない。 （a）（同 左） （新 規） <u>（b）（同 左）</u> （同 左） 総 説 この類には、次の物品を含む。 （I）酪農品 （A）～（G）（同 左） 上記（A）から（E）までに記載した物品には、ミルクの天然の組成分が添加されていても（例えば、ビタミン又はミネラル塩が強化されたミルク）、また、液体の状態で輸送する間、物品の本来の濃度を維持するために加えられる少量の安定剤（例えば、りん酸二ナトリウム、くえん酸三ナトリウム又は塩化カルシウム）及び当該物品には本来存在しない少量の酸化防止剤又はビタミンが含まれていてもよい。物品によっては、その加工に必要な少量の化学品（例えば、重曹）を含んでいるものもある。さらに、粉末又は細粒の形状の物品は、固化防止剤（例えば、リン脂質、無定形二酸化けい素）を含んでいてもよい。 なお、この類には、ホエイから得た物品で無水乳糖として計算した含有率が乾燥状態において全重量の 95%を超えるものを含まない（17.02）。当該、乳糖の含有率の計算において「乾燥状態」には、自由水及び結晶水のいずれも含まない。 （新 規） （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 5 類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。） 注 1～3（同 左） 4 この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。<u>第 05.11 項には、馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）を含む。</u> （省 略） 08.05 かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） 0805.10（省 略） —マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種 0805.21—マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん 0805.22—クレメンタイン 0805.29—その他のもの 0805.40～0805.90（省 略） 「かんきつ類の果実」とは、特に次のものをいう。 （1）（省 略） （2）<u>マンダリン（タンジェリン、うんしゅうみかんを含む。）：マンダリンは次の主要な種類又はグループに区分することができる。</u> —うんしゅうみかん(<i>Citrus unshiu</i> Marcovitch)：多くの種類から成る。 —キング(<i>Citrus nobilis</i> Loureiro)：いくつかの種類から成る。 —地中海マンダリン(<i>Citrus deliciosa</i> Tenore)：ウィローリーフとしても知られている。 —コモン(<i>Citrus reticulata</i> Blanco)：多くの種類で表される。 —Small-fruited mandarins：多くの種から成る。 （3）<u>クレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種</u> （4）（省 略）	第 5 類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。） 注 1～3（同 左） 4 この表において「馬毛」とは、馬類の動物又は牛のたてがみ及び尾毛をいう。 （同 左） 08.05 かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） 0805.10（同 左） 0805.20—マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種 0805.40～0805.90（同 左） 「かんきつ類の果実」とは、特に次のものをいう。 （1）（同 左） （2）<u>マンダリン（タンジェリン、うんしゅうみかんを含む。）、クレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種</u> （新 規） （3）（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>(5)</u>（省 略） <u>(6)</u>（省 略） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （1）及び（2）（省 略） * * * * * <u>号の解説</u> <u>0805. 21</u> <u>この号にはマンダリン（タンジェリン、うんしゅうみかんを含む。）を含む。コモングループのマンダリン（<i>Citrus reticulata</i> Blanco）は、形状が小さくへん平であること、果皮が剥きやすいこと、房がより明確に区切られていること及び味がより甘くより芳香を有することから、普通のオレンジと区別される。マンダリンは、他のオレンジよりも開かれた芯と緑色がかった子葉の種子を、少しの例外はあるが有する。</u> <u>タンジェリンの形状は丸く、オレンジよりもわずかに小さい。果皮の色は、明るい橙色又は赤である。タンジェリンの果皮は剥きやすく、他のかんきつ類の果実よりも酸味が少ない。</u> <u>うんしゅうみかん（<i>Citrus unshiu</i> Marcovitch）は、マンダリンの初期の種類である。果実は大きく、黄色から橙色で、多汁で、酸味がなく、種子がない。</u> <u>マンダリンの交雑種（タンジェリン及びうんしゅうみかんの交雑種を含む）は、0805. 29 号に含まれる。</u> <u>0805. 22</u> <u>この号にはクレメンタインを含む。</u> <u>クレメンタイン（<i>Citrus reticulata</i> ‘Clementina’）は、果皮の色が橙色から赤橙色であることから、マンダリンと区別される。果皮は、なめらかで光沢があるが、わずかに凹凸がある。更に、クレメンタインは、マンダリンのように扁平ではなく、球形であり小さい。クレメンタインは、マンダリンのように果皮が剥きやすく、容易に房を分けることができる。その味は甘</u>	<u>(4)</u>（同 左） <u>(5)</u>（同 左） （同 左） この項には、次の物品を含まない。 （1）及び（2）（同 左） （新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>く、弱い酸味と芳香を有し、かなりオレンジに似ている。</u> 0805. 29 <u>この号には、ウィルキングその他これに類するかんきつ類の交雑種を含む。</u> <u>ウィルキングは、2つの異なるマンダリンのグループに属するウィローリーフとキングを交配親とする交雑種である。形状は、小型から中型で、わずかに扁平である。果皮の色は成熟すると橙色で、光沢があり、わずかに凹凸がある。果皮の厚みは中程度から薄く、若干もろく、果皮が果肉にしっかり付いているものの、容易に果皮を剥くことができる。果肉は濃い橙色で、種子は多い。ウィルキングは、非常に多汁で、濃く、かぐわしい、独特の芳香を有する。</u> <u>他の主な交雑種には、タンジェロ（マンダリンとグレープフルーツ又はポメロの交雑種）、タンゴール（タンジェリンとスイートオレンジの交雑種）、カラマンシー、いよかん及びラングプールがある。</u>	
（省 略）	（同 左）
12. 11 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	12. 11 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）
1211. 20～1211. 40（省 略）	1211. 20～1211. 40（同 左）
1211. 50－麻黄	（新 規）
1211. 90（省 略）	1211. 90（同 左）
この項には、主として香料用、医療又は医薬用、殺虫用、殺菌用、寄生虫駆除用その他これらに類する用途に供される植物性生産品を含む。これらは、植物全体、こけ及び地衣類又はこれらの部分（木材、樹皮、根、茎、葉、花、花卉、果実及び種（12. 01 項から 12. 07 項までに該当する採油用の果実及び種を除く。））の状態のもの、また、主として機械的な処理によって生ずるくずであってもよい。これらは、<u>生鮮のもの若しくは冷蔵し、冷凍し又は乾燥したもの、丸のままのもの、切ったもの、破碎し若しくはひき割りにしたもの、粉末状のもの又は（使用に際して）すりつぶしたもの若しくは殻をとったも</u>	この項には、主として香料用、医療又は医薬用、殺虫用、殺菌用、寄生虫駆除用その他これらに類する用途に供される植物性生産品を含む。これらは、植物全体、こけ及び地衣類又はこれらの部分（木材、樹皮、根、茎、葉、花、花卉、果実及び種（12. 01 項から 12. 07 項までに該当する採油用の果実及び種を除く。））の状態のもの、また、主として機械的な処理によって生ずるくずであってもよい。これらは、<u>生鮮のもの、乾燥のもの、丸のままのもの、切ったもの、破碎し又はひき割りにしたもの、粉末状のもの又は（使用に際して）すりつぶしたもの又は殻をとったものであってもいずれもこの項に含ま</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
のであってもいずれもこの項に含まれる。また、この項の物品にアルコールを浸み込ませたものもこの項に属する。 （省 略） 13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシッケナー（変性させてあるかないかを問わない。） －植物性の液汁及びエキス 1302.11～1302.13（省 略） 1302.14－麻黄のもの 1302.19（省 略） 1302.20～1302.39（省 略） （省 略） 第 16 類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくは その他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の調製品 注 （省 略） 号注 1 第 1602.10 号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る乳幼児用食品又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が 250 グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第 16.02 項の他のいかなる号にも優先する。 2（省 略）	れる。また、この項の物品にアルコールを浸み込ませたものもこの項に属する。 （同 左） 13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシッケナー（変性させてあるかないかを問わない。） －植物性の液汁及びエキス 1302.11～1302.13（同 左） （新 規） 1302.19（同 左） 1302.20～1302.39（同 左） （同 左） 第 16 類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくは その他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の調製品 注 （同 左） 号注 1 第 1602.10 号において「均質調製品」とは、微細に均質化した肉、くず肉又は血から成る育児食用又は食餌（じ）療法の調製品（小売用のもので正味重量が 250 グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の肉又はくず肉の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第 16.02 項の他のいかなる号にも優先する。 2（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
16.04 魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 一魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。） 1604.11～1604.17（省 略） 1604.18—ふかひれ 1604.19（省 略） 1604.20～1604.32（省 略）	16.04 魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 一魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。） 1604.11～1604.17（同 左） (新 規) 1604.19（同 左） 1604.20～1604.32（同 左）
(省 略)	(同 左)
19.01 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 1901.10— <u>乳幼児用</u> の調製品（小売用にしたものに限る。） 1901.20（省 略） 1901.90（省 略）	19.01 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） 1901.10— <u>育児食用</u> の調製品（小売用にしたものに限る。） 1901.20（同 左） 1901.90（同 左）
(I) 麦芽エキス 麦芽エキスは、麦芽を水中に浸せきして得られる溶液を濃縮して製造する。 これらのものは、塊状、粉状又は多少粘稠性のある溶液であってもこの項に属する。 レシチン、ビタミン、塩等を加えた麦芽エキスは、30 類の医薬品に該当するものでない限りこの項に含まれる。 麦芽エキスは、主として <u>乳幼児用</u> 、 <u>食餌療法用</u> 又は料理用の調製品の	(I) 麦芽エキス 麦芽エキスは、麦芽を水中に浸せきして得られる溶液を濃縮して製造する。 これらのものは、塊状、粉状又は多少粘稠性のある溶液であってもこの項に属する。 レシチン、ビタミン、塩等を加えた麦芽エキスは、30 類の医薬品に該当するものでない限りこの項に含まれる。 麦芽エキスは、主として <u>育児食用</u> 、 <u>食餌（じ）療法用</u> 又は料理用の調製の

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
製造及び医薬品の製造に使用される。粘稠性のあるものは、そのままベーキング用及び繊維工業用に使用される。	品の製造及び医薬品の製造に使用される。粘稠性のあるものは、そのままベーキング用及び繊維工業用に使用される。
（省 略）	（同 左）
（Ⅱ）穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	（Ⅱ）穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
（省 略）	（同 左）
これらの調製品は、ミルク若しくは水と単に混合し又は煮ることによって飲料、薄がゆ、 <u>乳幼児用、食餌療用法用</u> の食料等を作り、また、ケーキ、プディング、カスタードその他これらに類する料理用の調製品を作るのにしばしば使用される。	これらの調製品は、ミルク若しくは水と単に混合し又は煮ることによって飲料、薄がゆ、 <u>育児食用、食餌（じ）療用法用</u> の食料等を作り、また、ケーキ、プディング、カスタードその他これらに類する料理用の調製品を作るのにしばしば使用される。
（省 略）	（同 左）
（Ⅲ）04.01 項から 04.04 項までの物品の調製品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） この項の調製品は、天然ミルクの組成分に、04.01 項から 04.04 項までの各項には添加を許容されていないその他の成分を含有することから、04.01 項から 04.04 項までの各項の物品とは区別される。したがって、19.01 項には、例えば、次のものを含む。 （１） <u>乳幼児用又は食餌療用法用</u> の粉状又は液状の調製品で副次的な成分（ひき割り穀物、酵母等）を加えたミルク （２）一以上のミルク組成分（例えば、 <u>酪酸グリセリド</u> ）を他の物質（例えば、 <u>オレイン酸グリセリド</u> ）で置き換えることによって得られるミルク調製品	（Ⅲ）04.01 項から 04.04 項までの物品の調製品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） この項の調製品は、天然ミルクの組成分に、04.01 項から 04.04 項までの各項には添加を許容されていないその他の成分を含有することから、04.01 項から 04.04 項までの各項の物品とは区別される。したがって、19.01 項には、例えば、次のものを含む。 （１） <u>育児食用又は食餌（じ）療用法用</u> の粉状又は液状の調製品で副次的な成分（ひき割り穀物、酵母等）を加えたミルク （２）一以上のミルク組成分（例えば、 <u>butyric fats</u> ）を他の物質（例えば、 <u>Oleic fats</u> ）で置き換えることによって得られるミルク調製品
（同 左）	（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 20 類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	第 20 類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
注 （省 略）	注 （同 左）
号注 1 第 2005.10 号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が 250 グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第 20.05 項の他のいかなる号にも優先する。 2 第 2007.10 号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る乳幼児用又は食餌療法の調製品（小売用のもので正味重量が 250 グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第 20.07 項の他のいかなる号にも優先する。 3 （省 略） （省 略）	号注 1 第 2005.10 号において「均質調製野菜」とは、微細に均質化した野菜から成る<u>育児食用又は食餌（じ）療法</u>用の調製品（小売用のもので正味重量が 250 グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の野菜の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第 20.05 項の他のいかなる号にも優先する。 2 第 2007.10 号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る<u>育児食用又は食餌（じ）療法</u>用の調製品（小売用のもので正味重量が 250 グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第 20.07 項の他のいかなる号にも優先する。 3 （同 左） （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 21 類 各種の調製食料品	第 21 類 各種の調製食料品
注 1 及び 2 （省 略） 3 第 21.04 項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が 250 グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。 （省 略） 21.04 スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品 （省 略） （B）均質混合調製食料品 この類の注 3 により、この項の均質混合調製食料品とは、基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜及び果実）の二以上から成る混合物を微細に均質化したものから成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品として小売容器入りのもので正味重量が 250 グラム以下のものに限るものをいう。基礎的な材料のほか、これらの調製品には、<u>食餌療法</u>（バランスのとれたダイエット）用に又は調味、保存その他の目的のために、少量のチーズ、卵黄、でん粉、デキストリン、塩又はビタミンのような成分を含有することがある。これらは、また構成成分の目に見える程度の細片は、少量、すなわち、均質調製品としての製品の特性を変えない量であれば含まれていてもよい。 均質混合調製食料品は、一般に乳幼児用として使用され、直接又は再加熱後食用に供するのに適した種々のかたさのなめらかなペースト状をしてい	注 1 及び 2 （同 左） 3 第 21.04 項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る<u>育児食用</u>又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が 250 グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。 （同 左） 21.04 スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品 （同 左） （B）均質混合調製食料品 この類の注 3 により、この項の均質混合調製食料品とは、基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜及び果実）の二以上から成る混合物を微細に均質化したものから成る<u>育児食用</u>又は食餌（<u>じ</u>）療法用の調製品として小売容器入りのもので正味重量が 250 グラム以下のものに限るものをいう。基礎的な材料のほか、これらの調製品には、<u>食餌（じ）療法</u>（バランスのとれたダイエット）用に又は調味、保存その他の目的のために、少量のチーズ、卵黄、でん粉、デキストリン、塩又はビタミンのような成分を含有することがある。これらは、また構成成分の目に見える程度の細片は、少量、すなわち、均質調製品としての製品の特性を変えない量であれば含まれていてもよい。 均質混合調製食料品は、一般に<u>育児食用</u>として使用され、直接又は再加熱後食用に供するのに適した種々のかたさのなめらかなペースト状をしてい

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
る。これらは、一般に 1 食分に相当する量が、通常気密の壺又は缶に詰められている。 この項には、均質混合調製食料品で、<u>乳幼児用又は食餌療法用</u>として、小売用以外の方法で詰められたもの又は正味重量が 250 グラムを超える容器入りのものは含まれない。この項には、また、基礎的な構成成分（肉、くず肉、魚、野菜若しくは果実）の一から成るこの種の調製品（一般に、16 類又は 20 類。調味、保存又はその他の目的のため加えられた少量の成分を含有しているかないかを問わない。）を含まない。 （省 略） 22.02 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第 20.09 項の果実又は野菜のジュースを除く。） 2202.10（省 略） <u>－その他のもの</u> <u>2202.91－ノンアルコールビール</u> <u>2202.99－その他のもの</u> （省 略） 22.04 ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第 20.09 項のものを除く。） 2204.10（省 略） －その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの 2204.21（省 略） <u>2204.22－2 リットルを超え 10 リットル以下の容器入りにしたもの</u> 2204.29（省 略） 2204.30（省 略） （省 略）	る。これらは、一般に 1 食分に相当する量が、通常気密の壺又は缶に詰められている。 この項には、均質混合調製食料品で、<u>育児食用又は食餌（じ）療法用</u>として、小売用以外の方法で詰められたもの又は正味重量が 250 グラムを超える容器入りのものは含まれない。この項には、また、基礎的な構成成分（肉、くず肉、魚、野菜若しくは果実）の一から成るこの種の調製品（一般に、16 類又は 20 類。調味、保存又はその他の目的のため加えられた少量の成分を含有しているかないかを問わない。）を含まない。 （省 略） 22.02 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第 20.09 項の果実又は野菜のジュースを除く。） 2202.10（同 左） <u>2202.90－その他のもの</u> （同 左） 22.04 ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第 20.09 項のものを除く。） 2204.10（同 左） －その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの 2204.21（同 左） （新 規） 2204.29（同 左） 2204.30（同 左） （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
22.06 その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） この項には、22.03 項から 22.05 項までに含まれないすべての発酵酒を含む。 例えば、次の物品がある。 （１）～（７）（省 略） （８）酒（<u>saké</u> 又は <u>rice wine</u>） （９）及び（１０）（省 略） （省 略） 第 27 類 鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろう 注 （省 略） 号注 １～３ （省 略） ４ 第 2710.12 号において「軽質油及びその調製品」とは、<u>ISO 3405 の方法（ASTM D 86 の方法と同等の方法）</u>による温度 210 度における減失量加算留出容量が全容量の 90%以上のものをいう。 ５ （省 略） （省 略） 27.07 高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの 2707.10～2707.40（省 略）	22.06 その他の発酵酒（例えば、りんご酒、<u>なし酒</u>及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） この項には、 22.03 項から 22.05 項までに含まれないすべての発酵酒を含む。 例えば、次の物品がある。 （１）～（７）（省 略） （８）酒（<u>ricewine</u>） （９）及び（１０）（省 略） （同 左） 第 27 類 鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろう 注 （同 左） 号注 １～３ （同 左） ４ 第 2710.12 号において「軽質油及びその調製品」とは、<u>ASTM D 86 の方法</u>による温度 210 度における減失量加算留出容量が全容量の 90%以上のものをいう。 ５ （同 左） （同 左） 27.07 高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの 2707.10～2707.40（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
2707. 50－その他の芳香族炭化水素混合物で、<u>ISO 3405 の方法（ASTM D 86 の方法と同等の方法）</u>による温度 250 度における減失量加算留出容量が全容量の 65%以上のもの （省 略） 2707. 91（省 略） 2707. 99（省 略） （省 略） 27. 12 ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オンケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。） （省 略） （A）ペトロラタム （省 略） この項に属するペトロラタムは、回転温度計法（ASTM D 938 と同等の方法である <u>ISO 2207</u>）により測定したとき凝固点が温度 30 度以上、温度 70 度における密度が 1 立方センチメートルにつき 0. 942 グラム未満、更に <u>ISO 2137（ASTM D 217 の方法と同等の方法）</u>によって測定した、温度 25 度における混和ちょう度（Worked Cone Penetration）が 350 度未満、かつ、<u>ISO 2137（ASTM D 937 と同等の方法）</u>によって測定した温度 25 度におけるちょう度（Cone Penetration）が 80 度以上のものでなければならない。 （削 除） （省 略）	2707. 50－その他の芳香族炭化水素混合物で、<u>ASTM D 86 の方法</u>による温度 250 度における減失量加算留出容量が全容量の 65%以上のもの （同 左） 2707. 91（同 左） 2707. 99（同 左） （同 左） 27. 12 ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オンケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。） （同 左） （A）ペトロラタム （同 左） この項に属するペトロラタムは、回転温度計法（ASTM D 938）により測定したとき凝固点が温度 30 度以上、温度 70 度における密度が 1 立方センチメートルにつき 0. 942 グラム未満、更に <u>ASTM D 217（※）</u>によって測定した、温度 25 度における混和ちょう度（Worked Cone Penetration）が 350 度未満、かつ、<u>ASTM D 937</u>によって測定した温度 25 度におけるちょう度（Cone Penetration）が 80 度以上のものでなければならない。 <u>（※）もし、サンプルが固すぎて混和できない場合は、混和ちょう度（ASTM D 217）を省略し、直接ちょう度（ASTM D 937）によることとする。</u> （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 28 類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は有機の化合物 注 1～6（省 略） 7 <u>第 28.53 項</u>には、りん含有量が全重量の 15%を超えるりん銅を含む。 8 （省 略） （省 略） 総 説 （省 略） （A）及び（B）（省 略） （C）化学的に単一でない元素又は化合物でこの類に属するもの この類において化学的に単一の元素及び化合物のみを含むという規定には 例外がある。その例外には次のものがある。 28.02～28.46（省 略） （削 除） 28.49～28.52（省 略） 28.53：<u>りん化合物</u>、液体空気及び圧搾空気 アマルガム（貴金属のアマルガムを除く。上記の 28.43 参照） （省 略） 28.09 五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸（ポリりん酸については、化学 的に単一であるかないかを問わない。） （省 略）	第 28 類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素 又は同位元素の無機又は有機の化合物 注 1～6（同 左） 7 <u>第 28.48 項</u>には、りん含有量が全重量の 15%を超えるりん銅を含む。 8 （同 左） （同 左） 総 説 （同 左） （A）及び（B）（同 左） （C）化学的に単一でない元素又は化合物でこの類に属するもの この類において化学的に単一の元素及び化合物のみを含むという規定には 例外がある。その例外には次のものがある。 28.02～28.46（同 左） <u>28.48：りん化合物</u> 28.49～28.52（同 左） 28.53：液体空気及び圧搾空気 アマルガム（貴金属のアマルガムを除く。上記の 28.43 参照） （同 左） 28.09 五酸化二りん、りん酸及びポリりん酸（ポリりん酸については、化学 的に単一であるかないかを問わない。） （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
この項には、次の物品を含まない。 （a）（省 略） （b）りん化水素（<u>28.53</u>） （省 略） 28.11 その他の無機酸及び無機非金属酸化物 —その他の無機酸 2811.11（省 略） <u>2811.12—シアン化水素（シアン化水素酸）</u> 2811.19～2811.29（省 略） （省 略） 28.12 非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物 —<u>塩化物及び塩化酸化物</u> <u>2812.11—二塩化カルボニル（ホスゲン）</u> <u>2812.12—オキシ塩化りん</u> <u>2812.13—三塩化りん</u> <u>2812.14—五塩化りん</u> <u>2812.15—一塩化硫黄</u> <u>2812.16—二塩化硫黄</u> <u>2812.17—塩化チオニル</u> <u>2812.19—その他のもの</u> 2812.90（省 略） （A）非金属の塩化物 最も重要な二成分系化合物は、次の物品である。 （1）（省 略） （2）塩化硫黄 （a）一塩化硫黄（S_2Cl_2）<u>（別名は「二塩化二硫黄」であり、この名称は</u>	この項には、次の物品を含まない。 （a）（同 左） （b）りん化水素（<u>28.48</u>） （同 左） 28.11 その他の無機酸及び無機非金属酸化物 —その他の無機酸 2811.11（同 左） （新 規） 2811.19～2811.29（同 左） （同 左） 28.12 非金属のハロゲン化物及びハロゲン化酸化物 <u>2812.10—塩化物及び塩化酸化物</u> 2812.90（同 左） （A）非金属の塩化物 最も重要な二成分系化合物は、次の物品である。 （1）（同 左） （2）塩化硫黄 （a）一塩化硫黄（S_2Cl_2）：硫黄に塩素を作用させて得られる。商慣行上

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
構造式 Cl-S-S-Cl を意味する。）：硫黄に塩素を作用させて得られる。商慣行上の塩化硫黄であり、黄色又は赤色の液体で空気中で窒息性臭の蒸気を出し、水で分解する。比重は約 1.7。硫黄の溶剤及びゴム又はグタペルカの冷加硫剤として使用する。 （省 略） （B）非金属の塩化酸化物 これらの三成分系化合物には、次のような物品がある。 （1）塩化酸化硫黄類 （a）塩化チオニル（<u>sulphur dichloride oxide</u>、<u>sulphanyl chloride</u>）（SOCl_2）：二塩化硫黄を三酸化硫黄又は塩化スルフリルで酸化して得られる。無色の液体で、比重約 1.7。窒息性蒸気を出し、水で分解する。有機塩化物の製造に使用する。 （b）塩化スルフリル（<u>sulphonyl chloride</u>、<u>dichlorosulphonic acid</u>）（SO_2Cl_2）：日光の照射下又は触媒（しょう腦又は活性炭）の存在下で二酸化硫黄に塩素を作用させて得られる無色の液体で、比重約 1.7。空气中で発煙し、水で分解し、また、腐食性を有する。有機合成における塩素化剤及びスルホン化剤（例えば、酸塩化物の製造）に使用する。この項には、クロロ硫酸（<u>sulphuric chlorohydrin</u>、ClSO_2OH）は含まない（28.06）。 （2）及び（3）（省 略） （4）オキシ塩化りん（<u>phosphorus trichloride oxide</u>、<u>phosphoryl chloride</u>）（POCl_3）：三塩化りんと塩素酸カリウム、五塩化りんとほう酸又はりん酸三カルシウムと塩化カルボニルの処理によって得られる無色の液体で、比重約 1.7。刺激臭を持ち、湿った空气中で発煙し、水で分解する。無水酢酸又はクロロ硫酸の製造及び有機合成における塩素化剤として使用する。 （5）二塩化カルボニル（ホスゲン、<u>carbon chloride oxide</u>、<u>carbonyl chloride</u>）（COCl_2）：四塩化炭素に発煙硫酸を作用させるか又は獣炭又は木炭の存在下で一酸化炭素に塩素を作用させて得られる。無色の液体（温度 8 度以下）又は気体（温度 8 度超）で、鉄鋼製の容器に加圧して	の塩化硫黄であり、黄色又は赤色の液体で空気中で窒息性臭の蒸気を出し、水で分解する。比重は約 1.7。硫黄の溶剤及びゴム又はグタペルカの冷加硫剤として使用する。 （同 左） （B）非金属の塩化酸化物 これらの三成分系化合物には、次のような物品がある。 （1）塩化酸化硫黄類 （a）塩化チオニル（<u>sulphanyl chloride</u>、SOCl_2）：二塩化硫黄を三酸化硫黄又は塩化スルフリルで酸化して得られる。無色の液体で、比重約 1.7。窒息性蒸気を出し、水で分解する。有機塩化物の製造に使用する。 （b）塩化スルフリル（<u>sulphonyl chloride</u>、<u>dichlorosulphonic acid</u>、SO_2Cl_2）：日光の照射下又は触媒（しょう腦又は活性炭）の存在下で二酸化硫黄に塩素を作用させて得られる無色の液体で、比重約 1.7。空气中で発煙し、水で分解し、また、腐食性を有する。有機合成における塩素化剤及びスルホン化剤（例えば、酸塩化物の製造）に使用する。この項には、クロロ硫酸（<u>sulphuric chlorohydrin</u>、ClSO_2OH）は含まない（28.06）。 （2）及び（3）（同 左） （4）三塩化ホスホリル（<u>phosphorus oxychloride</u>、POCl_3）：三塩化りんと塩素酸カリウム、五塩化りんとほう酸又はりん酸三カルシウムと塩化カルボニルの処理によって得られる無色の液体で、比重約 1.7。刺激臭を持ち、湿った空气中で発煙し、水で分解する。無水酢酸又はクロロ硫酸の製造及び有機合成における塩素化剤として使用する。 （5）塩化カルボニル（ホスゲン）（COCl_2）：四塩化炭素に発煙硫酸を作用させるか又は獣炭又は木炭の存在下で一酸化炭素に塩素を作用させて得られる。無色の液体（温度 8 度以下）又は気体（温度 8 度超）で、鉄鋼製の容器に加圧して又は液化して貯蔵する。ベンゼン又はトルエンに溶

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
又は液化して貯蔵する。ベンゼン又はトルエンに溶解したものは、38.24 項に属する。 催涙性のある猛毒物質で、塩素化剤として有機合成（酸塩化物、アミノ誘導体、ミヒラーケトン（Michler's sketone）及び有機染料工業の中間体等の製造）に広く使用する。 （省 略） 第 5 節 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩 総 説 （省 略） この節には、次の物品を含まない。 （a）～（c）（省 略） （d）りん化物、炭化物、水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（28.49、28.50 及び 28.53）並びにりん鉄（15 部） （省 略） 28.37 シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩 （省 略） （A）シアン化物 シアン化物は、青酸（シアン化水素酸）（HCN）（28.11）の金属塩で猛毒である。 （省 略）	解したものは、38.24 項に属する。 催涙性のある猛毒物質で、塩素化剤として有機合成（酸塩化物、アミノ誘導体、ミヒラーケトン（Michler's sketone）及び有機染料工業の中間体等の製造）に広く使用する。 （同 左） 第 5 節 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩 総 説 （同 左） この節には、次の物品を含まない。 （a）～（c）（同 左） （d）りん化物、炭化物、水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（28.48 から 28.50 まで）並びにりん鉄（15 部） （同 左） 28.37 シアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩 （同 左） （A）シアン化物 シアン化物は、青酸（HCN）（28.11）の金属塩で猛毒である。 （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
28. 43 貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム （省 略） （B）貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。） これらには、次の物品を含む。 （I）及び（II）（省 略） （III）りん化物、炭化物、水素化物、窒化物、けい化物及びほう化物：これらは、<u>28. 49 項、28. 50 項及び 28. 53 項</u>の化合物に類似している（りん化白金、水素化パラジウム、窒化銀、けい化白金等）。 （省 略） （削 除）	28. 43 貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。）、コロイド状貴金属及び貴金属のアマルガム （同 左） （B）貴金属の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わない。） これらには、次の物品を含む。 （I）及び（II）（同 左） （III）りん化物、炭化物、水素化物、窒化物、けい化物及びほう化物：これらは、<u>28. 48 項から 28. 50 項までの化合物</u>に類似している（りん化白金、水素化パラジウム、窒化銀、けい化白金等）。 （同 左） <u>28. 48 りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）</u> <u>りん化物は、りんと他の元素との化合物である。</u> <u>この項に属するりん化物の最も重要なものは、構成元素の直接作用によって得られるもので、次の物品がある。</u> <u>（1）りん銅（りん化銅）：反射炉又はるつぼで製造される。通常黄灰色の塊又は非常に脆い結晶状の小インゴットである。この項には、りん銅及び銅のマスターアロイでりんの含有量が全重量の 15%を超えるもののみを含む。この基準を超えないものは、一般に 74 類に属する。りん銅は、銅の最良の脱酸剤で、当該金属の硬度を増大させ、融解した金属の流動性を改善する。りん青銅の製造に使用する。</u> <u>（2）りん化カルシウム（Ca₃P₂）：栗色の小さな結晶又は灰色の粒状塊で、水により分解し、りん化水素（自然発火する。）を発生する。炭化カルシウムと共に海上信号用（ブイ用の自然発火炎）に使用する。</u> <u>（3）りん化亜鉛（Zn₃P₂）：ガラス状の断面を持つ灰色の粉で有毒。湿った空気中でホスフィンを出し変性する。殺鼠剤、殺虫剤、医薬（りんの代</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>用として）等</u>に使用する。 <u>（４）りん化すず：非常に脆い銀白色の固体で、合金製造に使用する。</u> <u>（５）その他のりん化物：例えば、りん化水素（固体、液体、気体）及び砒素、ほう酸、けい素、バリウム又はカドミウムのりん化物</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>（a）りんと酸素の化合物（28.09）、りんとハロゲンの化合物（28.12）又はりんと硫黄の化合物（28.13）</u> <u>（b）白金及びその他の貴金属のりん化物（28.43）</u> <u>（c）りん鉄（72.02）</u>
（省 略）	（同 左）
28.50 水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第 28.49 項の炭化物に該当するものを除く。）	28.50 水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、第 28.49 項の炭化物に該当するものを除く。）
（省 略）	（同 左）
（A）水素化物（hydrides）	（A）水素化物（hydrides）
（省 略）	（同 左）
この項には、水素と次の元素との化合物を含まない。酸素（22.01、28.45、28.47 及び 28.53）、窒素（28.11、28.14 及び 28.25）、りん（28.53）、炭素（29.01）及びその他の非金属（28.06 及び 28.11）。パラジウムその他の貴金属の水素化物は 28.43 項に属する。	この項には、水素と次の元素との化合物を含まない。酸素（22.01、28.45、28.47 及び 28.53）、窒素（28.11、28.14 及び 28.25）、りん（28.48）、炭素（29.01）及びその他の非金属（28.06 及び 28.11）。パラジウムその他の貴金属の水素化物は 28.43 項に属する。
（省 略）	（同 左）
（D）けい化物（silicides）	（D）けい化物（silicides）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (省 略)	改正前 (同 左)
この項には、けい素と次の元素との化合物を含まない。酸素（28.11）、ハロゲン（28.12）、硫黄（28.13）、りん（<u>28.53</u>）、炭化けい素は、28.49 項に、白金その他の貴金属のけい化物は 28.43 項に、けい素を含有するフェロアロイ及びマスターアロイは 72.02 項又は 74.05 項に、また、けい素－アルミニウム合金は 76 類にそれぞれ属する。けい素と水素の結合したものは、上記（A）を参照。 （E）ほう化物 (borides) （省 略） この項には、ほう素と次の元素との化合物を含まない。酸素（28.10）、ハロゲン（28.12）、硫黄（28.13）、貴金属（28.43）、りん（<u>28.53</u>）、炭素（28.49）。水素、窒素又はけい素と結合したものについては、上記（A）、（B）及び（D）を参照。 この項には、銅－ほう素のマスターアロイを含まない（解説 74.05 参照）。 （省 略）	この項には、けい素と次の元素との化合物を含まない。酸素（28.11）、ハロゲン（28.12）、硫黄（28.13）、りん（<u>28.48</u>）、炭化けい素は、28.49 項に、白金その他の貴金属のけい化物は 28.43 項に、けい素を含有するフェロアロイ及びマスターアロイは 72.02 項又は 74.05 項に、また、けい素－アルミニウム合金は 76 類にそれぞれ属する。けい素と水素の結合したものは、上記（A）を参照。 （E）ほう化物 (borides) （同 左） この項には、ほう素と次の元素との化合物を含まない。酸素（28.10）、ハロゲン（28.12）、硫黄（28.13）、貴金属（28.43）、りん（<u>28.48</u>）、炭素（28.49）。水素、窒素又はけい素と結合したものについては、上記（A）、（B）及び（D）を参照。 この項には、銅－ほう素のマスターアロイを含まない（解説 74.05 参照）。 （同 左）
<u>28.53 りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）</u>、<u>その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）</u>、<u>液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）</u>、<u>圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）</u> 2853.10－塩化シアン 2853.90－その他のもの <u>（A）りん化物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、りん鉄を除く。）</u> <u>りん化物は、りんと他の元素との化合物である。</u> <u>この項に属するりん化物の最も重要なものは、構成元素の直接作用によっ</u>	<u>28.53 その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）</u>、<u>液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）</u>、<u>圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）</u> （新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
て得られるもので、次の物品がある。 （１）りん銅（りん化銅）：<u>反射炉又ははるつぼで製造される。通常黄灰色の塊又は非常に脆い結晶状の小インゴットである。この項には、りん銅及び銅のマスターアロイでりんの含有量が全重量の 15%を超えるもののみを含む。この基準を超えないものは、一般に 74 類に属する。りん銅は、銅の最良の脱酸剤で、当該金属の硬度を増大させ、融解した金属の流動性を改善する。りん青銅の製造に使用する。</u> （２）りん化カルシウム（Ca_3P_2）：<u>栗色の小さな結晶又は灰色の粒状塊で、水により分解し、りん化水素（自然発火する。）を発生する。炭化カルシウムと共に海上信号用（ブイ用の自然発火炎）に使用する。</u> （３）りん化亜鉛（Zn_3P_2）：<u>ガラス状の断面を持つ灰色の粉で有毒。湿った空气中でホスフィンを出し変性する。殺鼠剤、殺虫剤、医薬（りんの代用として）等に使用する。</u> （４）りん化すず：<u>非常に脆い銀白色の固体で、合金製造に使用する。</u> （５）その他のりん化物：<u>例えば、りん化水素（固体、液体、気体）及び砒素、ほう酸、けい素、バリウム又はカドミウムのりん化物</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> （a）<u>りんと酸素の化合物（28.09）、りんとハロゲンの化合物（28.12）又はりんと硫黄の化合物（28.13）</u> （b）<u>白金及びその他の貴金属のりん化物（28.43）</u> （c）<u>りん鉄（72.02）</u> <u>（Ｂ）蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水</u> （省 略） <u>（Ｃ）その他の無機化合物</u> 無機化学品は、他の項に該当するものを除き、この項に属する（類注 2 に掲げる炭素の化合物を含む。）。 この項には、次の物品を含む。 （１）シアン及びそのハロゲン化物：例えば、塩化シアン（<u>chlorcyan</u>）（CNCI）、	<u>（Ａ）蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水</u> （同 左） <u>（Ｂ）その他の無機化合物</u> 無機化学品は、他の項に該当するものを除き、この項に属する（類注 2 に掲げる炭素の化合物を含む。）。 この項には、次の物品を含む。 （１）シアン及びそのハロゲン化物：例えば、塩化シアン（CNCI）、シアナ

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
シアナミド及びその金属誘導体（カルシウムシアナミド（31.02 又は 31.05）を除く。 （2）～（5）（省 略） <u>（D）</u>液体空気及び圧搾空気 （省 略） <u>（E）</u>アマルガム（貴金属のアマルガムを除く。） （省 略） 29.03 炭化水素のハロゲン化誘導体 （省 略） 2903.11～2903.79（省 略） 一飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体 2903.81（省 略） 2903.82（省 略） <u>2903.83ーマイレックス（ISO）</u> 2903.89（省 略） 一芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体 2903.91（省 略） 2903.92（省 略） <u>2903.93ーペンタクロロベンゼン（ISO）</u> <u>2903.94ーヘキサブROMOビフェニル</u> 2903.99（省 略） （省 略） （F）芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体 （1）～（4）（省 略）	ミド及びその金属誘導体（カルシウムシアナミド（31.02 又は 31.05）を除く。） （2）～（5）（同 左） <u>（C）</u>液体空気及び圧搾空気 （同 左） <u>（D）</u>アマルガム（貴金属のアマルガムを除く。） （同 左） 29.03 炭化水素のハロゲン化誘導体 （同 左） 2903.11～2903.79（同 左） 一飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルペン炭化水素のハロゲン化誘導体 2903.81（同 左） 2903.82（同 左） （新 規） 2903.89（同 左） 一芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体 2903.91（同 左） 2903.92（同 左） （新 規） （新 規） 2903.99（同 左） （同 左） （F）芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体 （1）～（4）（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（５）ヘキサクロロベンゼン（ＩＳＯ）<u>及びペンタクロロベンゼン（ＩＳＯ）</u>： 白色の針状で、水に不溶 （６）～（１０）（省 略） （１１）<u>ヘキサブロモビフェニル</u>：代表的な例として、<u>２，２’，４，４’，</u> <u>５，５’－ヘキサブロモビフェニル</u> <u>及び</u> <u>３，３’，４，４’，５，５’</u> <u>－ヘキサブロモビフェニル</u>がある。無色または灰白色の固体。 <u>この項には、ヘキサブロモビフェニルの異性体の混合物を含まない</u> <u>（３８．２４）。この項には、また、塩素化誘導体の混合物であるポリクロロビ</u> <u>フェニルを含まない（人造ろうの特性を有する固体状のものは 34.04 項、液体</u> <u>のものは 38.24 項に分類される。）。</u> （省 略） 29.04 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 （ハロゲン化してあるかないかを問わない。） 2904.10（省 略） 2904.20（省 略） <u>－ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩並びにペルフルオロ</u> <u>オクタンスルホンフルオリド</u> 2904.31 <u>－ペルフルオロオクタンスルホン酸</u> 2904.32 <u>－ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム</u> 2904.33 <u>－ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム</u> 2904.34 <u>－ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム</u> 2904.35 <u>－その他のペルフルオロオクタンスルホン酸塩</u> 2904.36 <u>－ペルフルオロオクタンスルホンフルオリド</u> <u>－その他のもの</u> 2904.91 <u>－トリクロロニトロメタン（クロロピクリン）</u> 2904.99 <u>－その他のもの</u> （省 略） （Ｄ）スルホハロゲン化誘導体	（５）ヘキサクロロベンゼン（ＩＳＯ）：白色の針状で、水に不溶 （６）～（１０）（同 左） （新 規） この項には、塩素化誘導体の混合物であるポリクロロビフェニルを含まない（人造ろうの特性を有する<u>固体状</u>のものは 34.04 項、液体のものは 38.24 項に分類される。）。 （同 左） 29.04 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 （ハロゲン化してあるかないかを問わない。） 2904.10（同 左） 2904.20（同 左） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） 2904.90 <u>－その他のもの</u> （同 左） （Ｄ）スルホハロゲン化誘導体

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略）	（同 左）
（１）～（４）（省 略）	（１）～（４）（同 左）
（５） <u>ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）：ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩並びにペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド（PFOSF）の製造及び使用は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約及び国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約により規制される。（29. 22、29. 23、29. 35、38. 08 及び 38. 24 参照。）</u>	（新 規）
（省 略）	（同 左）
29. 10 三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	29. 10 三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
2910. 10～2910. 40（省 略）	2910. 10～2910. 40（同 左）
<u>2910. 50－エンドリン（ＩＳＯ）</u>	（新 規）
2910. 90（省 略）	2910. 90（同 左）
（省 略）	（同 左）
29. 14 ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	29. 14 ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
（省 略）	（同 左）
2914. 11～2914. 50（省 略）	2914. 11～2914. 50（同 左）
－キノン	－キノン
2914. 61（省 略）	2914. 61（同 左）
<u>2914. 62－コエンザイムＱ10（ユビデカレノン（ＩＮＮ））</u>	（新 規）
2914. 69（省 略）	2914. 69（同 左）
<u>－ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ</u>	<u>2914. 70－ハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロ</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ソ化誘導体</u> 2914.71ーークロルデコン（ISO） 2914.79ーーその他のもの （省 略） （F）キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒド その他の酸素官能基を有するキノン （省 略） （1）～（3）（省 略） （4）コエンザイムQ10（ユビデカレノン（INN）） （G）ケトン、キノン、ケトンアルコール等、キノンアルコール等のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 （1）～（3）（省 略） （4）クロルデコン（ISO） （省 略） 29.18 カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体ーアルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 2918.11～2918.16（省 略） 2918.17ーー2, 2ージフェニルー2ーヒドロキシ酢酸（ベンジル酸） 2918.18（省 略） 2918.19（省 略）	<u>ソ化誘導体</u> （同 左） （F）キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒド その他の酸素官能基を有するキノン （同 左） （1）～（3）（同 左） （新 規） （G）ケトン、キノン、ケトンアルコール等、キノンアルコール等のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 （1）～（3）（同 左） （新 規） （同 左） 29.18 カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体ーアルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 2918.11～2918.16（同 左） （新 規） 2918.18（同 左） 2918.19（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略） 2918. 21～2918. 99（省 略） （省 略） （A）アルコール官能のカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体 （省 略） （１）～（７）（省 略） <u>（８）２，２－ジフェニル－２－ヒドロキシ酢酸（ベンジル酸）：白色結晶状の芳香族酸で、多くの第一級アルコールに溶解する。有機合成、医薬及び化学兵器製造の前駆物質として使用する。</u> （省 略） 29. 20 非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 （省 略） 2920. 11（省 略） 2920. 19（省 略） <u>－亜りん酸エステル及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</u> 2920. 21－<u>－亜りん酸ジメチル</u> 2920. 22－<u>－亜りん酸ジエチル</u> 2920. 23－<u>－亜りん酸トリメチル</u> 2920. 24－<u>－亜りん酸トリエチル</u> 2920. 29－<u>－その他のもの</u> 2920. 30－<u>－エンドスルファン（ＩＳＯ）</u> 2920. 90（省 略）	（同 左） 2918. 21～2918. 99（同 左） （同 左） （A）アルコール官能のカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体 （同 左） （１）～（７）（同 左） （新 規） （同 左） 29. 20 非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 （同 左） 2920. 11（同 左） 2920. 19（同 左） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） 2920. 90（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略） この項のエステルには、次の物品を含む。 （A）（省 略） （B）<u>亜りん酸エステル及びその塩：亜りん酸エステル及び有機亜りん酸は、亜りん酸（H_3PO_3）のエステルとみなされる一般的構造（$P(OR)_3$）を持つ。亜りん酸のメチル及びエチルエステルは、化学合成により神経ガスに変換される。</u> （C）（省 略） （D）（省 略） （E）（省 略） （F）（省 略） （省 略） 29.21 アミン官能化合物 —非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 2921.11（省 略） 2921.12—2—（N，N—ジメチルアミノ）エチルクロリド塩酸塩 2921.13—2—（N，N—ジエチルアミノ）エチルクロリド塩酸塩 2921.14—2—（N，N—ジイソプロピルアミノ）エチルクロリド塩酸塩 2921.19（省 略） （省 略） 2921.21～2921.59（省 略） （省 略） （A）非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 （1）～（6）（省 略） （7）<u>2—（N，N—ジメチルアミノ）エチルクロリド塩酸塩、2—（N，N—ジエチルアミノ）エチルクロリド塩酸塩及び2—（N，N—ジイソ</u>	（同 左） この項のエステルには、次の物品を含む。 （A）（同 左） （新 規） （B）（同 左） （C）（同 左） （D）（同 左） （E）（同 左） （同 左） 29.21 アミン官能化合物 —非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 2921.11（同 左） （新 規） （新 規） （新 規） 2921.19（同 左） （同 左） 2921.21～2921.59（同 左） （同 左） （A）非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 （1）～（6）（同 左） （新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>プロピルアミノ）エチルクロリド塩酸塩</u>	
（省 略）	（同 左）
29.22 酸素官能のアミノ化合物	29.22 酸素官能のアミノ化合物
ーアミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）	ーアミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）
並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩
2922.11（省 略）	2922.11（同 左）
2922.12（省 略）	2922.12（同 左）
（削 除）	<u>2922.13ーートリエタノールアミン及びその塩</u>
2922.14（省 略）	2922.14（同 左）
<u>2922.15ーートリエタノールアミン</u>	（新 規）
<u>2922.16ーーペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム</u>	（新 規）
<u>2922.17ーーメチルジエタノールアミン及びエチルジエタノールアミン</u>	（新 規）
<u>2922.18ーー2ー（N, Nージイソプロピルアミノ）エタノール</u>	（新 規）
2922.19（省 略）	2922.19（同 左）
（省 略）	（同 左）
2922.21～2922.50（省 略）	2922.21～2922.50（同 左）
（省 略）	（同 左）
（A）アミノアルコール並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	（A）アミノアルコール並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩
（省 略）	（同 左）
（1）～（3）（省 略）	（1）～（3）（同 左）
（4） <u>ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム：ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）のアンモニウム塩（29.04、29.23、29.35、38.08 及び 38.24 参照）</u>	（新 規）
（5） <u>メチルジエタノールアミン及びエチルジエタノールアミン</u>	（新 規）
（6） <u>2ー（N, Nージイソプロピルアミノ）エタノール又はN, Nージイソプロピルエタノールアミン（$((CH_3)_2CH)_2NCH_2CH_2OH$）：無色又は淡黄色</u>	（新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>の液体</u> <u>(7)</u> (省 略) <u>(8)</u> (省 略) <u>(9)</u> (省 略) <u>(10)</u> (省 略) <u>(11)</u> (省 略) <u>(12)</u> (省 略) <u>(13)</u> (省 略) (削 除) (省 略) 29. 23 第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。） 2923. 10 (省 略) 2923. 20 (省 略) <u>2923. 30ーペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム</u> <u>2923. 40ーペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム</u> 2923. 90 (省 略) (省 略) (1) 及び (2) (省 略) <u>(3) ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム及びペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム：これらはペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）の第四級アンモニウム塩である（29. 04、29. 22、29. 35、38. 08 及び 38. 24 参照）。</u> <u>(4)</u> (省 略) <u>(5)</u> (省 略) <u>(6)</u> (省 略) <u>(7)</u> (省 略)	<u>(4)</u> (同 左) <u>(5)</u> (同 左) <u>(6)</u> (同 左) <u>(7)</u> (同 左) <u>(8)</u> (同 左) <u>(9)</u> (同 左) <u>(10)</u> (同 左) <u>(11) メチルジエタノールアミン</u> (同 左) 29. 23 第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。） 2923. 10 (同 左) 2923. 20 (同 左) (新 規) (新 規) 2923. 90 (同 左) (同 左) (1) 及び (2) (同 左) (新 規) <u>(3)</u> (同 左) <u>(4)</u> (同 左) <u>(5)</u> (同 左) <u>(6)</u> (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
29.24 カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 （省 略） 2924.11～2924.19（省 略） 一環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩 2924.21～2924.24（省 略） <u>2924.25ーアラクロール（ISO）</u> 2924.29（省 略） （省 略） （B）環式アミド （1）～（5）（省 略） <u>（6）アラクロール（ISO）：2-クロロ-N-（2,6-ジエチルフェニル）-N-（メトキシメチル）アセトアミド（C₁₄H₂₀ClNO₂）</u> （省 略） 29.26 ニトリル官能化合物 2926.10～2926.30（省 略） <u>2926.40-アルファーフェニルアセトアセトニトリル</u> 2926.90（省 略） （省 略） （1）～（18）（省 略） <u>（19）アルファーフェニルアセトアセトニトリル（APAAN）：3-オキソ-2-フェニルブタンニトリル（29 類の末尾の「麻薬及び向精神薬物の一覧表 Ⅲ. 前駆物質」参照）</u> （省 略）	29.24 カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 （同 左） 2924.11～2924.19（同 左） 一環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩 2924.21～2924.24（同 左） （新 規） 2924.29（同 左） （同 左） （B）環式アミド （1）～（5）（同 左） （新 規） （同 左） 29.26 ニトリル官能化合物 2926.10～2926.30（同 左） （新 規） 2926.90（同 左） （同 左） （1）～（18）（同 左） （新 規） （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
29.30 有機硫黄化合物 2930.20～2930.40（省 略） （削 除） 2930.60－2－（N，N－ジエチルアミノ）エタンチオール 2930.70－ビス（2－ヒドロキシエチル）スルフィド（チオジグリコール（I NN）） 2930.80－アルジカルブ（ISO）、カプタホール（ISO）及びメタミドホ ス（ISO） 2930.90（省 略） （省 略） （C）スルフィド（又はチオエーテル） これらは、酸素原子が硫黄原子と置換したエーテルとみなされる。 (ROR¹) (RSR¹) エーテル スルフィド （1）及び（2）（省 略） （3）ビス（2－ヒドロキシエチル）スルフィド又はチオジグリコール（I NN）：液体で、なせんの染料用溶媒に使用する。 （4）（省 略） （省 略） 29.31 その他のオルガノインオルガニック化合物 2931.10（省 略） 2931.20（省 略） －その他の有機りん誘導体 2931.31－メチルホスホン酸ジメチル 2931.32－プロピルホスホン酸ジメチル 2931.33－エチルホスホン酸ジエチル 2931.34－メチルホスホン酸3－（トリヒドロキシシリル）プロピルナトリ	29.30 有機硫黄化合物 2930.20～2930.40（同 左） 2930.50－カプタホール（ISO）及びメタミドホス（ISO） （新 規） （新 規） （新 規） 2930.90（同 左） （同 左） （C）スルフィド（又はチオエーテル） これらは、酸素原子が硫黄原子と置換したエーテルとみなされる。 (ROR¹) (RSR¹) エーテル スルフィド （1）及び（2）（同 左） （3）チオジグリコール又はビス（2－ヒドロキシエチル）スルフィド：液 体で、なせんの染料用溶媒に使用する。 （4）（同 左） （同 左） 29.31 その他のオルガノインオルガニック化合物 2931.10（同 左） 2931.20（同 左） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ウム</u>	
2931.35— <u>2, 4, 6—トリプロピル—1, 3, 5, 2, 4, 6—トリオキサトリ</u>	（新 規）
<u>ホスホン酸 2, 4, 6—トリオキシド</u>	
2931.36—（ <u>5—エチル—2—メチル—2—オキシド—1, 3, 2—ジオキサ</u>	（新 規）
<u>ホスフィナン—5—イル）メチルメチルメチルホスホネート</u>	
2931.37— <u>ビス〔（5—エチル—2—メチル—2—オキシド—1, 3, 2—ジ</u>	（新 規）
<u>オキサホスフィナン—5—イル）メチル〕メチルホスホネート</u>	
2931.38— <u>メチルホスホン酸と（アミノイミノメチル）尿素との 1：1 の割</u>	（新 規）
<u>合の塩</u>	
2931.39— <u>その他のもの</u>	（新 規）
2931.90（省 略）	2931.90（同 左）
（省 略）	（同 左）
（1）及び（2）（省 略）	（1）及び（2）（同 左）
（3） <u>有機りん化合物</u>	（新 規）
<u>これらは、炭素原子に直接結合したりん原子を少なくとも 1 個以上含</u>	
<u>む有機化合物である。</u>	
<u>このグループには、次の物品を含む。</u>	
（a） <u>メチルホスホン酸ジメチル、プロピルホスホン酸ジメチル及びエ</u>	
<u>チルホスホン酸ジエチル</u>	
（b） <u>メチルホスホン酸 3—（トリヒドロキシシリル）プロピルナトリ</u>	
<u>ウム</u>	
（c） <u>2, 4, 6—トリプロピル—1, 3, 5, 2, 4, 6—トリオキサトリホ</u>	
<u>スホン酸 2, 4, 6—トリオキシド</u>	
（d） <u>メチルホスホン酸と（アミノイミノメチル）尿素との 1：1 の割合</u>	
<u>の塩</u>	
（e） <u>O—イソプロピル＝メチルホスホノフルオリダート（サリン）</u>	
（f） <u>O—ピナコリル＝メチルホスホノフルオリダート（ソマン）</u>	
（4）（省 略）	（3）（同 左）
（5）（省 略）	（4）（同 左）
（6）（省 略）	（5）（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(7) (省 略) (8) (省 略) (削 除) (省 略) 29.32 複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。） ー非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物 2932.11～2932.13 (省 略) <u>2932.14ーースクラロース</u> 2932.19 (省 略) 2932.20～2932.99 (省 略) この項に含まれる複素環式化合物には、次の物品がある。 (A) 非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物 これらには、次の物品を含む。 (1) ～ (4) (省 略) (5) <u>スクラロース（1,6ージクロロー1,6ージデオキシーβ-D-フラクトフラノシルー4ークロロー4ーデオキシーα-D-ガラクトピラノシド）：無臭で、白色か白色がかった結晶性の粉末。主に医薬用や食用、特に糖尿病患者の治療用及び食餌療法用に使用される人工甘味料。</u> (6) (省 略)	(6) (同 左) (7) (同 左) (8) <u>有機りん化合物</u> <u>これらは、炭素原子と直接結合したりん原子を少なくとも1個以上含む有機化合物である。</u> <u>このグループには、次の物品を含む。</u> <u>(a) ジメチルメチルりん酸</u> <u>(b) 3ー（トリヒドロキシシリル）プロピルメチルりん酸ナトリウム</u> <u>(c) Oーイソプロピル＝メチルホスホノフルオリダート（サリン）</u> <u>(d) Oーピナコリル＝メチルホスホノフルオリダート（ソマン）</u> (同 左) 29.32 複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。） ー非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物 2932.11～2932.13 (同 左) (新 規) 2932.19 (同 左) 2932.20～2932.99 (同 左) この項に含まれる複素環式化合物には、次の物品がある。 (A) 非縮合フラン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物 これらには、次の物品を含む。 (1) ～ (4) (同 左) (新 規) (5) (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略） 29.33 複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。） （省 略） 2933.11～2933.79（省 略） －その他のもの 2933.91（省 略） 2933.92－アジンホスメチル（ISO） 2933.99（省 略） この項に含まれる複素環式化合物には、次の物品がある。 （A）～（G）（省 略） （H）その他の複素環式化合物（窒素のヘテロ原子のみを有するものに限る。） これらには、次の物品を含む。 （1）～（8）（省 略） （9）アジンホスメチル（ISO）（O, O－ジメチルS－〔（4－オキ ソー1, 2, 3－ベンゾトリアジン－3（4H）－イル）メチル〕ジ チオホスフェート）（C₁₀H₁₂N₃O₃PS₂） （省 略） 29.35 スルホンアミド 2935.10－N－メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド 2935.20－N－エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド 2935.30－N－エチル－N－（2－ヒドロキシエチル）ペルフルオロオクタン スルホンアミド 2935.40－N－（2－ヒドロキシエチル）－N－メチルペルフルオロオクタン スルホンアミド 2935.50－その他のペルフルオロオクタンスルホンアミド 2935.90－その他のもの	（同 左） 29.33 複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。） （同 左） 2933.11～2933.79（同 左） －その他のもの 2933.91（同 左） （新 規） 2933.99（同 左） この項に含まれる複素環式化合物には、次の物品がある。 （A）～（G）（同 左） （H）その他の複素環式化合物（窒素のヘテロ原子のみを有するものに限る。） これらには、次の物品を含む。 （1）～（8）（同 左） （新 規） （同 左） 29.35 スルホンアミド

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (省 略)	改正前 (同 左)
(1) <u>N-アルキルペルフルオロオクタンスルホンアミド</u>：例えば、<u>N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド</u>又は<u>N-エチル-N-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド</u>があり、これらの化学品は、<u>分解してペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）を生ずる（29.04、29.22、29.23、38.08 及び 38.24 参照）。</u> (2) (省 略) (3) (省 略) (4) (省 略) (5) (省 略) (6) (省 略) (7) (省 略) (8) (省 略) (9) (省 略) (10) (省 略) (11) (省 略) (12) (省 略) (13) (省 略) (省 略) 第 12 節 グリコシド及び<u>アルカロイド</u>（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体 (省 略) 29.39 <u>アルカロイド</u>（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 (省 略)	(新 規) (1) (同 左) (2) (同 左) (3) (同 左) (4) (同 左) (5) (同 左) (6) (同 左) (7) (同 左) (8) (同 左) (9) (同 左) (10) (同 左) (11) (同 左) (12) (同 左) (同 左) 第 12 節 グリコシド及び<u>植物アルカロイド</u>（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの塩、エーテル、エステルその他の誘導体 (同 左) 29.39 <u>植物アルカロイド</u>（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
2939. 11～2939. 69（省 略） <u>－その他のもの（植物由来のものに限る。）</u> 2939. 71－<u>コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（INN）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体</u> 2939. 79－<u>その他のもの</u> 2939. 80－<u>その他のもの</u> アルカロイドは、複雑な有機塩基で、強い生理作用を有する。あるものは合成によっても得られる。強弱の差はあるがいずれも毒性を有している。 （省 略） （H）その他の植物アルカロイド並びにその誘導体及び塩 （1）～（30）（省 略） <u>（IJ）その他のアルカロイド（植物由来でないもの）</u> 植物由来でないアルカロイドは、ある種の菌類（シビレタケ属の菌類に含まれるサイロシビン（psilocybin））及び動物（ある種のヒキガエルの皮膚に含まれるブフォテニン（bufotenin））にみられる。多くの海棲（せい）生物もアルカロイドを有する。 （1）菌類アルカロイド：<u>ビリジカチン（viridicatin）（ペニシリウム・ビリディカータム（penicillium viridicatum））、ルグロバシン A（rugulovasine A）（アオカビアルカロイド（penicillium alkaloid））、スボリデスミン A（sporidesmin A）（動物の光線過敏症を引き起こす毒素）、サイトカラシン b（cytochalasin b）、テレオシジン B 4（teleocidin B4）（インドールアルカロイド、発癌（がん）促進物質）、ペニトレム D（penitrem D）（痙攣（けいれん）性かび毒）、ロックフォルチン（roquefortine）（ブルーチーズ）</u> （2）動物アルカロイド：<u>ヒストリオニコトキシン（histrionicotoxin）（南アメリカヤドクガエル、スピロピペリジン）、サマンダリン（samandarine）、エピバチジン（epibatidine）、カストラミン及びム</u>	2939. 11～2939. 69（同 左） <u>－その他のもの</u> 2939. 91－<u>コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（INN）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体</u> 2939. 99－<u>その他のもの</u> アルカロイドは、<u>植物体中に産する</u>複雑な有機塩基で、強い生理作用を有する。あるものは合成によっても得られる。強弱の差はあるがいずれも毒性を有している。 （同 左） （H）その他の植物アルカロイド並びにその誘導体及び塩 （1）～（30）（同 左） （新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>スコピリジン（castoramine and muscopyridine）（じゃ香鹿及びカナダビーバーから分離される）</u> （3）<u>昆虫アルカロイド：コッシネリン（Coccinelline）（テントウムシ）、2-イソプロピル-3-メトキシピラジン、ダナイドン（danaidone）（アフリカカバマダラのフェロモン）、グロメリン（glomerine）（ヨーロッパヤスデ）、エピラクネン（epilachnene）（インゲンテントウ、アザマクロライド）、サブコシネラ 24-プンクタータ（subcoccinella 24-punctata）（テントウムシ）</u> （4）<u>海棲（せい）アルカロイド：バラシン（varacin）（ホヤ）、マンザミン（manzamine）（オキナワ海綿）、コンボルタミン D（convolutamine D）（コケムシ）、テトロドトキシン（tetrodotoxin）（トラフグ）、オイジストミン（eudistomin）（主にキノコボヤ属の海棲（せい）尾索動物から分離される）</u> （5）<u>細菌アルカロイド：自然界では極めてまれ。プロシアニン（Procyanine）</u>	
（省 略）	（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表				種類別にアルファベットの順序に配列した麻薬及び向精神薬の一覧表			
I. 1961 年の麻薬に関する単一条約の議定書（1972 年議定書により修正）のもとに管理される麻薬				I. 1961 年の麻薬に関する単一条約の議定書（1972 年議定書により修正）のもとに管理される麻薬			
Name	HS subheading	CAS No.	Convention Schedule No.	Name	HS subheading	CAS No.	Convention Schedule No.
	(省 略)				(同 左)		
Cocaine	<u>2939.71</u>	50-36-2	1	Cocaine	<u>2939.91</u>	50-36-2	1
♂Cocaine	<u>2939.71</u>	478-73-9		♂Cocaine	<u>2939.91</u>	478-73-9	
Cocaine benzoate	<u>2939.71</u>		1	Cocaine benzoate	<u>2939.91</u>		1
Cocaine borate	<u>2939.71</u>		1	Cocaine borate	<u>2939.91</u>		1
Cocaine citrate	<u>2939.71</u>		1	Cocaine citrate	<u>2939.91</u>		1
Cocaine formate	<u>2939.71</u>		1	Cocaine formate	<u>2939.91</u>		1
Cocaine hydriodide	<u>2939.71</u>		1	Cocaine hydriodide	<u>2939.91</u>		1
Cocaine hydrobromide	<u>2939.71</u>		1	Cocaine hydrobromide	<u>2939.91</u>		1
Cocaine hydrochloride	<u>2939.71</u>	53-21-4	1	Cocaine hydrochloride	<u>2939.91</u>	53-21-4	1
Cocaine lactate	<u>2939.71</u>		1	Cocaine lactate	<u>2939.91</u>		1
Cocaine nitrate	<u>2939.71</u>	5913-62-2	1	Cocaine nitrate	<u>2939.91</u>	5913-62-2	1
Cocaine salicylate	<u>2939.71</u>	5913-64-4	1	Cocaine salicylate	<u>2939.91</u>	5913-64-4	1
Cocaine sulfate	<u>2939.71</u>		1	Cocaine sulfate	<u>2939.91</u>		1
Cocaine tartrate	<u>2939.71</u>		1	Cocaine tartrate	<u>2939.91</u>		1
	(省 略)				(同 左)		
Codeine resinate	<u>3003.49</u>		2	Codeine resinate	<u>3003.40</u>		2
	(省 略)				(同 左)		
Dihydrocodeine resinate	<u>3003.49</u>		2	Dihydrocodeine resinate	<u>3003.40</u>		2
	(省 略)				(同 左)		
Ecgonine, its esters and derivatives which are convertible				Ecgonine, its esters and derivatives which are convertible			
to ecgonine and cocaine	<u>2939.71</u>	481-37-8	1	to ecgonine and cocaine	<u>2939.91</u>	481-37-8	1
Ecgonine benzoylethyl ester	<u>2939.71</u>		1	Ecgonine benzoylethyl ester	<u>2939.91</u>		1
Ecgonine benzoylpropyl ester	<u>2939.71</u>		1	Ecgonine benzoylpropyl ester	<u>2939.91</u>		1
Ecgonine cinnamoylmethyl ester	<u>2939.71</u>		1	Ecgonine cinnamoylmethyl ester	<u>2939.91</u>		1
Ecgonine 2,6-dimethylbenzoylmethyl ester	<u>2939.71</u>		1	Ecgonine 2,6-dimethylbenzoylmethyl ester	<u>2939.91</u>		1
Ecgonine hydrochloride	<u>2939.71</u>		1	Ecgonine hydrochloride	<u>2939.91</u>		1

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
Ecgonine methyl ester	<u>2939. 71</u>		1	Ecgonine methyl ester	<u>2939. 91</u>		1
Ecgonine methyl ester hydrochloride	<u>2939. 71</u>		1	Ecgonine methyl ester hydrochloride	<u>2939. 91</u>		1
Ecgonine phenylacetyl-methyl ester	<u>2939. 71</u>		1	Ecgonine phenylacetyl-methyl ester	<u>2939. 91</u>		1
	(省 略)				(同 左)		
Hydrocodone resinate	<u>3003. 49</u>		1	Hydrocodone resinate	<u>3003. 40</u>		1
	(省 略)				(同 左)		
Ⅱ. 1971 年向精神薬に関する議定書のもとに管理される向精神薬				Ⅱ. 1971 年向精神薬に関する議定書のもとに管理される向精神薬			
Name	HS subheading	CAS No.	Convention Schedule No.	Name	HS subheading	CAS No.	Convention Schedule No.
	(省 略)				(同 左)		
Cathine resinate	<u>3003. 49</u>		3	Cathine resinate	<u>3003. 40</u>		3
	(省 略)				(同 左)		
Cathinone (INN)	<u>2939. 79</u>	71031-15-7	1	Cathinone (INN)	<u>2939. 99</u>	71031-15-7	1
	(省 略)				(同 左)		
DET	<u>2939. 79</u>	61-51-8	1	DET	<u>2939. 99</u>	61-51-8	1
DET hydrochloride	<u>2939. 79</u>		1	DET hydrochloride	<u>2939. 99</u>		1
	(省 略)				(同 左)		
DMT	<u>2939. 79</u>	61-50-7	1	DMT	<u>2939. 99</u>	61-50-7	1
DMT hydrochloride	<u>2939. 79</u>		1	DMT hydrochloride	<u>2939. 99</u>		1
DMT methyliodide	<u>2939. 79</u>		1	DMT methyliodide	<u>2939. 99</u>		1
	(省 略)				(同 左)		
Levometafetamine	<u>2939. 71</u>		2	Levometafetamine	<u>2939. 91</u>		2
Levometafetamine hydrochloride	<u>2939. 71</u>		2	Levometafetamine hydrochloride	<u>2939. 91</u>		2
	(省 略)				(同 左)		
Mescaline	<u>2939. 79</u>	54-04-6	1	Mescaline	<u>2939. 99</u>	54-04-6	1
	(省 略)				(同 左)		
Mescaline hydrochloride	<u>2939. 79</u>	832-92-8	1	Mescaline hydrochloride	<u>2939. 99</u>	832-92-8	1
Mescaline picrate	<u>2939. 79</u>		1	Mescaline picrate	<u>2939. 99</u>		1
	(省 略)				(同 左)		
Mescaline sulfate	<u>2939. 79</u>	1152-76-7	1	Mescaline sulfate	<u>2939. 99</u>	1152-76-7	1
	(省 略)				(同 左)		

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
Metamfetamine (INN)	<u>2939. 71</u>	537-46-2	2	Metamfetamine (INN)	<u>2939. 91</u>	537-46-2	2
Metamfetamine hydrochloride	<u>2939. 71</u>	51-57-0	2	Metamfetamine hydrochloride	<u>2939. 91</u>	51-57-0	2
Metamfetamine hydrogen tartrate (bitartrate)	<u>2939. 71</u>		2	Metamfetamine hydrogen tartrate (bitartrate)	<u>2939. 91</u>		2
Metamfetamine racemate	<u>2939. 71</u>	4846-07-5	2	Metamfetamine racemate	<u>2939. 91</u>	4846-07-5	2
Metamfetamine sulfate	<u>2939. 71</u>		2	Metamfetamine sulfate	<u>2939. 91</u>		2
(省 略)				(同 左)			
Phenobarbital sparteine	<u>2939. 79</u>		4	Phenobarbital sparteine	<u>2939. 99</u>		4
(省 略)				(同 左)			
Phenobarbital yohimbine	<u>2939. 79</u>		4	Phenobarbital yohimbine	<u>2939. 99</u>		4
(省 略)				(同 左)			
Psilocine, psilotsin	<u>2939. 79</u>		1	Psilocine, psilotsin	<u>2939. 99</u>		1
Psilocine, psilotsin hydrochloride	<u>2939. 79</u>		1	Psilocine, psilotsin hydrochloride	<u>2939. 99</u>		1
Psilocybine (INN)	<u>2939. 79</u>	520-52-5	1	Psilocybine (INN)	<u>2939. 99</u>	520-52-5	1
Psilocybine hydrochloride	<u>2939. 79</u>		1	Psilocybine hydrochloride	<u>2939. 99</u>		1
(省 略)				(同 左)			
Ⅲ. 前駆物質				Ⅲ. 前駆物質			
Name	HS subheading	CAS No.		Name	HS subheading	CAS No.	
(省 略)				(同 左)			
N-Acetylanthranilic acid	2924. 23	89-52-1		N-Acetylanthranilic acid	2924. 23	89-52-1	
alpha-Phenylacetoacetonitrile (APAAN)	<u>2926. 40</u>	<u>4468-48-8</u>		(新 規)			
Anthranilic acid	<u>2922. 43</u>	<u>118-92-3</u>		Anthranilic acid	2922. 43	118-92-3	
(省 略)				(同 左)			

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

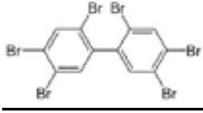
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
規制物質の不法製造に最も一般的に使用される前駆物質及び必須化学物質のリスト				規制物質の不法製造に最も一般的に使用される前駆物質及び必須化学物質のリスト			
規制物質 （号番号）	前駆物質（P） 必須化学物質 （E） （号番号）	類義語	（P）又は（E）、 又はその塩（S） の chemical Abstract Service (CAS) 番 号	規制物質 （号番号）	前駆物質（P） 必須化学物質 （E） （号番号）	類義語	（P）又は（E）、 又はその塩（S） の chemical Abstract Service (CAS) 番 号
COCAINE or METHYL BENZOYL- ECGONINE <u>(2939. 71)</u>	（省 略）	（省 略）		COCAINE or METHYL BENZOYL- ECGONINE <u>(2939. 91)</u>	（同 左）	（同 左）	
METHAMFETAMINE - (INN) (METHAM-PHETAM INE) or 2-METHYLAMINO- 1-PHENYLPROPAN E or DEOXYEPHEDRINE <u>(2939. 71)</u>	（省 略）	（省 略）		METHAMFETAMINE - (INN) (METHAM-PHETAM INE) or 2-METHYLAMINO- 1-PHENYLPROPAN E or DEOXYEPHEDRINE <u>(2939. 91)</u>	（同 左）	（同 左）	
MESCALINE or 3, 4, 5-TRIMETHO XY-PHENETHYLAM INE <u>(2939. 79)</u>	（省 略）	（省 略）		MESCALINE or 3, 4, 5-TRIMETHO XY-PHENETHYLAM INE <u>(2939. 99)</u>	（同 左）	（同 左）	
		（省 略）				（同 左）	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

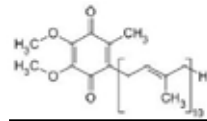
改正後					改正前				
関税率表解説第 29 類のある物品の化学構造式					関税率表解説第 29 類のある物品の化学構造式				
項	パラグラフ	関税率表解説の記載		化学構造式	項	パラグラフ	関税率表解説の記載		化学構造式
(省 略)					(同 左)				
29. 03			炭化水素のハロゲン 化誘導体		29. 03			炭化水素のハロゲン 化誘導体	
	(F)		芳香族炭化水素のハ ロゲン化誘導体			(F)		芳香族炭化水素のハ ロゲン化誘導体	
		(6)	(省 略)				(6)	(同 左)	
		<u>(11)</u>	<u>2, 2', 4, 4', 5, 5'-ヘ キサブromoビフェニ ル</u>		(新 規)				
(省 略)					(同 左)				
29. 04			炭化水素のスルホン 化誘導体、ニトロ化 誘導体及びニトロソ 化誘導体（ハロゲン 化してあるかないか を問わない。）		29. 04			炭化水素のスルホン 化誘導体、ニトロ化 誘導体及びニトロソ 化誘導体（ハロゲン 化してあるかないか を問わない。）	
(省 略)					(同 左)				
	(D)		スルホハロゲン化誘 導体			(D)		スルホハロゲン化誘 導体	
		(1)	(省 略)				(1)	(同 左)	
		<u>(5)</u>	<u>ペルフルオロオクタ ンスルホン酸</u> (PFOS)		(新 規)				
(省 略)					(同 左)				

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
29.14				ケトン及びキノン （他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	29.14				ケトン及びキノン （他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
（省 略）					（同 左）				
	(E)			キノン		(E)			キノン
		(1)		（省 略）			(1)		（同 左）
	<u>(F)</u>			<u>キノンアルコール、キノンフェノール、キノンアルデヒドその他の酸素官能基を有するキノン</u>					（新 規）
		<u>(4)</u>		<u>コエンザイム Q10（ユビデカレノン（INN））</u>					（新 規）
（省 略）									（同 左）



新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

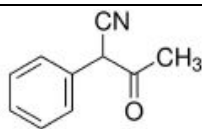
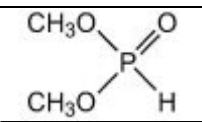
改正後					改正前				
29. 18				カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	29. 18				カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
	(A)			アルコール官能のカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体		(A)			アルコール官能のカルボン酸並びにこれらのエステル、塩及びその他の誘導体
		(3)		(省 略)			(3)		(同 左)
		(6)		(省 略)			(6)		(同 左)
		<u>(8)</u>		<u>2, 2-ジフェニル-2-ヒドロキシ酢酸（ベンジル酸）</u>					(新 規)
(省 略)					(同 左)				

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

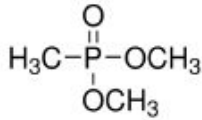
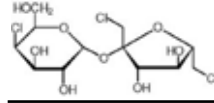
改正後					改正前				
29. 20				非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	29. 20				非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
	(A)			(省 略)		(A)			(同 左)
	(B)			<u>亜りん酸エステル及びその塩</u>	(新 規)				
				<u>亜りん酸ジメチル</u>	(新 規)				
	(D)			(省 略)		(C)			(同 左)
	(E)			(省 略)		(D)			(同 左)
	(F)			(省 略)		(E)			(同 左)
(省 略)					(同 左)				
29. 26				ニトリル官能化合物	29. 26				ニトリル官能化合物
	(1) 及び (2)			(省 略)		(1) 及び (2)			(同 左)
	(19)			<u>アルファ-フェニルアセトアセトニトリル (APAAN)</u>	(新 規)				
					(同 左)				
(省 略)					(同 左)				



新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

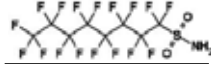
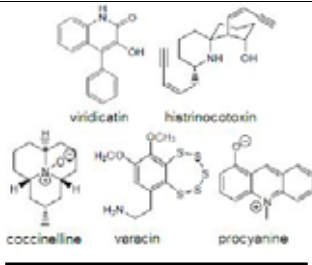
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
29. 31				その他のオルガノイン オルガニック化合物	29. 31				その他のオルガノイン オルガニック化合物
	(3)			その他の有機りん誘 導体	(新 規)				
				メチルホスホン酸ジ メチル	(新 規)				
									
	(4)			(省 略)		(3)			(同 左)
(省 略)					(同 左)				
29. 32				複素環式化合物（ヘ テロ原子として酸素 のみを有するものに 限る。）	29. 32				複素環式化合物（ヘ テロ原子として酸素 のみを有するものに 限る。）
	(A)			非縮合フラン環（水 素添加してあるかな いを問わない。） を有する化合物		(A)			非縮合フラン環（水 素添加してあるかな いを問わない。） を有する化合物
		(2) 及び (3)		(省 略)			(2) 及び (3)		(同 左)
		(5)		スクラロース	(新 規)				
					(同 左)				
(省 略)									

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後						改正前					
29. 35				スルホンアミド	(省 略)	29. 35				スルホンアミド	(同 左)
	(1)			ペルフルオロオクタ ンスルホンアミド						(新 規)	
	(5)			(省 略)			(4)			(同 左)	
(省 略)						(同 左)					
29. 39				アルカロイド (天然 のもの及びこれと同一の 構造を有する合成のものに 限る。)及びその塩、エーテル、 エステルその他の誘 導体		29. 39				植物アルカロイド (天然のもの及びこれと同一の 構造を有する合成のものに限 る。)及びその塩、エーテル、 エステルその他の誘導体	
	(A) ~ (G)			(省 略)			(A) ~ (G)			(同 左)	
	(IJ)			非植物由来アルカロ イド：ビリジカチン (菌類)、ヒストリ オニコトキシシン (動 物)、コッシネリン (虫)、バラシン (海 棲 (せい)) 及びプ ロシアニン (細菌)						(新 規)	
(省 略)						(同 左)					

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 第 30 類 医療用品	改正前 第 30 類 医療用品
注 1 この類には、次の物品を含まない。 （a）<u>食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壮飲料、鉍水その他の飲食物（静脈注射用の栄養剤を除く。）</u>（第 4 部参照） （b）～（h）（省 略） 2～4（省 略） 号注 1 <u>第3002. 13号及び第3002. 14号においては、次に定めるところによる。</u> （a）<u>「混合していないもの」とは、純粋な物品（不純物を含有するかしないかを問わない。）をいう。</u> （b）<u>「混合したもの」とは、次の物品をいう。</u> （1）（a）の物品を水又は水以外の溶媒に溶かしたもの （2）（a）又は（b）（1）の物品で、保存又は輸送のために必要な安定剤を加えたもの （3）（a）、（b）（1）又は（b）（2）の物品で、その他の添加剤を混合したもの 2 <u>第3003. 60号及び第3004. 60号には、経口摂取のためにその他の医薬品有効成分と結合させたアルテミシニン（INN）又は次のいずれかの有効成分（その他の医薬品有効成分と結合してあるかないかを問わない。）を含有する医薬品を含む。</u> <u>アモジアキン（INN）、アルテリン酸及びその塩、アルテニモル（INN）、アルテモチル（INN）、アルテメテル（INN）、アルテスナート（INN）、クロロキン（INN）、ジヒドロアルテミシニン（INN）、ルメファントリン（INN）、メフロキン（INN）、ピペラキン（INN）、ピリメタミン（INN）並びにスルファドキシニ（INN）</u> 総 説 （省 略）	注 1 この類には、次の物品を含まない。 （a）<u>食餌（じ）療法用の食料、強化食料、食餌（じ）補助剤、強壮飲料、鉍水その他の飲食物（静脈注射用の栄養剤を除く。）</u>（第 4 部参照） （b）～（h）（同 左） 2～4（同 左） （新 規） 総 説 （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
30. 02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品 <u>一免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）</u> 3002. 11――マラリア診断試験キット 3002. 12――免疫血清その他の血液分画物 3002. 13――免疫産品（混合してないもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。） 3002. 14――免疫産品（混合したもので、投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限る。） 3002. 15――免疫産品（投与量にしたもの又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限る。） 3002. 19――その他のもの 3002. 20～3002. 90（省 略） この項には、次の物品を含む。 （A）～（D）（省 略） （E）診断用キット 診断用キットは、その重要な特性がこの項の物品のいずれかにより与えられている場合に本項に分類される。このようなキットの使用により起こる一般的な反応には、凝集、沈殿、中和、補体との結合、赤血球凝集、酵素・免疫吸着分析法（エリサ法）等を含む。pLDH（変性乳酸脱水素酵素）に対する単クローン抗体を基としたマラリア診断用キットは<u>この項に分類される。</u>この重要な特性は、反応における特異性を最も大きく左右するひとつの成分により与えられる。 この項の物品は投与量にしたもの又は小売用にしたものであるかないかを問わず、ばら荷のもの（bulk）又は小さな包装にしたものであるかないかを問わずこの項に属する。 号の解説	30. 02 人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。）並びにワクチン、毒素、培養微生物（酵母を除く。）その他これらに類する物品 3002. 10一免疫血清その他の血液分画物及び免疫産品（<u>変性したものであるかないか又は生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。</u>） 3002. 20～3002. 90（同 左） この項には、次の物品を含む。 （A）～（D）（同 左） （E）診断用キット 診断用キットは、その重要な特性がこの項の物品のいずれかにより与えられている場合に本項に分類される。このようなキットの使用により起こる一般的な反応には、凝集、沈殿、中和、補体との結合、赤血球凝集、酵素・免疫吸着分析法（エリサ法）等を含む。この重要な特性は、反応における特異性を最も大きく左右するひとつの成分により与えられる。 この項の物品は投与量にしたもの又は小売用にしたものであるかないかを問わず、ばら荷のもの（bulk）又は小さな包装にしたものであるかないかを問わずこの項に属する。 （新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3002. 13 <u>3002. 13 号の混合してない免疫産品は、不純物を含有していてもよい。「不純物」とは、物品中に存在し、専ら製造工程（精製工程を含む。）に直接起因する物質をいう。不純物は、製造工程中の種々の要因から生じ、主として次のようなものである。</u> <u>（a）未反応の出発原料</u> <u>（b）出発原料中に存在した不純物</u> <u>（c）製造工程（精製工程を含む。）で使用した試薬</u> <u>（d）副産物</u> 30. 03 医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、<u>投与量にしてなく、かつ、小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第 30. 02 項、第 30. 05 項又は第 30. 06 項の物品を除く。</u>） 3003. 10（省 略） 3003. 20－<u>その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）</u> －<u>その他のもの（第 29. 37 項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）</u> 3003. 31～3003. 39（省 略） －<u>その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）</u> 3003. 41－<u>エフェドリン又はその塩を含有するもの</u> 3003. 42－<u>プソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの</u> 3003. 43－<u>ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの</u> 3003. 49－<u>その他のもの</u> 3003. 60－<u>その他のもの（この類の号注 2 の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）</u> 3003. 90（省 略） （省 略） 30. 04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、<u>投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第 30. 02 項、第 30. 05 項又は第 30. 06 項の物品を除く。</u>） 3004. 10（省 略）	30. 03 医薬品（治療用又は予防用に混合した二以上の成分から成るもので、<u>投与量にしてないもの及び小売用の形状又は包装にしてないものに限るものとし、第 30. 02 項、第 30. 05 項又は第 30. 06 項の物品を除く。</u>） 3003. 10（同 左） 3003. 20－<u>その他の抗生物質を含有するもの</u> －<u>第 29. 37 項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）</u> 3003. 31～3003. 39（同 左） 3003. 40－<u>アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第 29. 37 項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）</u> （新 規） 3003. 90（同 左） （同 左） 30. 04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、<u>投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第 30. 02 項、第 30. 05 項又は第 30. 06 項の物品を除く。</u>） 3004. 10（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3004. 20—<u>その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）</u> —<u>その他のもの（第 29. 37 項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）</u> 3004. 31～3004. 39（省 略） —<u>その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）</u> 3004. 41—<u>エフェドリン又はその塩を含有するもの</u> 3004. 42—<u>プソイドエフェドリン（INN）又はその塩を含有するもの</u> 3004. 43—<u>ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの</u> 3004. 49—<u>その他のもの</u> 3004. 50—<u>その他のもの</u>（第 29. 36 項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。） 3004. 60—<u>その他のもの（この類の号注 2 の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）</u> 3004. 90（省 略） （省 略） 31. 03 <u>りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）</u> —<u>過りん酸石灰及び重過りん酸石灰</u> 3103. 11—<u>五酸化二りん（P_2O_5）の含有量が全重量の35%以上のもの</u> 3103. 19—<u>その他のもの</u> 3103. 90（省 略） （省 略） 37. 05 <u>写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したのものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）</u> （省 略） 第 38 類 各種の化学工業生産品	3004. 20—<u>その他の抗生物質を含有するもの</u> —<u>第 29. 37 項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）</u> 3004. 31～3004. 39（同 左） 3004. 40—<u>アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第 29. 37 項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）</u> 3004. 50—<u>その他の医薬品</u>（第 29. 36 項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。） （新 規） 3004. 90（同 左） （同 左） 31. 03 <u>りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）</u> 3103. 10—<u>過りん酸石灰及び重過りん酸石灰</u> 3103. 90（同 左） （同 左） 37. 05 <u>写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したのものに限るものとし、映画用フィルムを除く。）</u> 3705. 10—<u>オフセット用のもの</u> 3705. 90—<u>その他のもの</u> （同 左） 第 38 類 各種の化学工業生産品

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略） 号注 1 <u>第 3808.52 号及び第 3808.59 号には、次の物品の一以上を含有する第 38.08 項の物品のみを含む。</u> <u>アラクロール（ISO）、アルジカルブ（ISO）、アルドリン（ISO）、アジンホスメチル（ISO）、ビナバクリル（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、カプタホール（ISO）、クロルデン（ISO）、クロルジメホルム（ISO）、クロロベンジレート（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（パラクロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ISO、INN）、4, 6-ジニトロ-オルトクレゾール（DNOC（ISO））及びその塩、ジノセブ（ISO）並びにその塩及びエステル、<u>エンドスルファン（ISO）、二臭化エチレン（ISO）（1, 2-ジブロモエタン）、二塩化エチレン（ISO）（1, 2-ジクロロエタン）、フルオロアセトアミド（ISO）、ヘプタクロル（ISO）、ヘキサクロロベンゼン（ISO）、1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）、水銀化合物、メタミドホス（ISO）、モノクロトホス（ISO）、オキシラン（エチレンオキシド）、パラチオン（ISO）、パラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）、<u>ペンタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル、ペンタクロロフェノール（ISO）並びにその塩及びエステル、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド、ホスファミドン（ISO）、2, 4, 5-T（ISO）（2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル並びにトリブチルすず化合物</u></u></u> <u>第 3808.59 号には、ベノミル（ISO）、カルボフラン（ISO）及びチラム（ISO）の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。</u> 2 <u>第 3808.61 号から第 3808.69 号までには、アルファ-シペルメトリン（ISO）、ベンジオカルブ（ISO）、ビフェントリン（ISO）、クロルフェナピル（ISO）、シフルトリン（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、エトフェンプロックス（INN）、フェントロチオン（ISO）、ラムダーシハロトリン（ISO）、マラチオン（ISO）、ピリミホスメチル（ISO）又はプロポキスル（ISO）を含有する第 38.08 項の物品のみ</u>	（同 左） 号注 1 <u>第 3808.50 号には、次の物品を含有する第 38.08 項の物品のみを含む。</u> <u>アルドリン（ISO）、ビナバクリル（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、カプタホール（ISO）、クロルデン（ISO）、クロルジメホルム（ISO）、クロロベンジレート（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（パラクロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ISO、INN）、4, 6-ジニトロ-オルトクレゾール（DNOC（ISO））及びその塩、ジノセブ（ISO）並びにその塩及びエステル、<u>二臭化エチレン（ISO）（1, 2-ジブロモエタン）、二塩化エチレン（ISO）（1, 2-ジクロロエタン）、フルオロアセトアミド（ISO）、ヘプタクロル（ISO）、ヘキサクロロベンゼン（ISO）、1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）、水銀化合物、メタミドホス（ISO）、モノクロトホス（ISO）、オキシラン（エチレンオキシド）、パラチオン（ISO）、パラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）、<u>ペンタクロロフェノール（ISO）並びにその塩及びエステル、ホスファミドン（ISO）、2, 4, 5-T（ISO）（2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル並びにトリブチルすず化合物</u></u></u> <u>第 3808.50 号には、ベノミル（ISO）、カルボフラン（ISO）及びチラム（ISO）の混合物を含有する散布可能な粉末状の製剤をも含む。</u> （新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
を含む。 3 第 3824.81 号から第 3824.88 号までには、次の物品の一以上を含有する混合物及び調製品のみを含む。 オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、トリス（2,3-ジブロモプロピル）ホスフェート、アルドリン（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、クロルデン（ISO）、クロルデコン（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス（パラクロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ISO、INN）、エンドスルファン（ISO）、エンドリン（ISO）、ヘプタクロル（ISO）、マイレックス（ISO）、1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）、ペンタクロロベンゼン（ISO）、ヘキサクロロベンゼン（ISO）、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホンニルフルオリド並びにテトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル 4（省 略） （省 略） 38.08 殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、芯及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。） —この類の号注 1 の物品 3808.52—DDT（ISO）（クロフェノタン（INN））を含有するもの（正味重量が 300 グラム以下の包装にしたものに限る。） 3808.59—その他のもの —この類の号注 2 の物品 3808.61—正味重量が 300 グラム以下の包装にしたもの 3808.62—正味重量が 300 グラムを超え 7.5 キログラム以下の包装にしたものの 3808.69—その他のもの	（新 規） 2（同 左） （同 左） 38.08 殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、<u>しん</u>及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。） 3808.50—この類の号注 1 の物品 （新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略） 3808. 91～3808. 99（省 略） （省 略） 38. 12 調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤 3812. 10（省 略） 3812. 20（省 略） ーゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤 3812. 31ーー2, 2, 4ートリメチルー1, 2ージヒドロキノリン（TMQ） のオリゴマーの混合物 3812. 39ーーその他のもの この項において、「複合した」及び「調製した」ものには、次の物品を含む。 （i）（省 略） （ii）同族系物質（例えば、38. 23 項の脂肪酸及び脂肪性アルコールのようなもの）から製造された物品を含む反応混合物 （A）及び（B）（省 略） （C）ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤 ここには、ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤（例えば、ゴム工業において硬化又は老化を防止するために使用するもの）を含む。これらには、<u>2, 2, 4ートリメチルー1, 2ージヒドロキノリン（TMQ）のオリゴマーの混合物</u>、アルキル化ジフェニルアミンの混合物又はNーナフチルアニリンをもととした調製品のようなものがある。 ここには、更に、ゴム用又はプラスチック用のその他の複合した安定剤を含む。この種の物品の例には、二以上の安定剤を意図的に混合した物品及び反応混合物（38. 23 項の脂肪性のアルコールの混合物から得られる有機すず化合物の混合物）がある。プラスチック用の複合した安定剤の主な用途は、ポリ（塩化ビニル）のようなある種の重合体類の脱塩化水素を抑制するために使用する。これらは、また、ポリア	（同 左） 3808. 91～3808. 99（同 左） （同 左） 38. 12 調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤 3812. 10（同 左） 3812. 20（同 左） 3812. 30ーゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤 この項において、「複合した」及び「調製した」ものには、次の物品を含む。 （i）（同 左） （ii）同族系物質（例えば、38. 23 項の脂肪酸及び脂肪性アルコールのようなもの）から製造された物品を含む反応混合物 （A）及び（B）（同 左） （C）ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤 これには、ゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤（例えば、ゴム工業において硬化又は老化を防止するために使用するもの）を含む。これらには、アルキル化ジフェニルアミンの混合物又はNーナフチルアニリンをもととした調製品のようなものがある。 これには、更に、ゴム用又はプラスチック用のその他の複合した安定剤を含む。この種の物品の例には、二以上の安定剤を意図的に混合した物品及び反応混合物（38. 23 項の脂肪性のアルコールの混合物から得られる有機すず化合物の混合物）がある。プラスチック用の複合した安定剤の主な用途は、ポリ（塩化ビニル）のようなある種の重合体類の脱塩化水素を抑制するために使用する。これらは、また、ポリアミド類の熱

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ミド類の熱安定剤としても使用される。	安定剤としても使用される。
(省 略)	(同 左)
38. 24 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	38. 24 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）
3824. 10～3824. 79（省 略） ーこの類の号注 3 の物品	3824. 10～3824. 79（省 略） ーオキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はトリス（2，3－ジブロモプロピル）ホスフェートを含有する混合物及び調製品
3824. 81ーオキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの	3824. 81ーオキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの
3824. 82ーポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含有するもの	3824. 82ーポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含有するもの
3824. 83ートリス（2，3－ジブロモプロピル）ホスフェートを含有するもの	3824. 83ートリス（2，3－ジブロモプロピル）ホスフェートを含有するもの
3824. 84ーアルドリン（ISO）、カンフェクロル（ISO）（トキサフェン）、クロルデン（ISO）、クロルデコン（ISO）、DDT（ISO）（クロフェノタン（INN）、1，1，1－トリクロロー2，2－ビス（パラクロロフェニル）エタン）、ディルドリン（ISO、INN）、エンドスルファン（ISO）、エンドリン（ISO）、ヘプタクロル（ISO）又はマイレックス（ISO）を含有するもの	
3824. 85ー1，2，3，4，5，6－ヘキサクロロシクロヘキサン（HCH（ISO））（リンデン（ISO、INN）を含む。）を含有するもの	
3824. 86ーペンタクロロベンゼン（ISO）又はヘキサクロロベンゼン（ISO）を含有するもの	
3824. 87ーペルフルオロオクタンスルホン酸若しくはその塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド又はペルフルオロオクタンスルホンニルフルオリドを含有するもの	
3824. 88ーテトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテル又はオクタブロモジフェニルエーテルを含有するもの	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>の</u> <u>－その他のもの</u> 3824. 91－主として（5－エチル－2－メチル－2－オキシド－1，3，2－ジオキサホスフィナン－5－イル）メチルメチルメチルホスホネート及びビス〔（5－エチル－2－メチル－2－オキシド－1，3，2－ジオキサホスフィナン－5－イル）メチル〕メチルホスホネートから成る混合物及び調製品 3824. 99－<u>その他のもの</u> この項には、次の物品を含む。 （省 略） 号の解説 3824. 71 から 3824. 79 （省 略） 3824. 91 3824. 91 号に記載されている混合物及び調製品の取引は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（化学兵器禁止条約）で規制されている。 （省 略） 第 39 類 プラスチック及びその製品 注 1（省 略） 2 この類には、次の物品を含まない。 （a）～（y）（省 略） （z）第 96 類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン、シャープペンシル並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）	3824. 90－<u>その他のもの</u> この項には、次の物品を含む。 （同 左） 号の解説 3824. 71 から 3824. 79 （同 左） （新 規） （同 左） 第 39 類 プラスチック及びその製品 注 1（同 左） 2 この類には、次の物品を含まない。 （a）～（y）（同 左） （z）第 96 類の物品（例えば、ブラシ、ボタン、スライドファスナー、くし、喫煙用パイプの吸い口及び柄、シガレットホルダー類、魔法瓶その他これに類する容器の部分品、ペン並びにシャープペンシル）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3～11（省 略）	3～11（同 左）
号注 1 この類の各項において重合体（共重合体を含む。）及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。 （a）一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。 （1）（省 略） （2）第 3901.30 号、第 3901.40 号、第 3903.20 号、第 3903.30 号又は第 3904.30 号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の 95%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。 （3）及び（4）（省 略） （b）（省 略） 2（省 略）	号注 1 この類の各項において重合体（共重合体を含む。）及び化学的に変性させた重合体は、次に定めるところによりその所属を決定する。 （a）一連の号中に「その他のもの」を定める号がある場合には、次に定めるところによる。 （1）（同 左） （2）第 3901.30 号、第 3903.20 号、第 3903.30 号又は第 3904.30 号の共重合体は、当該共重合体の名称が由来するモノマーユニットが全重量の 95%以上を占める場合に限り、それらの号に属する。 （3）及び（4）（同 左） （b）（同 左） 2（同 左）
総 説 （省 略）	総 説 （同 左）
号の解説 号注 1 （省 略）	号の解説 号注 1 （同 左）
重合体（共重合体を含む）及び化学的に変性させた重合体の分類 （省 略）	重合体（共重合体を含む）及び化学的に変性させた重合体の分類 （同 左）
（A）一連の号中に「その他のもの」を定める号が存在する場合の分類 （1）（省 略） （2）号注 1（a）（2）の規定は 3901.30 号、 <u>3901.40 号</u> 、3903.20 号、3903.30 号及び 3904.30 号の物品の分類に関するものである。 これら 4 つの号に分類される共重合体は号に分類された重合体を構成する単量体ユニットが重量で 95%以上を占めなければならない。 したがって、例えば、塩化ビニル 61%、酢酸ビニル 35%及び無水マ	（A）一連の号中に「その他のもの」を定める号が存在する場合の分類 （1）（同 左） （2）号注 1（a）（2）の規定は 3901.30 号、3903.20 号、3903.30 号、 <u>3904.30 号</u> の物品の分類に関するものである。 これら 4 つの号に分類される共重合体は号に分類された重合体を構成する単量体ユニットが重量で 95%以上を占めなければならない。 したがって、例えば、塩化ビニル 61%、酢酸ビニル 35%及び無水マ

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
レイン酸 4 %の各単量体ユニットから構成される共重合体 (39. 04 項の重合体) は、塩化ビニル及び酢酸ビニル単量体ユニットを合計すると全重合体の 96%を占めるので、塩化ビニル－酢酸ビニル共重合体として 3904. 30 号に分類する。一方、スチレン 60%、アクリロニトリル 30% 及びビニルトルエン 10%の各単量体ユニットから構成される共重合体 (39. 03 項の重合体) は、スチレンとアクリロニトリルを単量体ユニットとして合計したものが、重合体の 90%だけであるので、3903. 90 号（「その他のもの」を定める号）に分類され、3903. 20 号には分類されない。 （3）及び（4）（省 略） （省 略） 39. 01 エチレンの重合体（一次製品に限る。） 3901. 10～3901. 30（省 略） <u>3901. 40－比重が 0. 94 未満のエチレン－アルファ－オレフィン共重合体</u> 3901. 90（省 略） （省 略） ポリエチレンは、半透明の物質で、広範囲に使用されている。低密度ポリエチレン（LDPE）、すなわち、温度 20 度で比重が 0. 94 未満（添加物を含まない重合体を基準として計算した場合）のポリエチレンは、特に食料品用の包装フィルム及び紙、<u>繊維板</u>、アルミニウムはく等の塗布用、電気絶縁材料並びに種々の家庭用品、がん具等の製造用として広く使用する。高密度ポリエチレン（HDPE）は、温度 20 度で比重が 0. 94 以上（添加物を含まない重合体を基準として計算した場合）のポリエチレンである。これらは、種々の吹込成形製品、射出成形製品、織った袋、ガソリン及び油の容器の製造、管の押出成形用等に使用する。エチレン－酢酸ビニル共重合体は、スナップで取り付けるようになった蓋（snap-on cap）、bag-in-box container の内張り及び伸縮性の包装材料にも使用する。<u>この項には、比重が 0. 94 未満でアルファ－オレフィン単量体が重量比で 25%以上 50%未満の直鎖の低密度エチレン－アルファ－オレフィン共重合体（LLDPE）も他の共重合体（プラストマー）と同様に含む。</u>	レイン酸 4 %の各単量体ユニットから構成される共重合体 (39. 04 項の重合体) は、塩化ビニル及び酢酸ビニル単量体ユニットを合計すると全重合体の 96%を占めるので、塩化ビニル－酢酸ビニル共重合体として 3904. 30 号に分類する。一方、スチレン 60%、アクリロニトリル 30% 及びビニルトルエン 10%の各単量体ユニットから構成される共重合体 (39. 03 項の重合体) は、スチレンとアクリロニトリルを単量体ユニットとして合計したものが、重合体の 90%だけであるので、3903. 90 号（「その他のもの」を定める号）に分類され、3903. 20 号には分類されない。 （3）及び（4）（同 左） （同 左） 39. 01 エチレンの重合体（一次製品に限る。） 3901. 10～3901. 30（同 左） （新 規） 3901. 90（同 左） （同 左） ポリエチレンは、半透明の物質で、広範囲に使用されている。低密度ポリエチレン（LDPE）、すなわち、温度 20 度で比重が 0. 94 未満（添加物を含まない重合体を基準として計算した場合）のポリエチレンは、特に食料品用の包装フィルム及び紙、<u>繊維、板</u>、アルミニウムはく等の塗布用、電気絶縁材料並びに種々の家庭用品、がん具等の製造用として広く使用する。<u>この項には、直鎖の低密度ポリエチレン（LLDPE）も含む。</u>高密度ポリエチレン（HDPE）は、温度 20 度で比重が 0. 94 以上（添加物を含まない重合体を基準として計算した場合）のポリエチレンである。これらは、種々の吹込成形製品、射出成形製品、織った袋、ガソリン及び油の容器の製造、管の押出成形用等に使用する。エチレン－酢酸ビニル共重合体は、スナップで取り付けるようになった<u>ふた</u>（snap-on cap）、bag-in-box container の内張り及び伸縮性の包装材料にも使用する。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省 略)	(同 左)
39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）
3907.10～3907.50（省 略）	3907.10～3907.50（同 左）
ーポリ（エチレンテレフタレート）	3907.60ーポリ（エチレンテレフタレート）
3907.61ー粘度数が1グラムにつき78ミリリットル以上のもの	
3907.69ーその他のもの	
3907.70～3907.99（省 略）	3907.70～3907.99（省 略）
この項には、次の物品を含む。	この項には、次の物品を含む。
（1）～（4）（省 略）	（1）～（4）（同 左）
（5）ポリエステル：これらポリマーの特徴は、重合鎖中にカルボキシエステル官能基が存在することであり、これらのポリマーは、例えば、多価アルコールとポリカルボン酸との縮合によって得られる。したがって、これらの重合体は、エステル基が重合鎖上の置換基である 39.05 項のポリビニルエステル及び 39.06 項のポリアクリル酸エステルとは区別される。ポリエステルには、次の物品を含む。	（5）ポリエステル：これらポリマーの特徴は、重合鎖中にカルボキシエステル官能基が存在することであり、これらのポリマーは、例えば、多価アルコールとポリカルボン酸との縮合によって得られる。したがって、これらの重合体は、エステル基が重合鎖上の置換基である 39.05 項のポリビニルエステル及び 39.06 項のポリアクリル酸エステルとは区別される。ポリエステルには、次の物品を含む。
（a）及び（b）（省 略）	（a）及び（b）（同 左）
（c）ポリ（エチレンテレフタレート）（PET）：通常テレフタル酸をエチレングリコールでエステル化した重合体又はジメチルテレフタレートとエチレングリコールとの反応によって得た重合体である。紡織用繊維としての非常に重要な用途のほか、例えば、包装用フィルム、記録用テープ、清涼飲料用ボトルに使用する。	（c）ポリ（エチレンテレフタレート）（PET）：通常テレフタル酸をエチレングリコールでエステル化した重合体又はジメチルテレフタレートとエチレングリコールとの反応によって得た重合体である。紡織用繊維としての非常に重要な用途のほか、例えば、包装用フィルム、記録用テープ、清涼飲料用ボトルに使用する。
<u>粘度数が1グラムにつき78ミリリットル以上のポリ（エチレンテレフタレート）は、ボトルの製造に使用される。</u>	
<u>1グラムにつき78ミリリットル以上の粘度数は、1グラムにつき0.7デシリットル以上の固有粘度数に相当する。</u>	
<u>粘度数はISO規格1628-5に従って計算する。</u>	
（d）及び（e）（省 略）	（d）及び（e）（同 左）
（省 略）	（同 左）
39.09 アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	39.09 アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3909.10（省 略）	3909.10（同 左）
3909.20（省 略）	3909.20（同 左）
<u>－その他のアミノ樹脂</u>	<u>3909.30－その他のアミノ樹脂</u>
3909.31－ポリ（メチレンフェニルイソシアナート）（粗MDI又はポリメリックMDI）	
3909.39－その他のもの	
3909.40（省 略）	3909.40（同 左）
3909.50（省 略）	3909.50（同 左）
（省 略）	（同 左）
40.11 ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）	40.11 ゴム製の空気タイヤ（新品のものに限る。）
4011.10～4011.50（省 略）	4011.10～4011.50（同 左）
4011.70－農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	<u>－その他のもの（杉綾模様その他これに類する模様となるトレッドを有するものに限る。）</u>
4011.80－建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの	
4011.90－その他のもの	4011.61－農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの
	4011.62－建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61センチメートル以下のもの
	4011.63－建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61センチメートルを超えるもの
	4011.69－その他のもの
	<u>－その他のもの</u>
	4011.92－農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの
	4011.93－建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61センチメートル以下のもの
	4011.94－建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が61センチメートルを超えるもの
	4011.99－その他のもの
（省 略）	（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

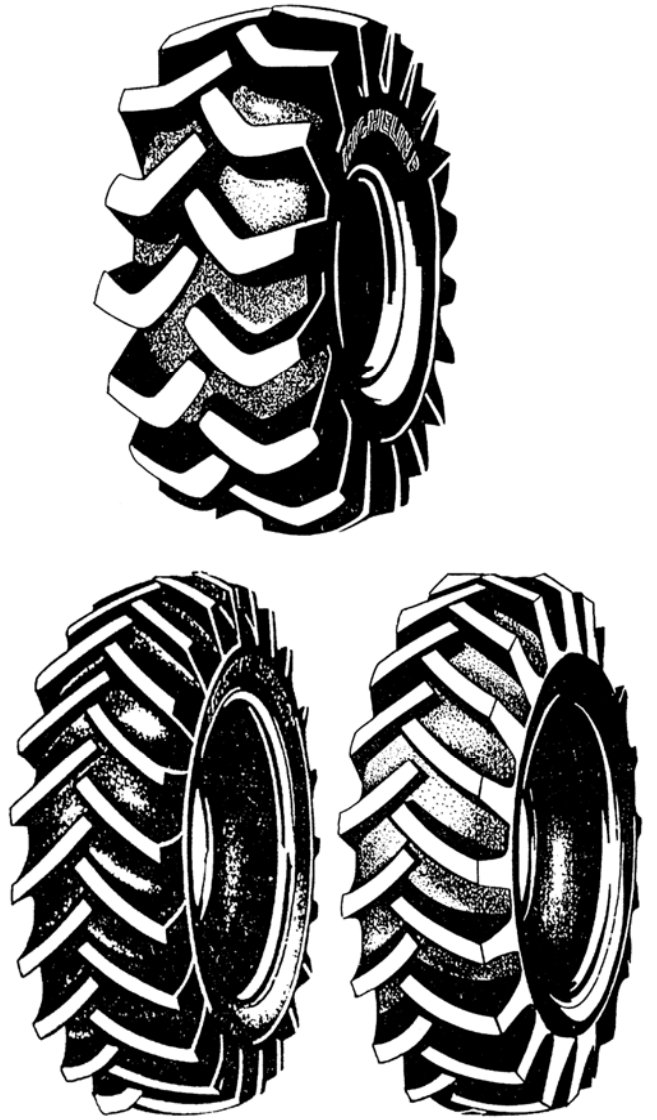
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (削 除)	改正前
	<u>号の解説</u> 4011.61 から 4011.69 <u>この号に含まれる各種タイプのタイヤの図を以下に示す。</u> 

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

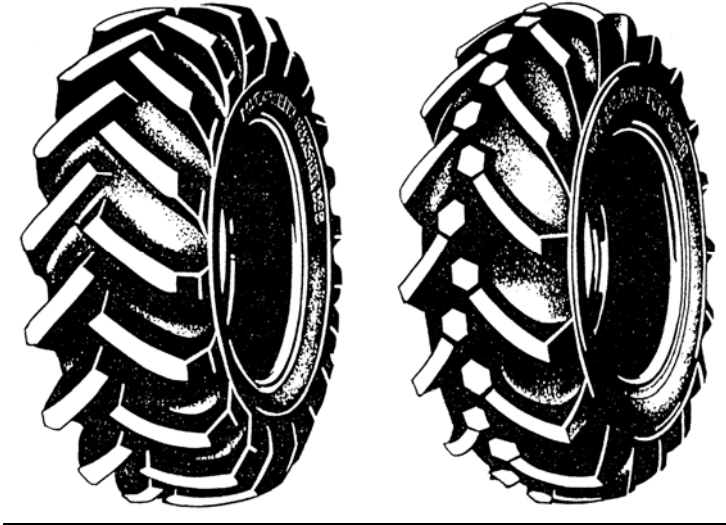
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削 除)	 4011. 62、4011. 63、4011. 93 及び 4011. 94 <u>これらの号において、「建設用又は産業用の機械」には、採鉱に使用する車両及び機械を含む。</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>号の解説</u> 4011.70 <u>この号に含まれる各種タイプのタイヤの画像を以下に示す。</u> <u>農業用の車両及び機械に使用する種類のタイヤの例</u> 	(新 規)

改正後	改正前
<u>林業用の車両及び機械に使用する種類のタイヤの例</u>   	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
4011. 80 <u>この号に含まれる各種タイプのタイヤの画像を以下に示す。</u> <u>建設用、鉱業用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のタイヤの例</u>  	（新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 44 類 木材及びその製品並びに木炭 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ～ (p) (省 略) (q) 第 96 類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン、鉛筆並びに一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品。第 96.03 項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。） (r) (省 略) 2 ～ 6 (省 略) 号注 1 (省 略) (削 除) (省 略)	第 44 類 木材及びその製品並びに木炭 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ～ (p) (同 左) (q) 第 96 類の物品（例えば、喫煙用パイプ及びその部分品、ボタン並びに鉛筆。第 96.03 項の物品用の木製のボデー及び柄を除く。） (r) (同 左) 2 ～ 6 (同 左) 号注 1 (同 左) 2 第 4403.41 号から第 4403.49 号まで、第 4407.21 号から第 4407.29 号まで、第 4408.31 号から第 4408.39 号まで及び第 4412.31 号の各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。 <u>アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシェ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドウバ、マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メン克蘭、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチェ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック（かりん）、パルダオ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、プライ、プナ、クアルバ、ラミン、サベリ、サキサキ、セプター、シボ、スクピラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、バイロラ、ホワイトトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ</u> (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
号の解説 ある種の熱帯産木材の名称 第 44.03 項、第 44.07 項、第 44.08 項、第 44.09 項及び第 44.12 項の号に掲げる熱帯産木材の名称は、International Technical Association for Tropical Timber (l'Association technique internationale des bois tropicaux) (ATIBT)、French Agricultural Research Centre for International Development) (Centre de Coopération Internationale en Recherche Agronomique pour le Développement) (CIRAD) <u>及び</u> International Tropical Timber Organization (ITTO) が提案した標準名に従って定められている。この標準名は、主要な生産国又は消費国で採用されている一般名に基づくものである。 この類の解説の末尾には、関連する標準名が、それに対応する学名及び俗称とともに掲載されている。 44.01 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 －薪材 4401.11－針葉樹のもの 4401.12－針葉樹以外のもの 4401.21（省 略） 4401.22（省 略） －のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させたものに限る。） 4401.31（省 略） 4401.39（省 略） 4401.40－のこくず及び木くず（凝結させたものを除く。） （省 略） 44.03 木材（粗のものに限るものとし、皮若しくは辺材を剥いであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） －ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの 4403.11－針葉樹のもの	号の解説 ある種の熱帯産木材の名称 この類の号注 2 並びに第 44.03 項、第 44.07 項、第 44.08 項及び第 44.12 項の号に掲げる熱帯産木材の名称は、International Technical Association for Tropical Timber (l'Association technique internationale des bois tropicaux) (ATIBT)、the French Agricultural Research Centre for International Development) (Centre de Coopération Internationale en Recherche Agronomique pour le Développement) (CIRAD) <u>and the</u> International Tropical Timber Organization (ITTO) が提案した標準名にしたがって定められている。この標準名は、主要な生産国又は消費国で採用されている一般名に基づくものである。 この類の解説の末尾には、関連する標準名が、それに対応する学名及び俗称とともに掲載されている。 44.01 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材 4401.10－薪材 4401.21（同 左） 4401.22（同 左） －のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。） 4401.31（同 左） 4401.39（同 左） （新 規） （同 左） 44.03 木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） 4403.10－ペイント、クレオソートその他の保存剤により処理したもの

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
4403.12――針葉樹以外のもの <u>――その他のもの（針葉樹のものに限る。）</u> 4403.21――松（マツ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が 15 センチメートル以上のものに限る。） 4403.22――松（マツ属のもの）のその他のもの 4403.23――もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が 15 センチメートル以上のものに限る。） 4403.24――もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のその他のもの 4403.25――その他のもの（横断面の最大寸法が 15 センチメートル以上のものに限る。） 4403.26――その他のもの <u>――その他のもの（熱帯産木材のものに限る。）</u> 4403.41（省 略） 4403.49（省 略） <u>――その他のもの</u> 4403.91（省 略） 4403.93――ビーチ（ブナ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が 15 センチメートル以上のものに限る。） 4403.94――ビーチ（ブナ属のもの）のその他のもの 4403.95――かば（カバノキ属のもの）のもの（横断面の最大寸法が 15 センチメートル以上のものに限る。） 4403.96――かば（カバノキ属のもの）のその他のもの 4403.97――ポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの 4403.98――ユーカリ（ユーカリ属のもの）のもの 4403.99（省 略） （省 略） 号の解説 <u>4403.11 及び 4403.12</u> 4403.11 号及び 4403.12 号には、長期間保存の目的でペンキ、着色料、クレオソートその他の保存剤（コールタール、ペンタクロロフェノール（I S O）、クロム性砒酸銅又はアンモニア性砒酸銅のようなもの）で処理したものを含む。	4403.20――その他のもの（針葉樹のものに限る。） ――その他のもの（この類の号注 2 の熱帯産木材のものに限る。） 4403.41（同 左） 4403.49（同 左） ――その他のもの 4403.91（同 左） 4403.92――ビーチ（ブナ属のもの）のもの 4403.99（同 左） （同 左） 号の解説 <u>4403.10</u> 4403.10 号には、長期間保存の目的でペンキ、着色料、クレオソートその他の保存剤（コールタール、ペンタクロロフェノール（I S O）、クロム性砒酸銅又はアンモニア性砒酸銅のようなもの）で処理したものを含む。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
これらの号には、船積み中又は貯蔵中において、単にそれらの状態を維持するために物質で処理を施した物品を含まない。	この号には、船積み中又は貯蔵中において、単にそれらの状態を維持するために物質で処理を施した物品を含まない。
(省 略)	(同 左)
44.06 木製の鉄道用又は軌道用の枕木 ―染み込ませてないもの	44.06 木製の鉄道用又は軌道用のまくら木 4406.10―染み込ませてないもの
<u>4406.11―針葉樹のもの</u>	
<u>4406.12―針葉樹以外のもの</u> ―その他のもの	<u>4406.90―その他のもの</u>
<u>4406.91―針葉樹のもの</u>	
<u>4406.92―針葉樹以外のもの</u>	
(省 略)	(同 左)
号の解説 <u>4406.11 から 4406.92</u>	号の解説 <u>4406.10 及び 4406.90</u>
(省 略)	(同 左)
44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） ―針葉樹のもの	44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） 4407.10―針葉樹のもの
<u>4407.11―松（マツ属のもの）のもの</u>	
<u>4407.12―もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの</u>	
<u>4407.19―その他のもの</u> ―熱帯産木材のもの	―熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの
4407.21～4407.29（省 略）	4407.21～4407.29（同 左）
―その他のもの	―その他のもの
4407.91～4407.95（省 略）	4407.91～4407.95（同 左）
<u>4407.96―かば（カバノキ属のもの）のもの</u>	(新 規)
<u>4407.97―ポプラ又はアスペン（ヤマナラシ属のもの）のもの</u>	(新 規)
4407.99（省 略）	4407.99（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (省 略)	改正前 (同 左)
44.08 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	44.08 化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
4408.10（省 略） －熱帯産木材のもの	4408.10（同 左） －熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの
4408.31～4408.39（省 略）	4408.31～4408.39（同 左）
4408.90（省 略）	4408.90（同 左）
（省 略）	（同 左）
44.09 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	44.09 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
4409.10（省 略） －針葉樹以外のもの	4409.10（同 左） －針葉樹以外のもの
4409.21（省 略）	4409.21（同 左）
4409.22－熱帯産木材のもの	（新 規）
4409.29（省 略）	4409.29（同 左）
（省 略）	（同 左）
44.12 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	44.12 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
4412.10（省 略） －その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）	4412.10（同 左） －その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）
4412.31－少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材のもの	4412.31－少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注2のものに限る。）のもの
（削 除）	4412.32－その他もの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）
4412.33－その他もの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のうちは	（新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>んの木（ハンノキ属のもの）、とねりこ（トネリコ属のもの）、ビーチ（ブナ属のもの）、かば（カバノキ属のもの）、桜（サクラ属のもの）、くり（カスタネア属のもの）、にれ（ニレ属のもの）、ユーカリ（ユーカリ属のもの）、ヒッコリー（ペカン属のもの）、栃の木（トチノキ属のもの）、しなの木（シナノキ属のもの）、かえで（カエデ属のもの）、オーク（コナラ属のもの）、プラタナス（スズカケノキ属のもの）、ポプラ若しくはアスペン（ヤマナラシ属のもの）、はりえんじゅ（ハリエンジュ属のもの）、ゆりの木（ユリノキ属のもの）又はウォルナット（クルミ属のもの）のものに限る。）</u> 4412. 34—<u>その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限るものとし、第 4412. 33 号のものを除く。）</u> 4412. 39—<u>その他のもの（いずれの外面の単板も針葉樹のものに限る。）</u> —その他のもの 4412. 94（省 略） 4412. 99（省 略） （省 略） 号の解説 4412. 10、4412. 31、<u>4412. 33、4412. 34</u> 及び 4412. 39 （省 略） 44. 18 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。） 4418. 10～4418. 60（省 略） —組み合わせた床用パネル 4418. 73—<u>竹製のもの及び少なくとも最上層（摩耗層）が竹製のもの</u> 4418. 74—<u>その他のもの（モザイク状の床用のものに限る。）</u> 4418. 75—<u>その他のもの（多層のものに限る。）</u> 4418. 79—<u>その他のもの</u> —<u>その他のもの</u> 4418. 91—<u>竹製のもの</u> 4418. 99—<u>その他のもの</u>	（新 規） 4412. 39—その他のもの —その他のもの 4412. 94（同 左） 4412. 99（同 左） （同 左） 号の解説 4412. 10、4412. 31、<u>4412. 32</u> 及び 4412. 39 （同 左） 44. 18 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。） 4418. 10～4418. 60（同 左） —組み合わせた床用パネル （新 規） 4418. 71—<u>モザイク状の床用のもの</u> 4418. 72—<u>その他のもの（多層のものに限る。）</u> 4418. 79—<u>その他のもの</u> 4418. 90—<u>その他のもの</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略） 44. 19 木製の食卓用品及び台所用品 <u>－竹製のもの</u> 4419. 11－製パン用の板、まな板その他これらに類する板 4419. 12－箸 4419. 19－その他のもの 4419. 90－その他のもの （省 略） 44. 21 その他の木製品 4421. 10（省 略） <u>－その他のもの</u> 4421. 91－竹製のもの 4421. 99－その他のもの （省 略） ＊ ＊ ＊ 付 表 熱帯産木材の名称 （省 略） 第 48 類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 注 1～3（省 略） 4 この類において「新聞用紙」には、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であって、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全繊維	（同 左） 44. 19 木製の食卓用品及び台所用品 （同 左） 44. 21 その他の木製品 4421. 10（同 左） <u>4421. 90－その他のもの</u> （同 左） ＊ ＊ ＊ 付 表 熱帯産木材の名称 （同 左） 第 48 類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品 注 1～3（同 左） 4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布してない紙（サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。）であって、機械木材パルプ又はケミグランド木材パルプの含有量が全繊維

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
重量の 50%以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧 1 メガパスカル）による各面の平滑度が 2.5 マイクロメートル（ミクロン）を超え、かつ、重量が 1 平方メートルにつき 40 グラム以上 65 グラム以下であるもの<u>のうち、（a）幅が 28 センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの及び（b）折り畳んでない状態において一辺の長さが 28 センチメートルを超え、その他の辺の長さが 15 センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもののみを含む。</u> 5～7（省 略） 8 第 48.03 項から第 48.09 項までには、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。 （a）及び（b）（省 略） 9～12（省 略） （省 略） 類の範囲 この類には、次の物品を含む。 （I）（省 略） （A）及び（B）（省 略） * * * 項において別段の定めがある場合を除くほか、上記各項において 2 以上の項に属するとみられる紙及び板紙は、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する（類注 7）。 また、48.03 項から 48.09 項までには、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含むことに注意しなければならない。 （1）及び（2）（省 略） （省 略） 48.01 新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）	重量の 50%以上で、パーカープリントサーフ（クランプ圧 1 メガパスカル）による各面の平滑度が 2.5 マイクロメートル（ミクロン）を超え、かつ、重量が 1 平方メートルにつき 40 グラム以上 65 グラム以下であるもの<u>をいう。</u> 5～7（同 左） 8 <u>第 48.01 項及び</u>第 48.03 項から第 48.09 項までには、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。 （a）及び（b）（同 左） 9～12（同 左） （同 左） 類の範囲 この類には、次の物品を含む。 （I）（同 左） （A）及び（B）（同 左） * * * 項において別段の定めがある場合を除くほか、上記各項において 2 以上の項に属するとみられる紙及び板紙は、これらの項のうち数字上の配列において最後となる項に属する（類注 7）。 また、<u>48.01 項及び</u>48.03 項から 48.09 項までには、紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含むことに注意しなければならない。 （1）及び（2）（同 左） （同 左） 48.01 新聞用紙（ロール状又はシート状のものに限る。）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略） （削 除） （省 略）	（同 左） <u>この類の注 8 により、この項には、幅が 36 センチメートルを超えるストリップ状若しくはロール状又は折り畳んでない状態において 1 辺の長さが 36 センチメートルを超え、その他の辺の長さが 15 センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状の新聞用紙のみを含む。</u> （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
54.02 合成繊維の長繊維の糸(67 デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。) - 強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る<u>ものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。</u>） 5402.11（省 略） 5402.19（省 略） 5402.20 - 強力糸（ポリエステルのものに限る<u>ものとし、テクスチャード加工をしているかいないかを問わない。</u>） （省 略） 5402.31～5402.49（省 略） - その他の単糸（より数が 1 メートルにつき 50 を超えるものに限る。） 5402.51（省 略） 5402.52（省 略） <u>5402.53 - - ポリプロピレンのもの</u> 5402.59（省 略） - その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン 5402.61（省 略） 5402.62（省 略） <u>5402.63 - - ポリプロピレンのもの</u> 5402.69（省 略） （省 略） 55.02 再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ <u>5502.10 - アセテートのもの</u> <u>5502.90 - その他のもの</u> （省 略） 55.06 合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。） 5506.10～5506.30（省 略） <u>5506.40 - ポリプロピレンのもの</u>	54.02 合成繊維の長繊維の糸(67 デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。) - 強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。） 5402.11（同 左） 5402.19（同 左） 5402.20 - 強力糸（ポリエステルのものに限る。） （同 左） 5402.31～5402.49（同 左） - その他の単糸（より数が 1 メートルにつき 50 を超えるものに限る。） 5402.51（同 左） 5402.52（同 左） （新 規） 5402.59（同 左） - その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン 5402.61（同 左） 5402.62（同 左） （新 規） 5402.69（同 左） （同 左） 55.02 再生繊維又は半合成繊維の長繊維のトウ （新 規） （新 規） （同 左） 55.06 合成繊維の短繊維（カード、コームその他の紡績準備の処理をしたものに限る。） 5506.10～5506.30（同 左） （新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
5506.90（省 略）	5506.90（同 左）
（省 略）	（同 左）
56.01 紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが 5 ミリメートル以下の紡織用繊維（ブロック） 紡織用繊維のダスト及びミルネツプ - 紡織用繊維のウォッディング及びその製品	56.01 紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが 5 ミリメートル以下の紡織用繊維（ブロック） 紡織用繊維のダスト及びミルネツプ - その他のウォッディング製品及びウォッディング
5601.21～5601.29（省 略）	5601.21～5601.29（同 左）
5601.30（省 略）	5601.30（同 左）
（省 略）	（同 左）
57.04 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はブロック加工をしたものを除く。）	57.04 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はブロック加工をしたものを除く。）
5704.10（省 略）	5704.10（同 左）
5704.20 - タイル（表面積が 0.3 平方メートルを超え 1 平方メートル以下のものに限る。）	（新 規）
5704.90（省 略）	5704.90（同 左）
（省 略）	（同 左）
第 60 類 メリヤス編物及びクロセ編物	第 60 類 メリヤス編物及びクロセ編物
（省 略）	（同 左）
号注	（新 規）
1 第 6005.35 号には、ポリエチレンの単繊維又はポリエステルマルチフィラメントの編物で、重量が 1 平方メートルにつき 30 グラム以上 55 グラム以下、網目が 1 平方センチメートルにつき 20 穴以上 100 穴以下であり、アルファ - シベルメトリン（ISO）、クロルフェナビル（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、ラムダ - シハロトリン（ISO）、ペルメ	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>トリン（ISO）又はピリミホスメチル（ISO）を染み込ませ又は塗布したものを含む。</u> （省 略） 60.05 たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第 60.01 項から第 60.04 項までのものを除く。） （省 略） 6005.21～6005.24（省 略） - 合成繊維製のもの 6005.35 - - この類の号注 1 の編物 6005.36 - - その他のもの（漂白してないもの及び漂白したものに限る。） 6005.37 - - その他のもの（浸染したものに限る。） 6005.38 - - その他のもの（異なる色の糸から成るものに限る。） 6005.39 - - その他のもの（なせんしたものに限る。） （省 略） 6005.41～6005.90（省 略） 第 60.01 項のパイル編物を除き、この項には幅が 30 センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸を含まないか又はその重量が 5 %未満のたてメリヤス編物を含む。<u>この項には、また、ポリエチレンの単繊維又はポリエステルマルチフィラメントの編物で、重量が 1 平方メートルにつき 30 グラム以上 55 グラム以下、網目が 1 平方センチメートルにつき 20 穴以上 100 穴以下であり、アルファ - シペルメトリン（ISO）、クロルフエナピル（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、ラムダ - シハロトリン（ISO）、ペルメトリン（ISO）及びピリミホスメチル（ISO）を染み込ませ又は塗布したものを含む（この類の号注 1 参照）。ガルーンメリヤス機により編んだものを含むたてメリヤス編物についての詳細は 60 類の総説（A）（ ）参照。</u> たてメリヤス編物は種々の形状をとりうる。衣服を作るために使われるような編目の開いた部分がない伝統的な編物とは別に、このたてメリヤス編物には透かし編みのものを含む。これらのたてメリヤス機（特にラッセル機）で作られた編物は、網地又はレースに類似したものが多く（しかし、後者と混同してはならない。58.04項の解説参照）。しばしばカーテンの作成に用いられる。<u>機械製のレースのように、レースに類似したメリヤス編み又はクロ</u>	（同 左） 60.05 たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第 60.01 項から第 60.04 項までのものを除く。） （同 左） 6005.21～6005.24（同 左） - 合成繊維製のもの 6005.31 - - 漂白してないもの及び漂白したもの 6005.32 - - 浸染したもの 6005.33 - - 異なる色の糸から成るもの 6005.34 - - なせんしたもの （同 左） 6005.41～6005.90（同 左） 第 60.01 項のパイル編物を除き、この項には幅が 30 センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸を含まないか又はその重量が 5 %未満のたてメリヤス編物を含む。ガルーンメリヤス機により編んだものを含むたてメリヤス編物についての詳細は 60 類の総説（A）（ ）参照。 たてメリヤス編物は種々の形状をとりうる。衣服を作るために使われるような編み目の開いた部分がない伝統的な編物とは別に、このたてメリヤス編物には透かし編みのものを含む。これらのたてメリヤス機で（特にラッセル機）で作られた編物には、しばしばカーテン作成に用いられるものや、網地又はレースに類似したものがある。（しかし後者と混同してはならない：58.04項の解説参照。）<u>機械製のレースのように、レースに類似したメリヤス</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
セ編みは、しばしばかなり幅広の反物状のレースとして製造され、最終工程でストリップ状に切断される。それらのストリップは長さを問わず、その両端がまっすぐで平行であり、幅が30センチメートルを超える限り、この項に属する。	編み又はクロセ編みは、しばしばかなり幅広の反物状のレースとして製造され、最終工程でストリップ状に切断される。それらのストリップは長さを問わず、その両端がまっすぐで平行であり、幅が30センチメートルを超える限り、この項に属する。
(省 略)	(同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 63 類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びばろ	第 63 類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びばろ
注 （省 略） * * — *	注 （同 左） （新 規）
号注 1 第 6304.20 号には、<u>アルファ―シペルメトリン（ISO）、クロルフェナピル（ISO）、デルタメトリン（INN、ISO）、ラムダーシハロトリン（ISO）、ベルメトリン（ISO）又はピリミホスメチル（ISO）を染み込ませ又は塗布したたてメリヤス編物から製造した物品を含む。</u> （省 略）	（同 左）
63.04 その他の室内用品（第 94.04 項のものを除く。） （省 略） 6304.11～6304.19（省 略） <u>6304.20 - 蚊帳（この類の号注 1 の物品に限る。）</u> （省 略） 6304.91～6304.99（省 略） この項には、前項まで又は 94.04 項のもの以外の紡織用繊維の製品で、家庭、公共の建物、劇場、教会等において使用する室内用品及び船舶、鉄道車両、航空機、キャンピングトレーラー、自動車等において使用する類似の製品を含む。 これらの物品には、壁掛け、儀式（冠婚葬祭等）用の繊維製品、蚊帳又は<u>ベッドネット（この類の号注 1 のものを含む。）</u> <u>ベッドスプレッド（ただし、94.04 項のベッドカバーを除く。）</u> <u>クッションカバー、たんすカバー、椅子カ</u>	63.04 その他の室内用品（第 94.04 項のものを除く。） （同 左） 6304.11～6304.19（同 左） （新 規） （同 左） 6304.91～6304.99（同 左） この項には、前項まで又は 94.04 項のもの以外の紡織用繊維の製品で、家庭、公共の建物、劇場、教会等において使用する室内用品及び船舶、鉄道車両、航空機、キャンピングトレーラー、自動車等において使用する類似の製品を含む。 これらの物品には、壁掛け、儀式（冠婚葬祭等）用の繊維製品、<u>かや、ベッドスプレッド（ただし、94.04 項のベッドカバーを除く。）</u> <u>クッションカバー、たんすカバー、椅子カバー、テーブルカバー（床用敷物としての特性を</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
バー、テーブルカバー（床用敷物としての特性を有するものを除く。57 類注 1 参照） マントルピースランナー、カーテンループ、バランス（63.03 項のものを除く。）を含む。 この項には、ランプシェードを含まない（94.05）。 （省 略） 第 68 類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 （a）～（1）（省 略） （m）第 96.02 項の物品で第 96 類の注 2（b）に掲げる材料から製造したもの、第 96.06 項の物品（例えば、ボタン）、第 96.09 項の物品（例えば、石筆）、<u>第 96.10 項の物品（例えば、石盤）及び第 96.20 項の物品（一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品）</u> （n）（省 略） （省 略） 第 69 類 陶 磁 製 品 （省 略） 総 説 （省 略） 組成及び焼成方法により次の製品が得られる。 （省 略） 第 2 節に掲げるその他の陶磁製品（<u>69.04 項から 69.07 項まで及び 69.09</u>	有するものを除く。57 類注 1 参照） マントルピースランナー、カーテンループ、バランス（63.03 項のものを除く。）を含む。 この項には、ランプシェードを含まない（94.05）。 （同 左） 第 68 類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 （a）～（1）（同 左） （m）第 96.02 項の物品で第 96 類の注 2（b）に掲げる材料から製造したもの、第 96.06 項の物品（例えば、ボタン）、第 96.09 項の物品（例えば、石筆）<u>及び第 96.10 項の物品（例えば、石盤）</u> （n）（同 左） （同 左） 第 69 類 陶 磁 製 品 （同 左） 総 説 （同 左） 組成及び焼成方法により次の製品が得られる。 （同 左） 第 2 節に掲げるその他の陶磁製品（<u>69.04 項から 69.14 項まで</u>）：通常の

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
項から 69.14 項まで）：通常の土器、せつ器、陶器及び磁器等 （省 略） 第 2 節 その他の陶磁製品 総 説 この節は、第 1 節に該当するけいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造した陶磁製品及び耐火製品以外の陶磁製品を分類する。 この表において、これらの製品は種類（れんが、タイル、衛生用品等）に従って分類され、当該分類は、<u>食卓用品、台所用品、その他の家庭用品、化粧用品及び衛生用品を除き、製造に使用された陶磁器の性質に影響されない。</u> <u>食卓用品、台所用品、その他の家庭用品、化粧用品及び衛生用品については、磁器製のものは 69.11 項に、その他のものは 69.12 項に属する。</u> （省 略） 69.04 陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイル、フィラータイルその他これらに類する物品 （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）（省 略） （b）舗装用品及び炉用又は壁用タイル（69.07 項の解説参照） 69.05 かわら、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品	土器、せつ器、陶器及び磁器等 （同 左） 第 2 節 その他の陶磁製品 総 説 この節は、第 1 節に該当するけいそう土その他これに類するけい酸質の土から製造した陶磁製品及び耐火製品以外の陶磁製品を分類する。 この表において、これらの製品は種類（れんが、タイル、衛生用品等）に従って分類され、当該分類は、次の場合を除き、製造に使用された陶磁器の性質や<u>うわぐすりを施してあるかないか</u>ということに影響されない。 <u>（ ）陶磁製のタイル、敷石、モザイクキューブ及びこれらに類する物品については、うわぐすりを施してないものは 69.07 項に、うわぐすりを施したものは 69.08 項に属する。</u> <u>（ ）食卓用品、台所用品、その他の家庭用品、化粧用品及び衛生用品については、磁器は 69.11 項に、その他のものは 69.12 項に属する。</u> （同 左） 69.04 陶磁製の建設用れんが、床用ブロック、サポートタイル、フィラータイルその他これらに類する物品 （同 左） この項には、次の物品を含まない。 （a）（同 左） （b）舗装用品及び炉用又は壁用タイル（69.07 及び 69.08 の解説参照） 69.05 かわら、煙突用品、建築用装飾品その他の建設用陶磁製品

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (省 略)	改正前 (同 左)
この項には、次の物品を含む。 (1) 屋根用かわら(屋根用、壁の頂部の被覆用等): これらは、通常突起がついていてくぎあながつけてあるか又は連結できるように成形されており、この点で 69.07 項のタイルとは異なっている。これらには、平らなもの、半円筒形のもの及びひさし、棟、隅棟又は屋根の谷等に使用される特殊の形状のものがある。 (2) ~ (4) (省 略) (省 略)	この項には、次の物品を含む。 (1) 屋根用かわら(屋根用、壁の頂部の被覆用等): これらは、通常突起がついていてくぎあながつけてあるか又は連結できるように成形されており、この点で 69.07 項又は 69.08 項のタイルとは異なっている。これらには、平らなもの、半円筒形のもの及びひさし、棟、隅棟又は屋根の谷等に使用される特殊の形状のものがある。 (2) ~ (4) (同 左) (同 左)
69.07 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル、陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。) <u>並びに仕上げ用の陶磁製品</u> <u>- 舗装用品及び炉用又は壁用のタイル (第 6907.30 号又は第 6907.40 号のものを除く。)</u> 6907.21 - - 吸水率が全重量の 0.5% 以下のもの 6907.22 - - 吸水率が全重量の 0.5% を超え 10% 以下のもの 6907.23 - - 吸水率が全重量の 10% を超えるもの 6907.30 - <u>モザイクキューブその他これに類する物品 (第 6907.40 号のものを除く。)</u> 6907.40 - <u>仕上げ用の陶磁製品</u>	69.07 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル(うわぐすりを施したものを除く。) <u>並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する製品(うわぐすりを施したものを除くものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。)</u> 6907.10 - <u>タイル、キューブその他これらに類する物品 (長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を 1 辺が 7 センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。)</u> 6907.90 - <u>その他のもの</u>
この項には、通常、舗装用品、壁用又は炉用に供される陶磁製の敷石及びタイル (角形タイルを含む。) を含む。 敷石及び舗装用、炉用又は壁用のタイルは、表面の寸法に比べ厚さが建築用れんがにおけるよりも薄く、れんがが建築物の重要な骨組を形成し、建設工事に主要な役割を果たすのに対し、敷石及びタイルは既存の壁等の表面にセメント、接着剤その他の方法で固定することを目的としたものである。また、屋根用のかわらと異なり、通常平らなものであり、穴あけ、連結するための突起その他の特殊な形状を必要とせず、重ね合わせることなく平行に並	この項には、通常、舗装用品、壁用又は炉用に供される陶磁製の敷石及びタイル (角形タイルを含む。) <u>で、うわぐすりを施していないものを含む (うわぐすりを施したものは 69.08 項の解説参照)</u>。 敷石及び舗装用、炉用又は壁用のタイルは、表面の寸法に比べ厚さが建築用れんがにおけるよりも薄く、れんがが建築物の重要な骨組を形成し、建設工事に主要な役割を果たすのに対し、敷石及びタイルは既存の壁等の表面にセメント、接着剤その他の方法で固定することを目的としたものである。また、屋根用のかわらと異なり、通常平らなものであり、穴あけ、連結するための突起その他の特殊な形状を必要とせず、重ね合わせることなく平行に並

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

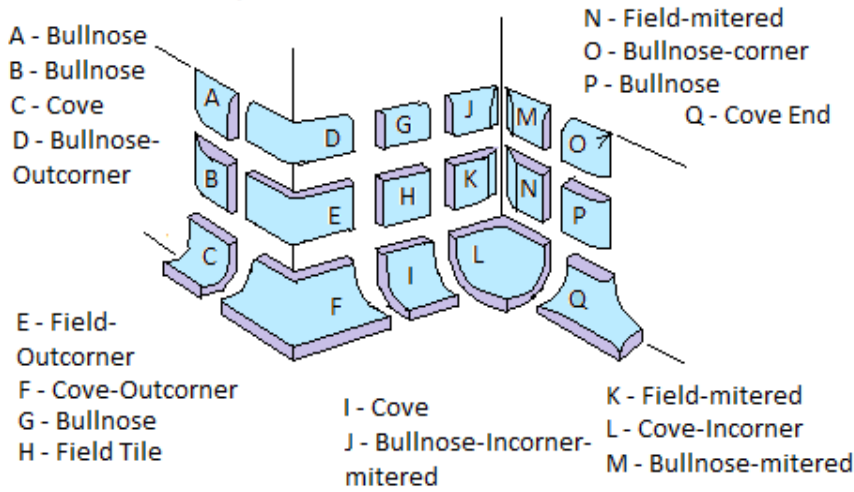
改正後	改正前
べて設置するように作られている。敷石はタイルよりも大きく、通常長方形である。タイルは他の幾何学的形状（六角形、八角形等）を有するものもあり、壁、マントルピース、炉、床又は歩道の上張りに使用される。敷石は、特に舗装用若しくは床用又は炉用スラブとして多く使用される。<u>両者とも粘土又はその他の無機の原材料から製造され、通常、室温で押出し又はプレスにより成形されるが、その他の方法によって成形されるものもあり、乾燥された後、必要とされる性質を得るために十分な温度で焼成される。しかしながら、激しい摩耗に耐える性質を有するものには、しばしばガラス化しているものがある（例えば、せっ器製、磁器製又は焼成ステアタイト製のタイル（グライディングミルのライニング用のタイル等））。</u> <u>耐摩耗性及びガラス化率は、タイルの構造によって異なる。これらの構造的特徴は、吸水能力により与えられる。吸水率が高いものは多孔質の構造であり、吸水率が低いものは密な（ガラス化された）構造である。</u> <u>気孔率又は吸水率は、乾燥したサンプル（タイル）を水で飽和した後の水分率により定義される。</u> <u>吸水率の測定は、ISO 規格 10545-3 に定める真空法に基づく。</u> <u>吸水率の計算は次の式による。</u> $E = \{ (M_f - M_i) / M_i \} \times 100$ <u>E：吸水率</u> <u>M_i：乾燥した試料の質量</u> <u>M_f：水で飽和した試料の質量</u> ある種の陶磁製タイルは、専ら道路舗装用に使用される。この種のタイルは、れんがと異なり、通常立方体又は截頭ピラミッド形であり、せっ器製のものが通常であるが、例外的に陶磁製のもの（例えば、横断歩道用の敷石）もある。 この項の物品の分類は、その構成材料によるよりも、むしろ、当該物品の形状及び大きさによる。<u>したがって、建設用及び舗装用の両方に使用するのに適するれんがは除外され、69.04 項に属する。</u> また、素地に着色したもの、大理石模様を有するもの、リブ付きのもの、みぞ付きのもの、うわぐすりを施したものも含む。 この項は、上記のほか次の物品を含む。 （1）<u>仕上げ用の陶磁製品：上張り用、舗装用等の仕上げに補完的要素とし</u>	べて設置するように作られている。敷石はタイルよりも大きく、通常長方形である。タイルは他の幾何学的形状（六角形、八角形等）を有するものもあり、壁、マントルピース、炉、床又は歩道の上張りに使用される。敷石は、特に舗装用若しくは床用又は炉用スラブとして多く使用される。<u>両者とも陶器製又は土器製のものが多いが、激しい摩耗に耐える性質を有するものには、しばしばガラス化しているものがある（例えば、せっ器製、磁器製又は焼成ステアタイト製のタイル（グライディングミルのライニング用のタイル等））。</u> ある種の陶磁製タイルは、専ら道路舗装用に使用される。この種のタイルは、れんがと異なり、通常立方体又は截頭ピラミッド形であり、せっ器製のものが通常であるが、例外的に陶磁製のもの（例えば、横断歩道用の敷石）もある。 この項の物品の分類は、その構成材料によるよりも、むしろ、当該物品の形状及び大きさによって行われる。<u>その結果、建設用及び舗装用の両方に使用するのに適するれんが（例えば、ガラス化したれんが）は除外され、69.04 項に属することになる。</u> また、素地に着色したもの、大理石模様を有するもの、リブ付きのもの、みぞ付きのものも含む。<u>ただし、うわぐすりを施したものは除く。</u> この項は、上記のほか次の物品を含む。 （1）上張り用、舗装用等の仕上げに使用される縁取り、上辺装飾、裾装飾、

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>て使用される縁取り、上辺装飾、裾装飾、フリーズ、角、隅等のタイルで、縁を丸くしてあるかないかを問わず、平らでなく又は三次元的であり、仕上げ用の製品としての特性を有するもの。特に、縁取り、裾装飾、フリーズ、隅に用いる要素、装飾性を有する挿入物(decorative inserts)その他の陶磁製の装飾品がこれに該当する。これらの場合、当該製品は、その他の装飾性のないタイル(basic tiles)と調和する必要があり、当該製品の表面は、基本的に、それらのタイルと同様の色調又は仕上げがなされている。これらは一般に、製品単位又はメートル単位で販売される。</u> (2) ~ (4)(省 略) 一方、この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (c)(省 略) $\begin{array}{c} * \\ \hline * \quad * \end{array}$ <u>号の解説</u> 6907.40 <u>この号に含まれる各種タイプの仕上げ用の陶磁製品の図を以下に示す。</u> <u>仕上げ用の陶磁製品</u>	フリーズ、角、隅等のタイル (2) ~ (4)(同 左) 一方、この項には、<u>うわぐすりを施したものに加え</u>、次の物品を含まない。 (a) ~ (c)(同 左) (新 規)

改正後	改正前
Exploded view – three rows of trim tiles  A - Bullnose B - Bullnose C - Cove D - Bullnose-Outcorner E - Field-Outcorner F - Cove-Outcorner G - Bullnose H - Field Tile I - Cove J - Bullnose-Incorner-mitered K - Field-mitered L - Cove-Incorner M - Bullnose-mitered N - Field-mitered O - Bullnose-corner P - Bullnose Q - Cove End	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前												
 <table><tr><td> Bullnose Edge any edge on all std sizes </td><td> Radius Bullnose 3x3, 3x6, 4x4, 4x6 </td><td> Simple V Cap 6" </td><td> Cove Base 3x3, 3x6, 4x4, 4x6 </td></tr><tr><td> Finger Cove 6" </td><td> Liner .5 x 6, 1 x 6 </td><td> Classic V Cap 6" </td><td> Corner Cove Post 1.5 x 11.5 x 3 or 4" H </td></tr><tr><td> Quarter Round 6" </td><td> Beak 6" </td><td> Schluter Metal Edging 5/16" </td><td></td></tr></table>	 Bullnose Edge any edge on all std sizes	 Radius Bullnose 3x3, 3x6, 4x4, 4x6	 Simple V Cap 6"	 Cove Base 3x3, 3x6, 4x4, 4x6	 Finger Cove 6"	 Liner .5 x 6, 1 x 6	 Classic V Cap 6"	 Corner Cove Post 1.5 x 11.5 x 3 or 4" H	 Quarter Round 6"	 Beak 6"	 Schluter Metal Edging 5/16"		
 Bullnose Edge any edge on all std sizes	 Radius Bullnose 3x3, 3x6, 4x4, 4x6	 Simple V Cap 6"	 Cove Base 3x3, 3x6, 4x4, 4x6										
 Finger Cove 6"	 Liner .5 x 6, 1 x 6	 Classic V Cap 6"	 Corner Cove Post 1.5 x 11.5 x 3 or 4" H										
 Quarter Round 6"	 Beak 6"	 Schluter Metal Edging 5/16"											

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（削 除）	69.08 陶磁製の舗装用品及び炉用又は壁用のタイル（うわぐすりを施したものに限る。）並びに陶磁製のモザイクキューブその他これに類する物品（うわぐすりを施したものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。） 6908.10 - タイル、キューブその他これらに類する物品（長方形であるかないかを問わないものとし、面積が最大の面を 1 辺が 7 センチメートル未満の正方形により包含することができるものに限る。） 6908.90 - その他のもの この項には、前項に掲げる物品でうわぐすりを施したもの（多くはある種の装飾を施したのちに行う。）を分類する（69.07 解説参照）。 この項において「うわぐすりを施したもの」には、32.07 項のほうろう、うわぐすり等を使用して施したもの、食塩釉（ゆう）（塩化ナトリウムを炉に投入して蒸発させ、その蒸気を素地と反応させてうわぐすりを生ぜしめるもの）を施したものを含む。
（省 略）	（同 左）
69.13 陶磁製の小像その他の装飾品	69.13 陶磁製の小像その他の装飾品
（省 略）	（同 左）
この項には、次の物品を含む。 （A）実用的価値がなく、完全に装飾用のもの及びその唯一の効用が他の装飾品を保持し若しくは納め又は装飾的效果を高めることにあるもの （1）及び（2）（省 略） （3）装飾のみを目的とした食卓用ボウル、花びん、ポット及び装飾用植木鉢（jardinières） （B）及び（C）（省 略）	この項には、次の物品を含む。 （A）実用的価値がなく、完全に装飾用のもの及びその唯一の効用が他の装飾品を保持し若しくは納め又は装飾的效果を高めることにあるもの （1）及び（2）（同 左） （3）装飾のみを目的とした食卓用ボウル、花びん、ポット及び花かご （B）及び（C）（同 左）
（省 略）	（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 15 部 卑金属及びその製品 注 1 この部には、次の物品を含まない。 (a)～(1)(省 略) (m)手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先、一脚、二脚、<u>三脚その他これらに類する物品</u>その他の第 96 類の物品（雑品） (n)(省 略) 2～8（省 略） （省 略） 第 74 類 銅及びその製品 注 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)及び(b)(省 略) (c)「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の 10%を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、<u>りん</u>の含有量が全重量の 15%を超えるりん銅は、<u>第 28.53 項</u>に属する。 (d)～(h)(省 略) （省 略） 74.05 銅のマスターアロイ （省 略）	第 15 部 卑金属及びその製品 注 1 この部には、次の物品を含まない。 (a)～(1)(同 左) (m)手ふるい、ボタン、ペン、ペンシルホルダー、ペン先その他の第 96 類の物品（雑品） (n)(同 左) 2～8（同 左） （同 左） 第 74 類 銅及びその製品 注 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)及び(b)(同 左) (c)「マスターアロイ」とは、銅と他の元素の合金（銅の含有量が全重量の 10%を超えるものに限る。）で、実用上圧延及び鍛造のいずれにも適せず、かつ、通常その他の合金の製造の際の添加用又は非鉄金属の冶<u>(や)</u>金の際の脱酸用、脱硫用その他これらに類する用途に供するものをいう。ただし、<u>りん</u>の含有量が全重量の 15%を超えるりん銅は、<u>第 28.48 項</u>に属する。 (d)～(h)(同 左) （同 左） 74.05 銅のマスターアロイ （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
マスターアロイは、通常、破碎し易いように小形のブロック状若しくはケーキ状に又はもろいスティック状若しくはペレット状に作られており、粗鑄造品の外観をしている。 りん銅のうち、りんの含有量が全重量の 15%を超えるものは、<u>28.53 項</u>に属する。 （省 略） 第 82 類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品 注 1 トーチランプ、<u>可搬式鍛冶炉</u>、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第 82.09 項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。 （a）～（d）（省 略） 2 及び 3 （省 略） （省 略） 82.05 手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械又はウォータージェット切断機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、<u>可搬式鍛冶炉</u>並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの （省 略） この項には、この類の他の項又はこの表の他の項のいずれにも属しないすべての手道具及び手工具（この類の総説参照）並びにこの項において特に掲げたその他の工具及び器具を含む。 この項には、多数の手道具及び手工具（クランプ、ラチェット又は歯車の	マスターアロイは、通常、破碎し易いように小形のブロック状若しくはケーキ状に又はもろいスティック状若しくはペレット状に作られており、粗鑄造品の外観をしている。 りん銅のうち、りんの含有量が全重量の 15%を超えるものは、<u>28.48 項</u>に属する。 （同 左） 第 82 類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品 注 1 トーチランプ、<u>可搬式かじ炉</u>、フレーム付きグラインディングホイール、マニキュアセット、ペディキュアセット及び第 82.09 項の物品を除くほか、この類の物品は、次のいずれかの物品から成る刃、作用する面その他の作用する部分を有するものに限る。 （a）～（d）（同 左） 2 及び 3 （同 左） （同 左） 82.05 手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く。）金敷き、<u>可搬式かじ炉</u>並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの （同 左） この項には、この類の他の項又はこの表の他の項のいずれにも属しないすべての手道具及び手工具（この類の総説参照）並びにこの項において特に掲げたその他の工具及び器具を含む。 この項には、多数の手道具及び手工具（クランプ、ラチェット又は歯車の

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ような単純な手で操作する機構を有するものを含む。)を含む。これらには、次の物品を含む。 (A)～(G)(省 略) (H) 金敷き、<u>可搬式鍛冶炉</u>及びフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの これらには、次の物品を含む。 (1)(省 略) (2) <u>可搬式鍛冶炉</u>（通常、プロアーが、また、時には、金敷きに取り付けられており、主として小さな工作場、造船所等で使用される。） (3)(省 略) (省 略)	ような単純な手で操作する機構を有するものを含む。)を含む。これらには、次の物品を含む。 (A)～(G)(同 左) (H) 金敷き、<u>可搬式かじ炉</u>及びフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの これらには、次の物品を含む。 (1)(同 左) (2) <u>可搬式かじ炉</u>（通常、プロアーが、また、時には、金敷きに取り付けられており、主として小さな工作場、造船所等で使用される。） (3)(同 左) (同 左)
83.08 卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類又は衣類附属品、履物、<u>身辺用細貨類</u>、<u>腕時計</u>、<u>書籍</u>、日よけ、<u>革製品</u>、<u>旅行用具</u>、<u>馬具</u>その他の製品に使用する種類のものに限る。）、<u>管リベット</u>、<u>二股リベット</u>、<u>ビ - ズ</u>及び<u>スパンゲル</u> 8308.10(省 略) 8308.20 - 管リベット及び<u>二股リベット</u> 8308.90(省 略) この項には、次の物品を含む。 (A)(省 略) (B) 各種の管リベット及び<u>二股リベット</u>：これらは、衣類、履物、日よけ、テント、旅行用具、革製品、ベルト地等に使用される。また、工学用（航空機組立て等）にも使用される。この項には、また、心棒破損型のブラインドリベットを含む。このリベットは、締め付け作業において、心棒をリベット本体の中に引き込み又は押し込み、心棒の軸とその頭部との接合点又はその近くで切断（又は破壊）し、端を丸く止めるものである。 (C)～(E)(省 略) 上記(A)、(C)及び(D)に掲げる物品は革、紡織用繊維、プラスチック	83.08 卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイ、アイレットその他これらに類する物品（衣類、<u>履物</u>、日よけ、<u>ハンドバッグ</u>、<u>旅行用具</u>その他の製品に使用する種類のものに限る。）、<u>管リベット</u>、<u>ふたまたリベット</u>、<u>ビ - ズ</u>及び<u>スパンゲル</u> 8308.10(同 左) 8308.20 - 管リベット及び<u>ふたまたリベット</u> 8308.90(同 左) この項には、次の物品を含む。 (A)(同 左) (B) 各種の管リベット及び<u>ふたまたリベット</u>：これらは、衣類、履物、日よけ、テント、旅行用具、革製品、ベルト地等に使用される。また、工学用（航空機組立て等）にも使用される。この項には、また、心棒破損型のブラインドリベットを含む。このリベットは、締め付け作業において、心棒をリベット本体の中に引き込み又は押し込み、心棒の軸とその頭部との接合点又はその近くで切断（又は破壊）し、端を丸く止めるものである。 (C)～(E)(同 左) 上記(A)、(C)及び(D)に掲げる物品は革、紡織用繊維、プラスチック

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ク、木、角、骨、エボナイト、真珠光沢を有する貝段、アイボリー、<u>模造貴石</u>等で作った部分を含んでいても、卑金属製品としての特性を有する限りこの項に含まれる。またこれらには金属の加工によって装飾されたものもある。 この項には、次の物品を含まない。 （a）及び（b）（省 略） （c）びょう（管リベット及び<u>二股リベット</u>を除く。）スナップフック（通常 73 類から 76 類まで） （d）及び（e）（省 略） 第 16 部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この部には、次の物品を含まない。 （a）～（p）（省 略） （q）タイプライターリボン又はこれに類するリボン（スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第 96.12 項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。）<u>及び第 96.20 項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品</u> 2～5（省 略） （省 略） 総 説 （省 略） （ ）部 分 品	ク、木、角、骨、エボナイト、真珠光沢を有する貝段、アイボリー、<u>模造貴石</u>等で作った部分を含んでいても、卑金属製品としての特性を有する限りこの項に含まれる。またこれらには金属の加工によって装飾されたものもある。 この項には、次の物品を含まない。 （a）及び（b）（同 左） （c）びょう（管リベット及び<u>ふたまたリベット</u>を除く。）スナップフック（通常 73 類から 76 類まで） （d）及び（e）（同 左） 第 16 部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この部には、次の物品を含まない。 （a）～（p）（同 左） （q）タイプライターリボン又はこれに類するリボン（スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第 96.12 項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。） 2～5（同 左） （同 左） 総 説 （同 左） （ ）部 分 品

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（部 注 2） 一般に、特定の機械及び機器（84.79 項又は 85.43 項の機械を含む。）又は同一の項に該当する機械及び機器のグループに専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械又は機器と同一の項に属する（ただし、前記（ ）に掲げる除外物品を除く。）。ただし、次の物品は、それぞれ独立した項に属する。 （A）～（D）（省 略） （E）84.70 項から 84.72 項までの事務用機器の部分品（84.73） （F）～（IJ）（省 略） （省 略） （ ）多機能機械及び複合機械 （部 注 3） 多機能機械は、一般にその主たる機能によりその所属を決定する。 多機能機械とは、例えば、互換性工具を使用して金属を加工する機械であり、異なった機械操作（例えば、フライス削り、中ぐり、ラッピング）を行うことができるものをいう。 文脈により別に解釈されず、部注 3 の規定を適用する際に、主たる機能を決定することができない場合には、通則 3（c）を適用する。この場合、多機能機械については、例えば、84.25 項から 84.30 項まで、84.58 項から 84.63 項まで、<u>84.70 項から 84.72 項までのうちのいくつかの項に属する可能性がある。</u> （省 略） 第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 （a）～（f）（省 略）	（部 注 2） 一般に、特定の機械及び機器（84.79 項又は 85.43 項の機械を含む。）又は同一の項に該当する機械及び機器のグループに専ら又は主として使用する部分品は、これらの機械又は機器と同一の項に属する（ただし、前記（ ）に掲げる除外物品を除く。）。ただし、次の物品は、それぞれ独立した項に属する。 （A）～（D）（同 左） （E）<u>84.69 項</u>から 84.72 項までの事務用機器の部分品（84.73） （F）～（IJ）（同 左） （同 左） （ ）多機能機械及び複合機械 （部 注 3） 多機能機械は、一般にその主たる機能によりその所属を決定する。 多機能機械とは、例えば、互換性工具を使用して金属を加工する機械であり、異なった機械操作（例えば、フライス削り、中ぐり、ラッピング）を行うことができるものをいう。 文脈により別に解釈されず、部注 3 の規定を適用する際に、主たる機能を決定することができない場合には、通則 3（c）を適用する。この場合、多機能機械については、例えば、84.25 項から 84.30 項まで、84.58 項から 84.63 項まで、<u>84.69 項から 84.72 項までのいくつかの項に属するとみられる可能性が強い。</u> （同 左） 第 84 類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 （a）～（f）（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>（g）第 17 部の物品用のラジエーター</u> <u>（h）（省 略）</u> 2 第 84.01 項から第 84.24 項まで又は第 84.86 項に該当する機械類で同時に第 84.25 項から第 84.80 項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注 3 及びこの類の注 9 の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第 84.01 項から第 84.24 項まで又は第 84.86 項の該当する項に属する。ただし、第 84.19 項には、次の物品を含まない。 （a）～（d）（省 略） （e）機械的作業を行う機器（理化学用のものを含む。）で、温度の変化を必要とする場合であってもこれを主たる機能としないもの （省 略） 3～8（省 略） 9（A）<u>第 85 類の注 9（a）及び注 9（b）は、この注及び第 84.86 項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第 84.86 項の「半導体デバイス」には光電性半導体デバイス及び発光ダイオード（LED）を含む。</u> （B）～（D）（省 略） 号注 1 <u>第 8465.20 号において「マシニングセンター」とは、木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械で、加工プログラムに従ってマガジンその他これに類する装置から自動的に工具を交換する方法により二以上の加工機能を有する機械をいう。</u> 2（省 略） 3 <u>第 8481.20 号において「油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁」とは、圧力が加わった流体（液体又は気体）の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流体動力伝達装置に特に用いられる弁をいう。これらの弁には種々の型（減圧型、逆止型等）がある。同号は、第 84.81 項の他のいかなる号にも優先する。</u> 4（省 略）	（新 規） <u>（g）（同 左）</u> 2 第 84.01 項から第 84.24 項まで又は第 84.86 項に該当する機械類で同時に第 84.25 項から第 84.80 項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注 3 及びこの類の注 9 の規定によりその所属が決定される場合を除くほか、第 84.01 項から第 84.24 項まで又は第 84.86 項の該当する項に属する。ただし、第 84.19 項には、次の物品を含まない。 （a）～（d）（同 左） （e）機械的作業を行う機械類で、温度の変化を必要とする場合であってもこれを主たる機能としないもの （同 左） 3～8（同 左） 9（A）<u>第 85 類の注 8（a）及び注 8（b）は、この注及び第 84.86 項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第 84.86 項の「半導体デバイス」には光電性半導体デバイス及び発光ダイオードを含む。</u> （B）～（D）（同 左） 号注 （新 規） 1（同 左） （新 規） 2（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 総 説	改正前 総 説
（ A ）類の解説 この部の総説の規定により、この類には、すべての機械類及びその部分品を含む。しかし、85 類に特掲されている物品及び次の物品を含まない。 （ a ）～（ f ）（省 略） <u>（ g ）第 17 部の物品用のラジエーター</u> <u>（ h ）</u>（省 略） （ 省 略 ） （ D ）この類の二以上の項に該当する機械 （注 2、注 7 及び注 9（ D ）参照） （ 省 略 ） この原則に対して、この類の注 2 に特掲されているように、84.19 項、84.22 項及び 84.24 項に関するいくつかの除外規定がある。<u>したがって</u>、次の物品は、84.19 項に属する可能性があるが、実際はこの類の後半の項に属する。 （ 1 ）～（ 4 ）（ 省 略 ） （ 5 ）機械的作業を行う<u>機器（理化学用のものを含む。）</u>で、温度の変化が必要であってもこれが主たる機能に対して従属的であるもの （ 省 略 ） 84.15 エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。） 8415.10 - <u>窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）</u> 8415.20～8415.90（ 省 略 ） （ 省 略 ）	（ A ）類の解説 この部の総説の規定により、この類には、すべての機械類及びその部分品を含む。しかし、85 類に特掲されている物品及び次の物品を含まない。 （ a ）～（ f ）（同 左） （新 規） <u>（ g ）</u>（同 左） （同 左） （ D ）この類の二以上の項に該当する機械 （注 2、注 7 及び注 9（ D ）参照） （同 左） この原則に対して、この類の注 2 に特掲されているように、84.19 項、84.22 項及び 84.24 項に関するいくつかの除外規定がある。<u>従って</u>、次の物品は、84.19 項に属する可能性があるが、実際はこの類の後半の項に属する。 （ 1 ）～（ 4 ）（同 左） （ 5 ）機械的操作を行う<u>機械類</u>で、温度の変化が必要であってもこれが主たる機能に対して従属的であるもの （同 左） 84.15 エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。） 8415.10 - <u>窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）</u> 8415.20～8415.90（同 左） （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
これらの機器では、単一のユニットの形で全ての必要な機構を包含する、例えば、一体構造の窓又は壁に取り付けるもの（「壁貫通」ユニットと呼ばれる。）がある。または「<u>スプリットシステム</u>」型でユニットを相互に接続して作動するもの、すなわち、室外側に設置された凝縮装置及び室内側に設置された蒸発装置から成るものもある。これらの<u>スプリットシステム</u>はダクトがなく、空調するそれぞれの場所（例えば、部屋）で独立した蒸発器を利用する。 （省 略） この項には、空気中の湿度の調節を温度とは独立して行う機構を有していなくても、凝縮により湿度を変化させる装置も含む。このような装置の例としては、上記の一体構造ユニットと<u>スプリットシステム</u>で空調するそれぞれの場所（例えば、部屋）で独立した蒸発器を利用するもの、並びに冷却用蒸発器及び原動機駆動式送風機を結合したものから成る冷蔵室用装置もある。更に、貨物室の外側に取り付けられたハウジング内に納められた圧縮機、凝縮器及び原動機とコンテナの内部に通風機及び蒸発器とから成るユニットで、貨物自動車、トレーラー又はコンテナの気密室内を加熱又は冷却するためのものも含まれる。 （省 略）	これらの機器では、単一のユニットの形で全ての必要な機構を包含する、例えば、一体構造の窓又は壁に取り付けるもの（「壁貫通」ユニットと呼ばれる。）がある。または「<u>スプリット - システム</u>」型でユニットを相互に接続して作動するもの、すなわち、室外側に設置された凝縮装置及び室内側に設置された蒸発装置から成るものもある。これらの<u>スプリット - システム</u>はダクトがなく、空調するそれぞれの場所（例えば、部屋）で独立した蒸発器を利用する。 （同 左） この項には、空気中の湿度の調節を温度とは独立して行う機構を有していなくても、凝縮により湿度を変化させる装置も含む。このような装置の例としては、上記の一体構造ユニットと<u>スプリット - システム</u>で空調するそれぞれの場所（例えば、部屋）で独立した蒸発器を利用するもの、並びに冷却用蒸発器及び原動機駆動式送風機を結合したものから成る冷蔵室用装置もある。更に、貨物室の外側に取り付けられたハウジング内に納められた圧縮機、凝縮器及び原動機とコンテナの内部に通風機及び蒸発器とから成るユニットで、貨物自動車、トレーラー又はコンテナの気密室内を加熱又は冷却するためのものも含まれる。 （同 左）
号の解説 8415.10 この号に含むのは、窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したエアコンディショナー（一体構造のもの又は<u>スプリットシステム</u>のもの）である。 一体構造型エアコンディショナーは、単一のユニットの形で全ての必要な機構を包含し、かつ、一体構造のものである。 「<u>スプリットシステム</u>」型エアコンディショナーは、ダクトがなく、かつ、空調するそれぞれの場所（例えば、部屋）で独立した蒸発器を利用する。室内側熱交換器ユニットは、様々な場所（例えば、壁、窓、<u>天井又は床</u>）に取り付けられるものがある。	号の解説 8415.10 この号に含むのは、窓又は壁に取り付ける<u>エアコンディショナー</u>（一体構造のもの又は<u>スプリット - システム</u>のもの）である。 一体構造型エアコンディショナーは、単一のユニットの形で全ての必要な機構を包含し、かつ、一体構造のものである。 「<u>スプリット - システム</u>」型エアコンディショナーは、ダクトがなく、かつ、空調するそれぞれの場所（例えば、部屋）で独立した蒸発器を利用する。室内側熱交換器ユニットは、様々な場所（例えば、壁、窓又は<u>天井</u>）に取り付けられるものがある。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ただし、この号には、<u>ダクトを利用して、冷却された空気を蒸発器から複数の冷房する場所へ運ぶ、ダクト式の中央方式空調設備を含まない。</u> 8415.90 この号には、8415.10 号の「<u>スプリットシステム</u>」型エアコンディショナーの室内ユニット及び室外ユニットが別々に提示される場合、そのいずれをも含む。これらのユニットは、電線や銅管で接続され、銅管の中を冷媒が、室内ユニットと室外ユニットとの間で流れるように設計されている。 （省 略） 84.24 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）消火器（消火剤を<u>充填</u>してあるかないかを問わない。）スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器 8424.10 - 消火器（消火剤を<u>充填</u>してあるかないかを問わない。） 8424.20（省 略） 8424.30（省 略） - <u>農業用又は園芸用の噴霧器</u> 8424.41 - - <u>可搬式噴霧器</u> 8424.49 - - <u>その他のもの</u> - その他の機器 8424.82 - - <u>農業用又は園芸用のもの</u> 8424.89（省 略） 8424.90（省 略） （省 略） （ A ）消火器（消火剤を<u>充填</u>してあるかないかを問わない。） このグループには、泡沫消火剤その他の消火剤を使用する消火器（コック、弁、撃発頭その他の開口装置の付いた簡単なものを含むものとし、消火剤を<u>充填</u>してあるかないかを問わない。）を含む。	ただし、この号に含まないのは<u>ダクト式の中央方式空調設備で、ダクトを利用して、冷却された空気を蒸発器から複数の冷房する場所へ運ぶものである。</u> 8415.90 この号には、8415.10 号の「<u>スプリット - システム</u>」型エアコンディショナーの室内ユニット及び室外ユニットが別々に提示される場合、そのいずれをも含む。これらのユニットは、電線や銅管で接続され、銅管の中を冷媒が、室内ユニットと室外ユニットとの間で流れるように設計されている。 （同 左） 84.24 噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）消火器（消火剤を<u>充てん</u>してあるかないかを問わない。）スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器 8424.10 - 消火器（消火剤を<u>充てん</u>してあるかないかを問わない。） 8424.20（同 左） 8424.30（同 左） （新 規） - その他の機器 8424.81 - - <u>農業用又は園芸用のもの</u> 8424.89（同 左） 8424.90（同 左） （同 左） （ A ）消火器（消火剤を<u>充てん</u>してあるかないかを問わない。） このグループには、泡沫消火剤その他の消火剤を使用する消火器（コック、弁、撃発頭その他の開口装置の付いた簡単なものを含むものとし、消火剤を<u>充てん</u>してあるかないかを問わない。）を含む。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (省 略)	改正前 (同 左)
号の解説	号の解説
(省 略)	(同 左)
8424.41 「 <u>可搬式噴霧器</u> 」とは、操作者がハンドル又は 1 本若しくは 2 本の肩ひもを用いて引き又は持ち運ぶことができるように設計された噴霧器をいう。 この号には、圧力ポンプ及び充填用漏斗を有する圧力タンク、運搬用ストラップ、柔軟性のある管並びに真ちゅう製のランス（吹管）及び調節ノズルを有するハンドヘルドスプレーアームからなる蓄圧式噴霧器（「スプレーガン」として販売されることもある。）を含む。これらは、農業用又は園芸用の使用に最も適することを明確に示す物理的な特徴（例えば、3 気圧の動作圧力、5 リットルの容量、調節可能なノズル開口部）を有する。 この号の可搬式噴霧器には、更に、例えば、手動圧縮及びレバーにより操作される背負い式噴霧器、原動機付き背のう式噴霧器、原動機付き背のう式ミストブローワー、操作者が運搬する回転式ノズルアブリケーター、手引き又は手押し式ブーム噴霧器がある。 この号には、可搬式でなく、他の農業機械等に装備して使用する加熱式噴霧器（hot fogger）（加熱により噴霧する粒子を生成する機構を有する噴霧器）又は冷却式噴霧器（cold fogger）（圧力をかけることにより噴霧する粒子を生成する機構を有する噴霧器）を含まない。	8424.81 (新 規) この号には、圧力ポンプ及び充填用漏斗を有する圧力タンク、運搬用ストラップ、柔軟性のある管及び真ちゅう製のランス（吹管）を有するハンドヘルドスプレーアームからなる蓄圧式噴霧器（「スプレーガン」として販売されることもある。）を含む。これらはすべて明らかに農業用又は園芸用の使用に最も適している客観的な特徴（例えば、3 気圧の動作圧力、5 リットルの容量、調節可能なノズル開口部。）を有する。 (新 規)
(省 略)	(同 左)
84.32 農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー	84.32 農業用、園芸用又は林業用の機械（整地用又は耕作用のものに限る。）及び芝生用又は運動場用のローラー
8432.10～8432.29（省 略） - 播（は）種機、植付け機及び移植機	8432.10～8432.29（同 左） 8432.30 - 播（は）種機、植付け機及び移植機
8432.31 - - 不耕起栽培用の播（は）種機、植付け機及び移植機	
8432.39 - - その他のもの - 肥料散布機	8432.40 - 肥料散布機

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
8432.41 - - 堆肥散布機 8432.42 - - 施肥機 8432.80（省 略） 8432.90（省 略） （省 略） この項の機械には、動物若しくは車両（例えば、トラクター）によりけん引されるもの又は車両（例えば、トラクター又は馬によりけん引されるシャシ）に取り付けられたものがある（この場合において「トラクター」には「<u>二軸トラクター</u>」を含む。）。 トラクターによりけん引され又はトラクターの交換式機器として取り付けられるように設計された機器： ある種の農業用、園芸用又は林業用の機械（例えば、プラウ及びハロー）は、専らトラクターによりけん引され又は押されるように設計されており、これらは結合装置（持上げ機構を有するか有しないかを問わない。）によってトラクターと接続される。その他の機器の中には、トラクターに取り付けられたはん用性の動力取出し装置により作動されるもの（例えば、回転式ホー）がある。このような機械は、田畑、森林又は農場において取付け又は交換が行われる。これらの機器は、たとえトラクターとともに提示されても（トラクターに取り付けられているかいないかを問わない。）すべてこの項に含まれ、トラクター本体は分離して 87.01 項に属する。 同様の所属決定の原則は、次の場合にも適用される。すなわち、トラクターを他の型式のけん引装置（例えば、87.04 項に属するもの）に置き換えた場合又は<u>一軸トラクター</u>の車輪部の駆動軸に車輪の代わりに回転式ホーを取り付けた場合（当該ホーは、作業器具の役割及び全体を動かす駆動車輪の役割の両方を果たす。）である。 自走式の農業用、園芸用又は林業用の機械： これらの機械においては、けん引部及び作業機械が互いに欠かせない 1 個のユニットとして製作されている（例えば、動力駆動式のプラウ）。これらはこの項に属する。 ただし、この項には、87.05 項のその他の特殊用途自動車に属する肥料等の散布車を含まない。	8432.80（同 左） 8432.90（同 左） （同 左） この項の機械には、動物若しくは車両（例えば、トラクター）によりけん引されるもの又は車両（例えば、トラクター又は馬によりけん引されるシャシ）に取り付けられたものがある（この場合において「トラクター」には「<u>歩行操縦式トラクター</u>」を含む。）。 トラクターによりけん引され又はトラクターの交換式機器として取り付けられるように設計された機器： ある種の農業用、園芸用又は林業用の機械（例えば、プラウ及びハロー）は、専らトラクターによりけん引され又は押されるように設計されており、これらは結合装置（持上げ機構を有するか有しないかを問わない。）によってトラクターと接続される。その他の機器の中には、トラクターに取り付けられたはん用性の動力取出し装置により作動されるもの（例えば、回転式ホー）がある。このような機械は、田畑、森林又は農場において取付け又は交換が行われる。これらの機器は、たとえトラクターとともに提示されても（トラクターに取り付けられているかいないかを問わない。）すべてこの項に含まれ、トラクター本体は分離して 87.01 項に属する。 同様の所属決定の原則は、次の場合にも適用される。すなわち、トラクターを他の型式のけん引装置（例えば、87.04 項に属するもの）に置き換えた場合又は<u>歩行操縦式のトラクター</u>の車輪部の駆動軸に車輪の代わりに回転式ホーを取り付けた場合（当該ホーは、作業器具の役割及び全体を動かす駆動車輪の役割の両方を果たす。）である。 自走式の農業用、園芸用又は林業用の機械： これらの機械においては、けん引部及び作業機械が互いに欠かせない 1 個のユニットとして製作されている（例えば、動力駆動式のプラウ）。これらはこの項に属する。 ただし、この項には、87.05 項のその他の特殊用途自動車に属する肥料等の散布車を含まない。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略） この項の多くの機械には、次のような物品がある。 （１）～（３）（省 略） （４）播（は）種機、植付け機及び移植機：種子、球根、塊茎、苗木等を使用され、ホッパーその他の貯蔵器から成り、車輪を取り付ける場合もある。また、分配用又はうね起こし用の装置を有し、時には土かけ用の装置を有するものもある。 <u>このグループには、土地を耕すことなく、作物を播（は）種するための不耕起栽培用の播（は）種機、植付け機及び移植機を含む。これらは、土壌表面の根覆い（mulch）及び植物の残渣の上から、土壌に狭い溝を付け又は穴を開け、所定の位置と深さに種を落とすことにより、耕起されていない土壌に一定量の種を播（は）種するものである。</u> （５）肥料散布機：有機肥料又は固形肥料（化学肥料、<u>きゅう肥等</u>）の散布機で、通常滑動床板、ねじ送り部、エンドレスチェーン又は回転羽根板のような散布機構を備えた容器から成り、車輪が取り付けられる場合もある。同様の用途に使用される可搬式の装置もこの項に属する。 <u>施肥機は、合成肥料その他合成固形肥料を土壌に均一に散布するものである。堆肥散布機は、有機肥料（きゅう肥）又は「動物の排せつ物」（animal waste）から得られる植物栄養素を田畑に散布するものである。</u>	（同 左） この項の多くの機械には、次のような物品がある。 （１）～（３）（同 左） （４）播（は）種機、植付け機及び移植機：種子、球根、塊茎、苗木等を使用され、ホッパーその他の貯蔵器から成り、車輪を取り付ける場合もある。また、分配用又はうね起こし用の装置を有し、時には土かけ用の装置を有するものもある。 （新 規） （５）肥料散布機：有機肥料又は固形肥料（化学肥料、<u>きゅう肥等</u>）の散布機で、通常滑動床板、ねじ送り部、エンドレスチェーン又は回転羽根板のような散布機構を備えた容器から成り、車輪が取り付けられる場合もある。同様の用途に使用される可搬式の装置もこの項に属する。 （新 規）
（省 略） （６）～（１０）（省 略）	（同 左） （６）～（１０）（同 左）
（省 略） 84.42 プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第 84.56 項から第 84.65 項までの機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	（同 左） 84.42 プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第 84.56 項から第 84.65 項までの加工機械を除く。）、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略） （ A ）プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第 84.56 項から第 84.65 項までの<u>機械</u>を除く。） （省 略） 部 分 品 部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、この項に属する。 * * * この項には、次の物品を含まない。 （ a ）～（ e ）（省 略） （ f ）<u>84.70 項</u>から 84.72 項までのタイプライター、計算機その他の機械の活字その他の印字用部分品（84.73） （ g ）～（ ij ）（省 略） 84.43 印刷機（第 84.42 項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品 （省 略） （ ）その他のプリンター、複写機及びファクシミリ （結合してあるかないかを問わない。） このグループには次の物品を含む。 （ A ）プリンター	（同 左） （ A ）プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第 84.56 項から第 84.65 項までの<u>加工機械</u>を除く。） （同 左） 部 分 品 部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の機械の部分品は、この項に属する。 * * * この項には、次の物品を含まない。 （ a ）～（ e ）（同 左） （ f ）<u>84.69 項</u>から 84.72 項までのタイプライター、計算機その他の機械の活字その他の印字用部分品（84.73） （ g ）～（ ij ）（同 左） 84.43 印刷機（第 84.42 項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品 （同 左） （ ）その他のプリンター、複写機及びファクシミリ （結合してあるかないかを問わない。） このグループには次の物品を含む。 （ A ）プリンター

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (省 略)	改正前 (同 左)
(1) 静電式プリンター：静電式プリンターは、静電荷、トナー及び光を用いて印刷を行う。陽電気を荷電させた感光面（通常はドラム）の特定の部分の電荷をレーザーや発光ダイオード（<u>LED</u>）等の光で消し、感光面に画像と同じ形の陽電荷パターンを残す。負電気を荷電されたトナーは静電引力により、感光面に付着し、原稿と同じ画像を再生する。トナーは負電気の働きで、感光面より強い陽電荷を持つ印刷媒体に付着した後、熱と圧力で印刷媒体に定着する。 (2)(省 略) (省 略) 84.56 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 - レーザーその他の光子ビームによるもの 8456.11 - - レーザーによるもの 8456.12 - - その他の光子ビームによるもの 8456.20 (省 略) 8456.30 (省 略) 8456.40 - プラズマアークによるもの 8456.50 - ウォータージェット切断機械 8456.90 (省 略) (省 略) (A) レーザーその他の光子ビームによる加工機械 レーザービーム（光子ビーム）による機械加工は、工作物に光子を衝突させることにより行われる。このグループには、特に、金属、時計用のルビー等に穴をあける機械、金属その他の硬質材料を切断する機械及び種々の硬い材料に模様、文字、線等を彫刻する機械を含む。 <u>レーザーの作用による加工機械の原理は、収束された強いレーザービーム</u>	(1) 静電式プリンター：静電式プリンターは、静電荷、トナー及び光を用いて印刷を行う。陽電気を荷電させた感光面（通常はドラム）の特定の部分の電荷をレーザーや発光ダイオード等の光で消し、感光面に画像と同じ形の陽電荷パターンを残す。負電気を荷電されたトナーは静電引力により、感光面に付着し、原稿と同じ画像を再生する。トナーは負電気の働きで、感光面より強い陽電荷を持つ印刷媒体に付着した後、熱と圧力で印刷媒体に定着する。 (2)(同 左) (同 左) 84.56 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 <u>8456.10 - レーザーその他の光子ビームによるもの</u> 8456.20 (同 左) 8456.30 (同 左) (新 規) (新 規) 8456.90 (同 左) (同 左) (A) レーザーその他の光子ビームによる加工機械 レーザービーム（光子ビーム）による機械加工は、工作物に光子を衝突させることにより行われる。このグループには、特に、金属、時計用のルビー等に穴をあける機械、金属その他の硬質材料を切断する機械及び種々の硬い材料に模様、文字、線等を彫刻する機械を含む。 (新 規)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
を工作物に直接照射することで生じる溶解、燃焼又は蒸発（「ablation」とも称される。）により、材料を取り除くことである。この種の加工機械には、レーザービームを誘導し、くずを取り除き、材料を冷却するために使われる低圧のウォータージェットと、レーザービームとが連結されているものがある。 <u>このグループのその他の加工機械は、材料を取り除くために使用されるビームの種類が、レーザービームによる加工機械とは異なる。</u> （省 略） 84.59 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第 84.58 項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。） 8459.10～8459.39（省 略） <u>- その他の中ぐり盤</u> 8459.41 - - 数値制御式のもの 8459.49 - - その他のもの - 膝形フライス盤 8459.51～8459.59（省 略） （省 略） 8459.61～8459.70（省 略） （省 略） 号の解説 8459.21、8459.31、<u>8459.41</u>、8459.51 及び 8459.61 （省 略） 84.60 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥（と）石その他の研磨材料を使用して金属又はサーマットを加工するものに限るものとし、第 84.61 項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）	（同 左） 84.59 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第 84.58 項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。） 8459.10～8459.39（同 左） <u>8459.40 - その他の中ぐり盤</u> - <u>ひざ形フライス盤</u> 8459.51～8459.59（同 左） （同 左） 8459.61～8459.70（同 左） （同 左） 号の解説 8459.21、8459.31、8459.51 及び 8459.61 （同 左） 84.60 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥（と）石その他の研磨材料を使用して金属又はサーマットを加工するものに限るものとし、第 84.61 項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
- 平面研削盤 8460.12 - - 数値制御式のもの 8460.19（省 略） - その他の研削盤 8460.22 - - 芯無し研削盤（数値制御式のものに限る。） 8460.23 - - その他の円筒研削盤（数値制御式のものに限る。） 8460.24 - - その他のもの（数値制御式のものに限る。） 8460.29（省 略） （省 略） 8460.31～8460.90（省 略） （省 略） この項には、次の物品を含む。 （１）及び（２）（省 略） （３）各種の研削盤：例えば、内面研削盤、<u>芯無し研削盤</u>、平面研削盤、ねじ研削盤、バルブ用又は弁座用の研削盤等があり、他の機械による加工物を所要の精度まで仕上げる機械である。 <u>このグループには、例えば、次の物品を含む。</u> （ ）<u>芯無し研削盤：この機械は、スピンドル（主軸）がないこと並びに２個のグライディングホイール（研磨用ホイール及び調整用ホイール）及び工作物を固定する支持刃を有することが特徴である。</u> （ ）<u>円筒研削盤：この機械は、工作物を支持・移動するスピンドル（主軸）及び支持具並びに一以上の研磨用ホイールを有することが特徴である。これには、工作物の外面、内面又はその両方を加工できるもの（万能円筒研削盤）がある。</u> （４）～（６）（省 略） 部分品及び附属品 （省 略） 号の解説	- 平面研削盤（<u>軸の位置決めが 0.01 ミリメートル以内の精度でできるものに限る。</u>） 8460.11 - - 数値制御式のもの 8460.19（同 左） - その他の研削盤（<u>軸の位置決めが 0.01 ミリメートル以内の精度でできるものに限る。</u>） 8460.21 - - 数値制御式のもの 8460.29（同 左） （同 左） 8460.31～8460.90（同 左） （同 左） この項には、次の物品を含む。 （１）及び（２）（同 左） （３）各種の研削盤：例えば、内面研削盤、<u>しんなし研削盤</u>、平面研削盤、ねじ研削盤、バルブ用又は弁座用の研削盤等があり、他の機械による加工物を所要の精度まで仕上げる機械である。 （新 規） （４）～（６）（同 左） 部分品及び附属品 （同 左） 号の解説

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
8460.12、8460.22、8460.23、8460.24、8460.31 「数値制御式」については 8458.11 及び 8458.91 の号の解説参照	8460.11、8460.21、8460.31 8458.11 号及び 8458.91 号の解説参照
84.65 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）	84.65 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む。）
8465.10（省 略） 8465.20 - マシニングセンター （省 略） 8465.91～8465.99（省 略） （省 略） （A）通常特定の工業に専用でない機械 このグループには、次の物品を含む。 （1）～（3）（省 略） （4）マシニングセンター（CNC ワークセンター）（この類の号注 1 参照）： これらの機械は、いくつかの機械操作を実行し、マシンプログラムに従ってマガジン又はそれに類するものから自動的に工具を交換する。それゆえ、このグループは、マガジン又はそれに類するものから自動的に工具を交換することにより 2 以上の機械操作を実行する工作機械を含むが、他方、同時に又は連続して 1 つの工具又は複数の工具を使用して 1 の機械操作を実行する工作機械はそれぞれの該当する号に分類される（例えば、多軸ボール盤又は multiple-cutter milling machine は、ボール盤又はフライス盤として分類される。） （5）～（14）（省 略） （省 略）	8465.10（同 左） （新 規） （同 左） 8465.91～8465.99（同 左） （同 左） （A）通常特定の工業に専用でない機械 このグループには、次の物品を含む。 （1）～（3）（同 左） （4）CNC ワークセンター：これらの機械は、いくつかの機械操作を実行し、マシンプログラムに従ってマガジン又はそれに類するものから自動的に工具を交換する。それゆえ、このグループは、マガジン又はそれに類するものから自動的に工具を交換することにより 2 以上の機械操作を実行する工作機械を含むが、他方、同時に又は連続して 1 つの工具又は複数の工具を使用して 1 の機械操作を実行する工作機械はそれぞれの該当する号に分類される（例えば、多軸ボール盤又は multiple-cutter milling machine は、ボール盤又はフライス盤として分類される。） （5）～（14）（同 左） （同 左）
84.66 第 84.56 項から第 84.65 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー	84.66 第 84.56 項から第 84.65 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。）並びに手持工具用ツールホルダー

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
8466.10（省 略） 8466.20（省 略） 8466.30 - 割出台その他の特殊な附属装置（ <u>機械</u> 用のものに限る。） （省 略） 8466.91～8466.94（省 略） （省 略） （削 除）	8466.10（同 左） 8466.20（同 左） 8466.30 - 割出台その他の特殊な附属装置（ <u>加工機械</u> 用のものに限る。） （同 左） 8466.91～8466.94（同 左） （同 左） 84.69 <u>タイプライター（第 84.43 項のプリンターを除く。）及びワードプロセッサ</u> <u>タイプライターは、一般に手動式のキーボードを有することが特徴であり、キーボードのキーを押し下げると、そのキーに対応する文字が紙面に直接印字されるものである。ある種のものは、一連のレバー及びハンマーによって操作され、文字はハンマーの面上に浮彫りにされている。また別の種類のものにおいては、ボール、円筒、デージーホイール又は円筒形エレメント（シヤトル）に活字が取り付けられており、必要な活字をこれらのボール等が提示して紙に印字する。文章は一字ずつ打たれるが、例外的に組合せ文字（例えば、標準的用語又は略語）が使用されることもある。</u> <u>タイプライターは、これに使用される文字が何であるかを問わず（例えば、通常の文字及び数字、速記文字、音符記号並びに盲人用点字）この項に属する。通常のタイプライターと同じ方法で作動する暗号書取用又は暗号解読用の機械も、この項に属する。</u> <u>電動タイプライターには、電動機により作動するもの、電磁リレーにより作動するもの又はある種の自動タイプライターで電子装置を有するものがあるが、これらはすべてこの項に属する。</u> <u>この項のタイプライターは、謄写機に使用するろう紙のステンシルを打つため又は印刷機用を使用するプラスチックシート若しくは薄い金属はく浮出し模様を付けるためにも使用される。ただし、あて名印刷機用又は包装箱マーク付け用のステンシルは、タイプライターと全く異なる特殊機械により打たれることに注意しなければならない。後者の機械は、84.72 項に属する。</u> <u>この項には、次の物品も含む。</u> <u>（１）自動タイプライター：これには、次の物品を含む。</u> <u>（a）あらかじめせん孔した紙テープをかけることにより、紙テープに納</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>められている文章又は完全な書面をタイプする機械。この紙テープを作成するためのせん孔機は、84.72 項に属する。</u> <u>（b）補助機能キーを使用することにより、自動的に文章を記憶し、修正し、打ち直すことができる限定的な記憶容量を有する機械</u> <u>（c）キーボードを有しないプリンター（交換可能な活字車を使用して文字を印刷するものに限る。）：これらの装置は、適当なインターフェースによりその他のタイプライター、ワードプロセッサ、自動データ処理装置等と接続できるよう設計されている。この類の注 5（B）に従うことを条件として、この類の注 5（D）（ ）の要件を満たすプリンターは、84.43 項に分類する。</u> <u>（2）電線用の絶縁チューブに識別記号又は文字をタイプする（時として加熱した字型で刻印する。）機械</u> <u>（3）会計用に特別に作ったタイプライター（計算機能を有しないもの）：これは、例えば仕入書、ルーズリーフ式元帳、取引日記帳、ファイリングカード等の特定の書式に使用するタイプライターである。</u> <u>（4）単独の計算機にタイプされた数字を独立した計算機に送信するための装置又は速度試験用の計数装置を取り付けたタイプライター</u> <u>（5）ワードプロセッサ：この機械は、キーボードのほかに、一以上の大容量の記憶装置（例えば、ディスク、ミニディスク又はカセット）、ディスプレイ及びプリンターにより構成される。これらの各装置は、一体になったもの又は分離してケーブルで接続されたものがある。ワードプロセッサには、例えば、他のワードプロセッサ、写真植字機、自動データ処理機械又は遠距離通信システムとの連絡を可能にするインターフェースを有するものがある。ワードプロセッサの文章修正又は文章作成の能力は、自動タイプライターよりすぐれている。ワードプロセッサの計算能力は、84 類の注 5 に規定されている自動データ処理機械に比べはるかに劣り、それゆえワードプロセッサの特徴を失わない。ワードプロセッサは、特に処理中においてプログラムの実行を変更する論理判断を下すことができないという点で 84.71 項の自動データ処理機械と異なる（84 類の注 5 参照）。</u> 部分品及び附属品 部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略） 84.71 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。） （省 略） （ ）自動データ処理機械及びこれを構成するユニット （省 略） （ A ）自動データ処理機械 （省 略） 自動データ処理機械は、同一のハウジングに、中央処理装置、入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び出力装置（例えば、ディスプレイ）を収納しているものからなるか、又は相互に接続する異なるユニットからなることがある。後者の場合、少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装	<u>定する場合を除くほか、この項の機械の部分品及び附属品は 84.73 項に属する。</u> $\frac{*}{* \quad *}$ <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>（ a ）会計機（84.70）</u> <u>（ b ）自動データ処理機械（84.71）</u> <u>（ c ）小切手の仕上げ用又は署名用の機械（84.72）</u> <u>（ d ）テレプリンター（85.17）</u> <u>（ e ）がん具のタイプライター（95.03）</u> （同 左） 84.71 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。） （同 左） （ ）自動データ処理機械及びこれを構成するユニット （同 左） （ A ）自動データ処理機械 （同 左） 自動データ処理機械は、同一のハウジングに、中央処理装置、入力装置（例えば、キーボード及びスキャナー）及び出力装置（例えば、ディスプレイ）を収納しているものからなるか、又は相互に接続する異なるユニットからなることがある。後者の場合、少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
置からなる場合は、「システム」を構成する（この類の号注 2 参照）。相互接続は、有線又は無線の手段により行われる。	置からなる場合は、「システム」を構成する（この類の号注 1 参照）。相互接続は、有線又は無線の手段により行われる。
（省 略）	（同 左）
（ ）データ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）、データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）及び磁気式又は光学式の読取機（他の項に該当するものを除く。）	（ ）データ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）、データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）及び磁気式又は光学式の読取機（他の項に該当するものを除く。）
（省 略）	（同 左）
このグループには、他の項に該当しない機械のみを含むものとし、 <u>したがって</u> 、例えば、次の機械を含まない。	このグループには、他の項に該当しない機械のみを含むものとし、 <u>従って</u> 、例えば、次の機械を含まない。
（ a ）（省 略）	（ a ）（同 左）
（ b ）84.70 項の計算機、会計機及び金銭登録機（このグループの機械がこれらと異なる点は、手動式の入力機構がなく、専ら符号化したデータ（磁気テープ、ディスク、CD-ROM 等）のみを受け入れることである。）	（ b ）自動タイプライター及びワードプロセッサ（84.69）
（ c ）自動タイプライター及びワードプロセッサ（84.72）	（ c ）84.70 項の計算機、会計機及び金銭登録機（このグループの機械がこれらと異なる点は、手動式の入力機構がなく、専ら符号化したデータ（磁気テープ、ディスク、CD-ROM 等）のみを受け入れることである。）
（省 略）	（同 左）
84.72 その他の事務用機器（例えば、 謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機 ）	84.72 その他の事務用機器（例えば、 謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機 ）
（省 略）	（同 左）
この項には、次の物品を含む。	この項には、次の物品を含む。
（ 1 ）～（ 22 ）（省 略）	（ 1 ）～（ 22 ）（同 左）
（ 23 ）タイプライター（84.43 項のプリンターを除く。）は、一般に手動式の	（新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>キーボードを有することが特徴であり、キーボードのキーを押し下げると、そのキーに対応する文字が紙面に直接印字されるものである。ある種のものは、一連のレバー及びハンマーによって操作され、文字はハンマーの面上に浮彫りにされている。また別の種類のものにおいては、ボール、円筒、デージーホイール又は円筒形エレメント（シャトル）に活字が取り付けられており、必要な活字をこれらのボール等が提示して紙に印字する。文章は一字ずつ打たれるが、例外的に組合せ文字（例えば、標準的用語又は略語）が使用されることもある。</u> <u>タイプライターは、これに使用される文字が何であるかを問わず（例えば、通常の文字及び数字、速記文字、音符記号並びに盲人用点字）、この項に属する。通常のタイプライターと同じ方法で作動する暗号書取用又は暗号解読用の機械も、この項に属する。</u> <u>電動タイプライターには、電動機により作動するもの、電磁リレーにより作動するもの又はある種の自動タイプライターで電子装置を有するものがあるが、これらはすべてこの項に属する。</u> <u>この項には、次の物品も含む。</u> <u>（ ）自動タイプライター：これには、次の物品を含む。</u> <u>（ a ）あらかじめせん孔した紙テープをかけることにより、紙テープに納められている文章又は完全な書面をタイプする機械。</u> <u>（ b ）補助機能キーを使用することにより、自動的に文章を記憶し、修正し、打ち直すことができる限定的な記憶容量を有する機械</u> <u>（ c ）キーボードを有しないプリンター（交換可能な活字車を使用して文字を印刷するものに限る。）：これらの装置は、適当なインターフェースによりその他のタイプライター、ワードプロセッサ、自動データ処理装置等と接続できるよう設計されている。この類の注 5（ B ）に従うことを条件として、この類の注 5（ D ）（ ）の要件を満たすプリンターは、84.43 項に分類する。</u> <u>（ ）電線用の絶縁チューブに識別記号又は文字をタイプする（時として加熱した字型で刻印する。）機械</u> <u>（ ）会計用に特別に作ったタイプライター（計算機能を有しないもの）：これは、例えば仕入書、ルーズリーフ式元帳、取引日記帳、ファイリングカード等の特定の書式に使用するタイプライターである。</u>	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（ ）単独の計算機にタイプされた数字を独立した計算機に送信するための装置又は速度試験用の計数装置を取り付けたタイプライター <u>（24）ワードプロセッサ：この機械は、キーボードのほかに、一以上の大容量の記憶装置（例えば、ディスク、ミニディスク又はカセット）、ディスプレイ及びプリンターにより構成される。これらの各装置は、一体になったもの又は分離してケーブルで接続されたものがある。ワードプロセッサには、例えば、他のワードプロセッサ、写真植字機、自動データ処理機械又は遠距離通信システムとの連絡を可能にするインターフェースを有するものがある。ワードプロセッサの文章修正又は文章作成の能力は、自動タイプライターよりすぐれている。ワードプロセッサの計算能力は、この類の注 5 に規定する自動データ処理機械に比べはるかに劣り、それゆえワードプロセッサの特徴を失わない。ワードプロセッサは、特に処理中においてプログラムの実行を変更する論理判断を下すことができないという点で 84.71 項の自動データ処理機械と異なる（この類の注 5 参照）。</u> （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）84.43 項の機器の部分品又は附属品であるソーター <u>（b）会計機（84.70）</u> <u>（c）自動データ処理機械（84.71）</u> <u>（d）テレプリンター（85.17）</u> <u>（e）ディクテータマシンその他の録音機又は音声再生機（85.19）</u> <u>（f）紙幣その他の文書の検査用エックス線装置（90.22）</u> <u>（g）タイムレコーダー（91.06）</u> <u>（h）がん具のタイプライター（95.03）</u> <u>（i）日付印、封かん用の印その他これらに類するスタンプで手動式のもの（96.11）</u> 84.73 第 84.70 項から第 84.72 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	（同 左） この項には、次の物品を含まない。 （a）84.43 項の機器の部分品又は附属品であるソーター <u>（b）ディクテータマシンその他の録音機又は音声再生機（85.19）</u> <u>（c）紙幣その他の文書の検査用エックス線装置（90.22）</u> <u>（d）タイムレコーダー（91.06）</u> <u>（e）日付印、封かん用の印その他これらに類するスタンプで手動式のもの（96.11）</u> 84.73 第 84.69 項から第 84.72 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(削 除) (省 略) 8473.21～8473.40 (省 略) 8473.50 - <u>第 84.70 項から第 84.72 項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品</u> 部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、<u>84.70 項から 84.72 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品はこの項に属する。</u> (省 略) この項には、次の物品を含む。 (1)～(8) (省 略) (9)メモリーモジュール(例えば、SIMMs(Single In-line Memory Moudules)及び DIMMs(Dual In-line Memory Modules)) :自動データ処理機械に専ら又は主として使用するもので、<u>85 類注 9 (b)()</u>に規定する個別の部品から構成されず、<u>マルチコンポーネント集積回路(MCO)(85 類注 9 (b)() 参照)</u>の定義に該当せず、かつ、個別の機能を有しないもの ただし、この項には、カバー、携帯用ケース及びフェルトパッドを含まない。これらは、それぞれ該当する項に属する。また、事務用に特に設計されているかいないかを問わず、家具製品(例えば、戸棚及びテーブル)を含まない(94.03)。ただし、84.70 項から 84.72 項までの機械用のスタンドで、通常ここでとりあげている機械以外には使用することができないものは、この項に属する。 この項には、次の物品を含まない。 (a) <u>84.70 項から 84.72 項までの機械に使用することに適するスプールその他これに類する巻取用品(構成する材料により、例えば、39.23 項又は 15 部に属する。)</u> (b)～(h) (省 略) <u>(ij)一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品(96.20)</u>	<u>8473.10 - 第 84.69 項の機械の部分品及び附属品</u> (同 左) 8473.21～8473.40 (同 左) 8473.50 - <u>第 84.69 項から第 84.72 項までの二以上の項の機械に共通して使用する部分品及び附属品</u> 部分品の所属に関する一般的規定（16 部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、<u>84.69 項から 84.72 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品はこの項に属する。</u> (同 左) この項には、次の物品を含む。 (1)～(8) (同 左) (9)メモリーモジュール(例えば、SIMMs(Single In-line Memory Moudules)及び DIMMs(Dual In-line Memory Modules)) :自動データ処理機械に専ら又は主として使用するもので、<u>85 類注 8 (b)()</u>に規定する個別の部品から構成されず、かつ、個別の機能を有しないもの ただし、この項には、カバー、携帯用ケース及びフェルトパッドを含まない。これらは、それぞれ該当する項に属する。また、事務用に特に設計されているかいないかを問わず、家具製品(例えば、戸棚及びテーブル)を含まない(94.03)。ただし、84.69 項から 84.72 項までの機械用のスタンドで、通常ここでとりあげている機械以外には使用することができないものは、この項に属する。 この項には、次の物品を含まない。 (a) <u>84.69 項から 84.72 項までの機械に使用することに適するスプールその他これに類する巻取用品(構成する材料により、例えば、39.23 項又は 15 部に属する。)</u> (b)～(h) (同 左) (新 規)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (省 略)	改正前 (同 左)
84.76 物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。） (省 略) この項には、次に掲げる機器で硬貨を挿入することにより作動する方式の物品を含まない。 (a) ~ (c)(省 略) (d) タイプライター (<u>84.72</u>) (e) ~ (1)(省 略) (省 略)	84.76 物品の自動販売機（例えば、郵便切手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。両替機を含む。） (同 左) この項には、次に掲げる機器で硬貨を挿入することにより作動する方式の物品を含まない。 (a) ~ (c) (同 左) (d) タイプライター (<u>84.69</u>) (e) ~ (1) (同 左) (同 左)
84.81 コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。） (省 略) この項には、次の物品を含む。 (1)(省 略) (2) <u>油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁</u>（この類の号注 3 参照）：これらの弁には種々の型（減圧型、逆止型等）があり、圧力が加わった流体（液体又は気体）の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流体動力伝達装置に、特に用いられる。 (3) ~ (20) (省 略) (省 略)	84.81 コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。） (同 左) この項には、次の物品を含む。 (1)(同 左) (2) <u>油圧式又はニューマチック式の動力伝達装置用弁</u>：これらの弁には種々の型（減圧型、逆止型等）があり、圧力が加わった流体（液体又は気体）の形で動力源が供給される液圧式又はニューマチック式システムの流体動力伝達装置に、特に用いられる。 (3) ~ (20) (同 左) (同 左)
84.82 玉軸受及びころ軸受	84.82 玉軸受及びころ軸受

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略）	（同 左）
この項に属する軸受には、次の物品がある。 （Ａ）及び（Ｂ）（省 略） （Ｃ）針状ころ軸受（ニードルローラーベアリング）：この軸受は、通常のころ軸受とは異なり、円筒形のころの直径が５ミリメートル以下で長さが直径の３倍以上のものである。また、ころの端を丸めたものを含む（この類の号注４参照）。ころは、軸受の二つのリングの間に取り付けられ、多くの場合、保持器は使用されない。	この項に属する軸受には、次の物品がある。 （Ａ）及び（Ｂ）（同 左） （Ｃ）針状ころ軸受（ニードルローラーベアリング）：この軸受は、通常のころ軸受とは異なり、円筒形のころの直径が５ミリメートル以下で長さが直径の３倍以上のものである。また、ころの端を丸めたものを含む（この類の号注２参照）。ころは、軸受の二つのリングの間に取り付けられ、多くの場合、保持器は使用されない。
（省 略）	（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 及び 2（省 略） <u>3 第 85.07 項の「蓄電池」には、エネルギーを蓄積及び供給する蓄電池の機能に貢献し又は蓄電池を損傷から保護する補助部品（例えば、接続子、温度制御装置（サーミスター等）及び回路保護装置）とともに提示するものを含むものとし、また、蓄電池が使用される物品の保護ハウジングの一部を取り付けたものを含む。</u> <u>4（省 略）</u> <u>5（省 略）</u> <u>6（省 略）</u> <u>7（省 略）</u> <u>8（省 略）</u> <u>9 第 85.41 項及び第 85.42 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u> （a）（省 略） （b）「集積回路」とは、次の物品をいう。 （i）～（iii）（省 略） <u>（iv）マルチコンポーネント集積回路（MCO）（一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、少なくとも一のコンポーネント（シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター若しくはこれらを組み合わせたもの、第85.32項、第85.33項若しくは第85.41項に属する物品の機能を有するコンポーネント又は第85.04項に属するインダクター）とを結合した回路で、ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して、印刷回路基板（PCB）その他のキャリア上への組立てに使用する種類の部品として、集積回路と同様に実用上不可分の状態に一体化されているもの）</u> <u>この定義において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところに</u>	第 85 類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 及び 2（同 左） （新 規） <u>3（同 左）</u> <u>4（同 左）</u> <u>5（同 左）</u> <u>6（同 左）</u> <u>7（同 左）</u> <u>8 第 85.41 項及び第 85.42 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u> （a）（同 左） （b）「集積回路」とは、次の物品をいう。 （i）～（iii）（同 左） （新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
よる。 1 「コンポーネント」は、個別部品であるか、独立して製造された後にMC0の土台の上に組み立てられているか又は他のコンポーネントに組み込まれているかを問わない。 2 「シリコンベース」とは、シリコン基板上に形成され、シリコン材料で作られ又は集積回路ダイの上に製造されていることをいう。 3 (a) 「シリコンベースセンサー」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によって生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものである。「物理量又は化学量」は、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪（ひず）み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の実世界の現象に関連する。 (b) 「シリコンベースアクチュエーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気信号を物理的な動きに変換する機能を有するものである。 (c) 「シリコンベースレゾネーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有するコンポーネントである。 (d) 「シリコンベースオシレーター」は、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形狀に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電氣的な振動を発生する機能を有する能動コンポーネントである。 この注9の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。 10（省 略） （省 略）	この注8の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、第85.23項を除き、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。 9（同 左） （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
総 説 （A）類の範囲及び構成 （省 略） 85.23 項のもの又は 85.42 項のマルチコンポーネント集積回路（MC0）（この類の注 9（b）（iv）参照）とみなすことができず、個別の機能を有していないメモリーモジュール（例えば、SIMMs（Single In-line Memory Modules）及び DIMMs（Dual In-line Memory Modules））は、16 部注 2 の規定に基づき、次によりその所属を決定する。 （省 略） 85.09 家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第 85.08 項に属する真空式掃除機を除く。） （省 略） この類の注 4 に定める除外規定及び重量制限に該当する場合を除くほか、この項には、前記の基準を満たす機器を含む。この項には、フレキシブルシャフト、伝動ベルトその他の伝動装置を使用して、本体と分離した電動機により駆動される機器を含まない。また、その構造及び用途が類似していても、工業用の用途（例えば、食品工業用、煙突掃除用、機械洗浄用又は道路清掃用）に専用であることが明らかな機器も、この項には属しない。これらの物品は、一般に 82.10 項又は 84 類に属する。 この項の機器には、次の二つのグループがある（この類の注 4 参照）。 （省 略） 85.17 電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るもの	総 説 （A）類の範囲及び構成 （同 左） 85.23 項のものとみなすことができず、個別の機能を有していないメモリーモジュール（例えば、SIMMs（Single In-line Memory Modules）及び DIMMs（Dual In-line Memory Modules））は、16 部注 2 の規定に基づき、次によりその所属を決定する。 （同 左） 85.09 家庭用電気機器（電動装置を自蔵するものに限るものとし、第 85.08 項に属する真空式掃除機を除く。） （同 左） この類の注 3 に定める除外規定及び重量制限に該当する場合を除くほか、この項には、前記の基準を満たす機器を含む。この項には、フレキシブルシャフト、伝動ベルトその他の伝動装置を使用して、本体と分離した電動機により駆動される機器を含まない。また、その構造及び用途が類似していても、工業用の用途（例えば、食品工業用、煙突掃除用、機械洗浄用又は道路清掃用）に専用であることが明らかな機器も、この項には属しない。これらの物品は、一般に 82.10 項又は 84 類に属する。 この項の機器には、次の二つのグループがある（この類の注 3 参照）。 （同 左） 85.17 電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るもの

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
とし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。） （第 84.43 項、第 85.25 項、第 85.27 項及び第 85.28 項の送受信機器を除く。） （省 略） この項には、また、次の物品を含まない。 （a）～（n）（省 略） （o）一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（96.20）	とし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。） （第 84.43 項、第 85.25 項、第 85.27 項及び第 85.28 項の送受信機器を除く。） （同 左） この項には、また、次の物品を含まない。 （a）～（n）（同 左） （新 規）
（省 略） 85.18 マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置 （省 略） （A）マイクロホン及びそのスタンド （省 略）	（同 左） 85.18 マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）、ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置 （同 左） （A）マイクロホン及びそのスタンド （同 左）
<u>他方、この項には、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（96.20）は含まない。</u> （B）拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。） （省 略）	（新 規） （B）拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。） （同 左）
85.23 ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及び	85.23 ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及び

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
マスターを含むものとし、第 37 類の物品を除く。） （省 略） （C）半導体媒体 このグループの製品には、一以上の集積回路が入っている。 したがって、このグループは以下のものを含む。 （1）外部データを記録する半導体製の不揮発性データ記憶装置（この類の注 5（a）参照） これらの装置（「フラッシュメモリーカード」又は「フラッシュ電子記憶カード」としても知られている）は、外部からのデータを記録するため、又はナビゲーションシステム、全地球測位システム（GPS）、データ収集端末、携帯式スキャナー、医療用監視用機器、録音機器、個人用通信機器、携帯電話、デジタルカメラ、自動データ処理機械のような装置にデータを提供するために使用される。一般に、本装置が特定の機器に一旦接続されれば、データの本装置への保存及び読み取りができるが、自動データ処理機械にデータをアップロードし、また、ダウンロードすることもできる。 （省 略） （2）スマートカード（この類の注 5（b）参照） 内部にチップ状の集積回路（マイクロプロセッサ、ランダムアクセスメモリー（RAM）又はリードオンリーメモリー（ROM））を 1 個以上埋め込んだものである。スマートカードは、接触子、磁気ストライプ又はアンテナを取り付けたものを含むものとし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを含まない。 これらのスマートカードには、この類の注 5（b）の条件に合致する場合、プロキシミティカード又はタグとして知られているある種の物品も含まれる。これらのプロキシミティカード又はタグは、1 個のリードオンリーメモリー型の集積回路（印刷されたアンテナに取り付けられたもの）から成っている。このカード又はタグは、リーダーから伝送され、リーダーへ反射される信号に作用するために、アンテナに場の干渉（干	マスターを含むものとし、第 37 類の物品を除く。） （同 左） （C）半導体媒体 このグループの製品には、一以上の集積回路が入っている。 したがって、このグループは以下のものを含む。 （1）外部データを記録する半導体製の不揮発性データ記憶装置（この類の注 4（a）参照） これらの装置（「フラッシュメモリーカード」又は「フラッシュ電子記憶カード」としても知られている）は、外部からのデータを記録するため、又はナビゲーションシステム、全地球測位システム（GPS）、データ収集端末、携帯式スキャナー、医療用監視用機器、録音機器、個人用通信機器、携帯電話、デジタルカメラ、自動データ処理機械のような装置にデータを提供するために使用される。一般に、本装置が特定の機器に一旦接続されれば、データの本装置への保存及び読み取りができるが、自動データ処理機械にデータをアップロードし、また、ダウンロードすることもできる。 （同 左） （2）スマートカード（この類の注 4（b）参照） 内部にチップ状の集積回路（マイクロプロセッサ、ランダムアクセスメモリー（RAM）又はリードオンリーメモリー（ROM））を 1 個以上埋め込んだものである。スマートカードは、接触子、磁気ストライプ又はアンテナを取り付けたものを含むものとし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを含まない。 これらのスマートカードには、この類の注 4（b）の条件に合致する場合、プロキシミティカード又はタグとして知られているある種の物品も含まれる。これらのプロキシミティカード又はタグは、1 個のリードオンリーメモリー型の集積回路（印刷されたアンテナに取り付けられたもの）から成っている。このカード又はタグは、リーダーから伝送され、リーダーへ反射される信号に作用するために、アンテナに場の干渉（干

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
渉の性質はリードオンリーメモリー内のコードによって決定される）を作り出すことによって作動する。この型のカード又はタグはデータを伝搬しない。 （省 略） 85. 28 モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） －陰極線管モニター 8528. 42－第 84. 71 項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの 8528. 49（省 略） －その他のモニター 8528. 52－第 84. 71 項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの 8528. 59（省 略） －プロジェクター 8528. 62－第 84. 71 項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの 8528. 69（省 略） （省 略） 8528. 71～8528. 73（省 略） （省 略） （A）モニター（第 84. 71 項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの） このグループは、自動データ処理機械の中央処理装置からの信号を受信することができ、かつ、処理されたデータを図形表示するモニターを含む。これらのモニターは、その他のモニター（下記（B）参照）及びテレビジョン受信機と区別できる。	渉の性質はリードオンリーメモリー内のコードによって決定される）を作り出すことによって作動する。この型のカード又はタグはデータを伝搬しない。 （同 左） 85. 28 モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） －陰極線管モニター 8528. 41－第 84. 71 項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用するもの 8528. 49（同 左） －その他のモニター 8528. 51－第 84. 71 項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用するもの 8528. 59（同 左） －プロジェクター 8528. 61－第 84. 71 項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用するもの 8528. 69（同 左） （同 左） 8528. 71～8528. 73（同 左） （同 左） （A）モニター（84. 71 項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの） このグループは、処理されたデータを図形表示する陰極線管及び非陰極線管（例えば、フラットパネル画面）モニターを含む。これらのモニターは、その他のモニター（下記（B）参照）及びテレビジョン受信機と区別できる。これらは、次の物品を含む。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>このグループのモニターは、以下の特徴を有するものがある。</u> <u>（i）通常、自動データ処理機械の中央処理装置内に組み込まれたグラフィックアダプター（モノクロ又はカラー）の信号を表示する。</u> <u>（ii）チャンネルセクター又はビデオチューナーを内蔵しない。</u> <u>（iii）データ処理システム特有のコネクター（例えば、RS-232C インターフェース、DIN、D-SUB、VGA、DVI、HDMI 又は DP（ディスプレイポート）コネクター）で接続される。</u> <u>（iv）画面サイズ（viewable image size）は、一般に、76cm（30 インチ）を超えない。</u> <u>（v）接近して見ることに適したディスプレイのピッチサイズ（通常、0.3mm 未満）である。</u> <u>（vi）音声回路及び内蔵スピーカー（一般に、総出力で 2 ワット以下）を有しているものもある。</u> <u>（vii）通常、前面パネルに操作ボタンを有する。</u> <u>（viii）通常、遠隔操作により作動しない。</u> <u>（ix）傾き、回転及び高さを調整する機能、ノングレア（glare-free）画面、ちらつかない（flicker-free）画面及び長時間モニターに接近して見ることができることを特徴とするその他の人間工学的設計を有しているものもある。</u> <u>（x）84.71 項の自動データ処理機械からのデータを表示するために無線通信プロトコルを用いるものもある。</u> <u>（B）モニター（84.71 項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたもの以外のもの）</u> <u>このグループは、コンポジットビデオ端子ケーブル、S 端子ビデオケーブル</u>	<u>（1）自動データ処理機械の中央処理装置からの信号のみを受け入れることができるモニターは、波形が放送用標準方式（NTSC、SECAM、PAL、D-MAC 等）と一致するコンポジットビデオ信号からカラー画像を再生できない。これらは、データ処理システム特有のコネクター（例えば、RS-232C インターフェース、DIN 又は SUB-D コネクター）で接続され、音声回路は有しない。これらは、自動データ処理機械の中央処理装置内に組み込まれた特別なアダプター（例えば、モノクロ又はグラフィックアダプター）によって制御される。</u> <u>（2）陰極線管モニターで、表示装置のピッチのサイズが、中解像度の 0.41 ミリメートルから始まり、解像度を増すごとに小さくなる。</u> <u>（3）陰極線管モニターで、精細な画像を表示するため、下記（B）のモニター及びテレビジョン受像機よりも小さいサイズのドット（ピクセル）と、高水準のコンバーゼンスを用いているもの（コンバーゼンスとは、隣接する点を乱すことなく陰極線管の表面の一点を励起できる電子銃の能力をいう）。</u> <u>（4）陰極線管モニターで、画像を作るために 1 秒間に何ドット送信できるかを決定するビデオ周波数（周波数帯）が一般に 15 メガヘルツ以上である。一方、下記（B）のモニターの場合、一般に、周波数帯は 6 メガヘルツ以下である。これらのモニターの水平走査の周波数は、種々の表示モードの標準により異なるが、一般に、15 キロヘルツから 155 キロヘルツを超える。多くのものは複数の水平走査の周波数で使用可能である。下記（B）のモニターの水平走査の周波数は、通常、使用するテレビジョンの標準方式によって 15.6 又は 15.7 キロヘルツに固定されている。更に、このグループのモニターは、公共放送で使用する国内又は国際放送や、専用テレビジョン用の標準周波数と一致して機能しない。</u> <u>このグループのモニターは、電磁場放射が少なく、傾き及び回転を調整する機能、無光輝画面、ちらつかない画面及びその他の長時間モニターに接近して見ることができることを特徴とする人間工学的設計を有している。</u> <u>（B）モニター（84.71 項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの以外のもの）</u> <u>このグループは、同軸ケーブルによりビデオカメラ又は録画機と直接接続</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ル又は同軸ケーブルによりビデオカメラ又は録画機に直接接続された際に信号を受信することができ、すべての無線周波回路が取り除かれているモニターを含む。これらは、一般に、放送局において又は専用テレビジョン（空港、鉄道の駅、工場、病院等）として使用される。これらは、更に、赤（R）、緑（G）及び青（B）の入力を分離することができ、又は特定の標準方式（NTSC、SECAM、PAL、D-MAC 等）に従い、コード化することができる。コード化された信号を受信するため、モニターは、R、G、B信号を分離できる解読装置を装備していなくてはならない。これらは、データ処理システム特有のコネクタに接続できず、傾き、回転及び高さを調整する機能、ノングレア（glare-free）画面、ちらつかない（flicker-free）画面及び長時間モニターに接近して見ることができることを特徴とするその他の人間工学的設計を有さない。これらは、チャンネルセクター又はビデオチューナーを内蔵しない。	され、すべての無線周波回路は取り除かれているモニターを含む。これらは、放送局において又は専用テレビジョン（空港、鉄道の駅、製鉄所、病院等）として使用される。これらの装置は、本質的には、光点を発生させる装置及び元の信号に同調して光点を画面上に表示する装置から成り立っている。これらは、光点の輝度を変えることができる一つ以上のビデオ増幅器を内蔵したものである。これらは、更に、赤（R）、緑（G）及び青（B）の入力を分離することができ、又は特定の標準（NTSC、SECAM、PAL、D-MAC 等）に従い、コード化することができる。コード化された信号を受信するため、モニターは、R、G、B信号を分離できる解読装置を装備していなくてはならない。画像の再構成方法で最も一般的なのは、直接ブラウン管によるもの又は三本の陰極線管による投影装置によるものである。しかし、他のモニターは異なった方法（例えば、液晶スクリーン、油膜上の光線の回折等）で同じ目的を達成することができる。これらは、陰極線管モニター又はフラットパネルディスプレイ（例えば、液晶、発光ダイオード、プラズマ等）の形をとることもある。
（省 略）	（同 左）
85. 29 第 85. 25 項から第 85. 28 項までの機器に専ら又は主として使用する部分品	85. 29 第 85. 25 項から第 85. 28 項までの機器に専ら又は主として使用する部分品
（省 略）	（同 左）
この項には、次の物品を含まない。 （a）～（h）（省 略） （i j）一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（96. 20）	この項には、次の物品を含まない。 （a）～（h）（同 左）
（省 略）	（新 規）
85. 31 電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第 85. 12 項又は第 85. 30 項のものを除く。）	85. 31 電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第 85. 12 項又は第 85. 30 項のものを除く。）
8531. 10（省 略）	8531. 10（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
8531.20－表示盤（液晶デバイス（ <u>LCD</u> ）又は発光ダイオード（ <u>LED</u> ）を自蔵するものに限る。） 8531.80（省 略） 8531.90（省 略） （省 略）	8531.20－表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。） 8531.80（同 左） 8531.90（同 左） （同 左）
85.34 印刷回路 この類の注6に基づき、この項には、次の回路を含む。この回路は、印刷技術（例えば、通常の印刷、浮出し、めっき、エッチング等）により、導体（線）、接触子その他の印刷した構成部分（受動素子）（例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー。電気信号の発生、整流、検出、変調又は増幅を行うことができる素子（例えば、ダイオード、トリオードその他の能動素子）を除く。）を絶縁基板上に形成した回路である。ある種のベーシック回路（ブランク回路）には、印刷された導体（一般的に、薄い均一のストリップとウエハーから成り、コネクタ又は接続デバイスが取り付けられていることもある。）のみを有するものもあり、またあらかじめ定めたパターンに従って上記の数個の素子を接続したものもある。絶縁基板は一般に平板であるが、円筒形、先端のない円すい形等のものもあり、回路は基板の片面又は両面（二重回路）に印刷されている。数個の印刷回路を層状に組み合わせ、相互に接続したもの（多層回路）もある。 （省 略）	85.34 印刷回路 この類の注5に基づき、この項には、次の回路を含む。この回路は、印刷技術（例えば、通常の印刷、浮出し、めっき、エッチング等）により、導体（線）、接触子その他の印刷した構成部分（受動素子）（例えば、インダクター、抵抗器及びコンデンサー。電気信号の発生、整流、検出、変調又は増幅を行うことができる素子（例えば、ダイオード、トリオードその他の能動素子）を除く。）を絶縁基板上に形成した回路である。ある種のベーシック回路（ブランク回路）には、印刷された導体（一般的に、薄い均一のストリップとウエハーから成り、コネクタ又は接続デバイスが取り付けられていることもある。）のみを有するものもあり、またあらかじめ定めたパターンに従って上記の数個の素子を接続したものもある。絶縁基板は一般に平板であるが、円筒形、先端のない円すい形等のものもあり、回路は基板の片面又は両面（二重回路）に印刷されている。数個の印刷回路を層状に組み合わせ、相互に接続したもの（多層回路）もある。 （同 左）
85.39 フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）<u>、アーク灯並びに発光ダイオード（LED）ランプ</u> 8539.10～8539.49（省 略） <u>8539.50－発光ダイオード（LED）ランプ</u> 8539.90（省 略） （省 略）	85.39 フィラメント電球及び放電管（シールドビームランプ、紫外線ランプ及び赤外線ランプを含む。）<u>並びにアーク灯</u> 8539.10～8539.49（同 左） （新 規） 8539.90（同 左） （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
この項には、フィラメント電球、ガス又は蒸気を封入した<u>放電管、アーク灯及び発光ダイオード（LED）ランプ</u>を含む。 （A）（省 略） （B）その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。） （下記（D）参照） 電球の光は、フィラメント（金属製又は炭素製）に電流を流して白熱するまで加熱することにより発生する。<u>ガラス製の容器（着色された場合もある。）内は、真空であるか又は低圧の不活性ガスが封入されている。口金は、ランプホルダーに固定するための形状（ねじ込型、差込型）であり、必要な電気接点である。</u> <u>これらの電球には様々な形状があり、例えば、球形（ネックを有するか有しないかを問わない。）、西洋梨又はたまねぎ形、炎形、管形（直管又は曲管）又は照明用、装飾用、クリスマスツリー用等に特殊な意匠を凝らした形のものがある。</u> このグループには、ハロゲンランプを含む。 （C）～（E）（省 略） （F）<u>発光ダイオード（LED）ランプ</u> <u>発光ダイオード（LED）ランプの光は、一以上の発光ダイオード（LED）により発生する。これらのランプは、ガラス製又はプラスチック製の容器、一以上の発光ダイオード（LED）、交流電流を整流し、発光ダイオード（LED）を使用できるレベルの電圧に変換する回路及びランプホルダーに固定するための口金（例えば、ねじ込式、差込式又は2ピン式）から成る。ある種のランプにおいては、放熱器（heat sink）を有する。</u> <u>これらのランプには様々な形状があり、例えば、球形（ネックを有するか有しないかを問わない。）、西洋梨又はたまねぎ形、炎形、管形（直管又は曲管）又は照明用、装飾用、クリスマスツリー用等に特殊な意匠を凝らした形のものがある。</u>	この項には、フィラメント電球、ガス又は蒸気を封入した<u>放電管及びアーク灯</u>を含む。 （A）（同 左） （B）その他のフィラメント電球（紫外線ランプ及び赤外線ランプを除く。） （下記（D）参照） 電球の光は、フィラメント（金属製又は炭素製）に電流を流して白熱するまで加熱することにより発生する。<u>そのガラス球（着色された場合もある。）内は、真空であるか又は低圧の不活性ガスを封入してある。</u> <u>口金はランプホルダーに固定するため、例えば、球形（ネックを有するか有しないかを問わない。）、西洋なし形、たまねぎ形、炎形、管形（直管又は曲管）又は照明用、装飾用、クリスマスツリー用等に特殊な意匠をこらした形のものがある。</u> このグループには、ハロゲンランプを含む。 （C）～（E）（同 左） （新 規）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (省 略)	改正前 (同 左)
この項には、次の物品を含まない。 (a) ～ (d) (省 略) (e) <u>85.41 項の発光ダイオード (LED)</u> (f) 及び (g) (省 略) (省 略) 85.41 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード <u>(LED)</u> 及び圧電結晶素子 8541.10－ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオード <u>(LED)</u> を除く。） (省 略) 8541.21～8541.30 (省 略) 8541.40－光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード <u>(LED)</u> 8541.50～8541.90 (省 略) (A) ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス これらは、この類の<u>注 9 (a)</u>において<u>規定されている</u>。 (省 略) (C) <u>発光ダイオード (LED)</u> 発光ダイオード <u>(LED)</u> 又は電界発光ダイオード（特に、ひ化ガリウム又はりん化ガリウムをベースとしたもの）は、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換するものである。これは、例えば、制御システムにおいてデータの表示用又は伝送用に使用する。 (省 略)	この項には、次の物品を含まない。 (a) ～ (d) (同 左) (e) <u>発光ダイオード (85.41)</u> (f) 及び (g) (同 左) (同 左) 85.41 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）、発光ダイオード及び圧電結晶素子 8541.10－ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く。） (同 左) 8541.21～8541.30 (同 左) 8541.40－光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む。）及び発光ダイオード 8541.50～8541.90 (同 左) (A) ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス これらは、この類の<u>注 8 (a)</u>において<u>規定してある</u>。 (同 左) (C) 発光ダイオード <u>発光ダイオード</u>又は電界発光ダイオード（特に、ひ化ガリウム又はりん化ガリウムをベースとしたもの）は、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に変換するものである。これは、例えば、制御システムにおいてデータの表示用又は伝送用に使用する。 (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
85.42 集積回路 （省 略） この項の物品は、この類の<u>注 9（b）</u>において規定されている。 （省 略） 集積回路とは違い、個別の部品が単一の能動的電気機能（この類の<u>注 9（a）</u>に規定する半導体デバイス）又は受動的電気機能（抵抗器、コンデンサー、インダクター等）を有することもある。個別の部品は、不可分のものであって、かつ、システムの基本的な電子構成部分である。 （省 略） 集積回路には、次の物品を含む。 （Ⅰ）（省 略） （Ⅱ）ハイブリッド集積回路 （省 略） 数層の積層（通常は陶磁製）を熱により接着して一つの集合体とした回路基板は、この類の<u>注 9（b）（ii）</u>に規定する単一の基板とみなす。 （省 略） （Ⅲ）（省 略） <u>（Ⅳ）マルチコンポーネント集積回路（MCO）</u> これらは、この類の<u>注 9（b）（iv）</u>に規定する回路及び素子を組み合わせたものである。 <u>マルチコンポーネント集積回路（MCO）は、一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシ</u>	85.42 集積回路 （同 左） この項の物品は、この類の<u>注 8（b）</u>において規定されている。 （同 左） 集積回路とは違い、個別の部品が単一の能動的電気機能（85 類<u>注 8（a）</u>に規定する半導体デバイス）又は受動的電気機能（抵抗器、コンデンサー、インダクター等）を有することもある。個別の部品は、不可分のものであって、かつ、システムの基本的な電子構成部分である。 （同 左） 集積回路には、次の物品を含む。 （Ⅰ）（同 左） （Ⅱ）ハイブリッド集積回路 （同 左） 数層の積層（通常は陶磁製）を熱により接着して一つの集合体とした回路基板は、この類の<u>注 8（b）（ii）</u>に規定する単一の基板とみなす。 （同 左） （Ⅲ）（同 左） （新 規）

改正後	改正前
<u>レーター、シリコンベースレゾネーター及びこれらを組み合わせたもの、85.32 項、85.33 項、85.41 項に属する物品若しくは第 85.04 項に属するインダクターの機能を有する一以上のコンポーネントを結合した回路である。</u> <u>この類の注 9（b）（iv）の条件に合致する限り、MCO に MCO を組み込んだ（contain）ものを含む。</u> <u>全ての分離（交換可能な）ユニットで、85.32 項、85.33 項、85.04 項若しくは 85.41 項に属さないもの又はシリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースレゾネーター、シリコンベースオシレーター若しくはこれらを組み合わせたものの定義に該当しないものは、MCO の定義に含まれない（例えば、トランスフォーマー（85.04）、磁石（85.05））。</u> <u>ただし、掲げられているものとは異なる他の素子で、本来若しくは必然的に MCO（又は集積回路（IC）のパッケージ）の一部となるもの（例えば、基板（印刷回路として機能するかしないかを問わない。）、金線又は誘電領域）又はその構造及び機能のために必要なもの（例えば、モールドコンパウンド又はリードフレーム）は、MCO の一部又は素子と認められる。</u> <u>MCO を構成する集積回路及びコンポーネントは、組み合わせて相互に接続され、一体化したもの（ピン、リード、ボール、ランド、バンプ又はパッドを通して外界に共通接続（common connection）する固有の又は独立した技術的ユニット（technical unit）として存在するコンポーネント）の内部又は表面に物理的、電氣的又は光学的に結合及び相互に接続されており、一以上の絶縁基板の上にあるかないか、リードフレームがあるかないかを問わず、封入又はその他の方法によってパッケージ化されているもよい。</u> <u>コンポーネントは、実用上不可分の状態に組み合わされていなければならない。すなわち、理論的にはある素子を除去し又は取り替えることはできるが、通常の製造条件の下では経済的に成立しないものである。</u> <u>MCO は、しばしば、端子又はリードによりサポートキャリア（例えば、印刷回路基板（PCB）又はその他のキャリア（例えば、厚膜、薄膜、絶縁した金属基板等））の内部又は表面に実装され又は電氣的インターフェースに接続されている。MCO のパッケージは、数種の構成材料から成り、</u>	

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>各種のデザイン及び形状のものがあ</u>り、<u>機械的又は環境的影響から、ユニットを保護することができる。</u> <u>MCO は、その固有の機能に必要な種々の特徴（例えば、パッケージがソリッド（solid）である、穴、窓又は膜を有している等）及びアタッチメントを有している。MCO は、これらの種々の特徴及びアタッチメントにより、物理量又は化学量をもたらした外部からの入力を受け、それらのデータをシリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーターと関連付けて処理することで出力する。</u> <u>MCO は、コンピューター用、通信用（例えば、携帯回線網用の電話機）、消費者用、工業用又は自動車用を含め幅広く使用される。</u> この項には、受動素子のみから成る膜回路を含まない（85.34）。 この項には、不揮発性半導体記憶装置、「スマートカード」及び音声又はその他の現象の記録用のその他の媒体を含まない（85.23 項及びこの類の注 5 参照）。 * * * <u>ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路及びマルチコンポーネント集積回路（MCO）について上記（Ⅱ）、（Ⅲ）及び（Ⅳ）に記載された組合せにしたもの（実用上不可分の状態に組み合わせたもの）を除くほか、この項には、次のようにして成形したアセンブリーを含まない。</u> <u>（a）支持物（例えば、印刷回路により形成されたもの）の上に一以上の単一のコンポーネントを実装したもの</u> <u>（b）電子超小型回路に、ダイオード、トランスフォーマー又は抵抗器のような、一以上のその他のデバイスを加えたもの</u> <u>（c）単一のコンポーネントを組み合わせたもの、又は、マルチチップ集積回路及びマルチコンポーネント集積回路を除く電子超小型回路を組み合わせたもの</u> <u>（d）一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路又はマルチコンポーネント集積回路と、この類の注 9（b）（iv）に規定されていないコンポーネント（例えば、トランスフォーマ</u>	この項には、受動素子のみから成る膜回路を含まない（85.34）。 この項には、不揮発性半導体記憶装置、「スマートカード」及び音声又はその他の現象の記録用のその他の媒体を含まない（85.23 項及びこの類の注 4 参照）。 * * * <u>ハイブリッド集積回路及びマルチチップ集積回路について上記（Ⅱ）及び（Ⅲ）に規定する結合方法（実用上不可分の状態に組み合わせること）を除くほか、この項は、次のようにして成形したアセンブリーを含まない。</u> <u>（a）例えば、支持物の上に印刷回路によって形成した 1 以上の個別の部品を取り付けて作ったもの</u> <u>（b）電子マイクロ回路に、ダイオード、トランスフォーマー又は抵抗器のような、1 以上のその他のデバイスを加えたもの</u> <u>（c）集積回路の個別部品の組み合わせ又はマルチチップ集積回路を除く電子超小型回路の組み合わせ</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
一（85.04）、磁石（85.05））とを組み合わせたもの （省 略） 85.43 電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。） （省 略） この項には、次の物品を含まない。 （a）及び（b）（省 略） （c）<u>この類の注 5（b）</u>に規定する「スマートカード」（プロキシミティカード又はタグを含む。）（85.23） （省 略） 85.48 一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。） （省 略） （A）一次電池及び蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池 この項には、一次電池及び蓄電池のくず並びにこの類の<u>注 10</u>で定義される使用済みの一次電池及び蓄電池を含む。 （省 略） 第 17 部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品 注 1（省 略） 2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に	（同 左） 85.43 電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。） （同 左） この項には、次の物品を含まない。 （a）及び（b）（同 左） （c）<u>この類注 4（b）</u>に規定する「スマートカード」（プロキシミティカード又はタグを含む。）（85.23） （同 左） 85.48 一次電池又は蓄電池のくず、使用済みの一次電池及び蓄電池並びに機器の電気式部分品（この類の他の項に該当するものを除く。） （同 左） （A）一次電池及び蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及び蓄電池 この項には、一次電池及び蓄電池のくず並びにこの類の<u>注 9</u>で定義される使用済みの一次電池及び蓄電池を含む。 （同 左） 第 17 部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品 注 1（同 左） 2 「部分品」及び「部分品及び附属品」には、次の物品（この部の物品に

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。 (a) ～ (d) (省 略) (e) 第 84.01 項から第 84.79 項までの機器及びその部分品（この部の物品のラジエーターを除く。）、第 84.81 項又は第 84.82 項の物品並びに第 84.83 項の物品（原動機の不可分の一部を構成するものに限る。） (f) ～ (l) (省 略) 3 ～ 5 (省 略) (省 略) 87.01 トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。） 8701.10—<u>一軸トラクター</u> 8701.20 (省 略) 8701.30 (省 略) <u>—その他のもの</u> 8701.91—<u>エンジン出力が 18 キロワット以下のもの</u> 8701.92—<u>エンジン出力が 18 キロワットを超え 37 キロワット以下のもの</u> 8701.93—<u>エンジン出力が 37 キロワットを超え 75 キロワット以下のもの</u> 8701.94—<u>エンジン出力が 75 キロワットを超え 130 キロワット以下のもの</u> 8701.95—<u>エンジン出力が 130 キロワットを超えるもの</u> (省 略) この項には、<u>一軸トラクター</u>を含む。これは、小型の農業用トラクターで 1 本の駆動軸を有し、一輪又は二輪で走行する。この小型のトラクターは、通常のトラクターと同様に、はん用性の動力取出し装置によって作動する交換式器具を取り付けて使用できるように<u>設計されている</u>。このトラクターには、通常、運転席はなく、操縦は 2 本の取手により行う。ただし、<u>ある種のもの</u>は、一輪式又は二輪式の運転席の付いた接続車両を有する。 これに類似する<u>一軸トラクター</u>は、また、工業用にも使用される。 (省 略)	使用するものであるかないかを問わない。）を含まない。 (a) ～ (d) (同 左) (e) 第 84.01 項から第 84.79 項までの機器及びその部分品、第 84.81 項又は 84.82 項の物品並びに第 84.83 項の物品（原動機の不可分の一部を構成するものに限る。） (f) ～ (l) (同 左) 3 ～ 5 (同 左) (同 左) 87.01 トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。） 8701.10—<u>歩行操縦式トラクター</u> 8701.20 (同 左) 8701.30 (同 左) <u>8701.90—その他のもの</u> (同 左) この項には、<u>歩行操縦式トラクター</u>を含む。これは、小型の農業用トラクターで 1 本の駆動軸を有し、一輪又は二輪で走行する。この小型のトラクターは、通常のトラクターと同様に、はん用性の動力取出し装置によって作動する交換式器具を取り付けて使用できるように<u>設計してある</u>。このトラクターには、通常、運転席はなく、操縦は 2 本の取手により行う。ただし、<u>ある種のものには</u>、一輪式又は二輪式の運転席の付いた接続車両を有する<u>ものがある</u>。 これに類似する<u>歩行操縦式トラクター</u>は、また、工業用にも使用される。 (省 略)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
87.02 10 人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車 8702.10ーピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したもの <u>8702.20ー駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの</u> <u>8702.30ー駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもの</u> <u>8702.40ー駆動原動機として電動機のみを搭載したもの</u> 8702.90（省 略） （省 略） <u>この項には、原動機付きバス、客車、トロリーバス及びジャイロバスを含む。</u> この項の車両は、各種の原動機（ピストン式内燃機関、電動機、ピストン式内燃機関と一以上の電動機を組み合わせたもの等）を有する。 ピストン式内燃機関と一以上の電動機を組み合わせたものを有する車両は、「ハイブリッド電気自動車（HEV）」として知られている。機械的に駆動するために、これらの車両は消費燃料及び電力貯蔵装置（例えば、蓄電池、コンデンサー、はずみ車又は発電機）の両方から動力を引き出す。ハイブリッド電気自動車（HEV）には、各種のものがあり、パワートレインの構成（パラレルハイブリッド、シリーズハイブリッド、パワースプリット又はシリーズパラレルハイブリッド）とハイブリッド化の程度（フルハイブリッド、マイルドハイブリッド及びプラグインハイブリッド）により区別される。 電気自動車は、電動機又は蓄電池から電力を供給される原動機により駆動する。 トロリーバスは架線から電流を得る。また、ジャイロバスは、運動エネルギーを高速回転するはずみ車に貯蔵して、その運動エネルギーにより発電機を駆動して電流を発生させ、その電流を原動機に供給することにより作動する。 （省 略）	87.02 10 人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車 8702.10ーピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したもの （新 規） （新 規） （新 規） 8702.90（同 左） （同 左） <u>この項には、原動機付きバス、トロリーバス（架線から電流を得るもの）及び運動エネルギーを高速回転するはずみ車に貯蔵して、その運動エネルギーにより発電機を駆動して電流を発生させ、その電流を原動機に供給することにより作動する“ジャイロバス”を含む。</u> （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
87.03 乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第 87.02 項のものを除く。） 8703.10（省 略） <u>－その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）のみを搭載したものに限る。）</u> 8703.21～8703.24（省 略） <u>－その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）のみを搭載したものに限る。）</u> 8703.31～8703.33（省 略） 8703.40－その他の車両（<u>駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）</u> 8703.50－その他の車両（<u>駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）</u> 8703.60－その他の車両（<u>駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）</u> 8703.70－その他の車両（<u>駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）</u> 8703.80－その他の車両（<u>駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）</u> 8703.90（省 略） この項には、人員の輸送用に設計した各種の自動車（水陸両用自動車を含む。）を含む。ただし、87.02 項の自動車を含まない。この項の車両は、各種の原動機（ピストン式内燃機関、電動機、ガスタービン、<u>ピストン式内燃機関と一以上の電動機を組み合わせたもの等</u>）を有する。	87.03 乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第 87.02 項のものを除く。） 8703.10（同 左） <u>－その他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したものに限る。）</u> 8703.21～8703.24（同 左） <u>－その他の車両（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）を搭載したものに限る。）</u> 8703.31～8703.33（同 左） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） （新 規） 8703.90（同 左） この項には、人員の輸送用に設計した各種の自動車（水陸両用自動車を含む。）を含む。ただし、87.02 項の自動車を含まない。この項の車両は、各種の原動機（ピストン式内燃機関、電動機、ガスタービン等）を有する。 <u>この項には、また、次のような軽量の三輪車両を含む。</u>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>この項の車両には、次の物品を含む。</u> <u>（１）雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両</u> <u>（ａ）雪上走行用に特に設計した車両（例えば、スノーモービル）</u> <u>（ｂ）ゴルフカーその他これに類する車両</u> <u>（２）その他の車両</u> <u>（ａ）乗用自動車（例えば、リムジン、タクシー、スポーツカー及びレーシングカー）</u> <u>（ｂ）救急車、囚人護送車及び霊柩車等の特殊運搬車</u> <u>（ｃ）移動住宅車（キャンピングカー等）：人員を輸送し、かつ、居住のための特別な設備（睡眠用、料理用、洗面用等の設備）を有する車両</u> <u>（ｄ）自動車型のかじ取り機構（例えば、アッカーマン原理に基づくもの）を持つ、チューブ製シャシの４輪自動車</u>	<u>－モーターサイクル用のエンジン及び車輪等を取り付けてあり、その機械的構造からみて一般の自動車の特徴、すなわち、通常の自動車に使用する逆転装置及び差動装置の両者又はかじ取り装置を有するもの。</u> <u>－Ｔ型のシャシ上に装備され、２個の後輪は、蓄電池を電源とする別々の電動機により各々独立して駆動される。この車両は、通常、運転者が中央にある１本の制御棒を操作することにより、発進、加速、制動、停止及び後退が行われ、また、駆動用車輪に異なったトルクを与えることにより又は前輪の方向を変えることにより左右の方向転換が行われる。</u> <u>上記の特性を有する三輪車両のうち、貨物の輸送用に設計されたものは 87.04 項に属する。</u> <u>この項の車両には、車輪式のもの及び無限軌道式のものがある。</u> <u>この項の車両には、次の物品を含む。</u> <u>（１）乗用自動車（例えば、リムジン、タクシー、スポーツカー及びレーシングカー）</u> <u>（２）救急車、囚人護送車及び霊柩車等の特殊運搬車</u> <u>（３）移動住宅車（キャンピングカー等）：これは、人員を輸送し、かつ、居住のための特別な設備（睡眠用、料理用、洗面用等の設備）を有する車両である。</u> <u>（４）雪上走行用に特に設計した車両（例えば、スノーモービル）</u> <u>（５）ゴルフカーその他これに類する車両</u> <u>（６）自動車型のかじ取り機構（例えば、アッカーマン原理に基づくもの）を持つ、チューブ製シャシの４輪自動車</u>
(省 略)	(同 左)
(a) ～ (e) (省 略)	(a) ～ (e) (同 左)
<u>この項には、また、次のような軽量の三輪車両を含む。</u> <u>－モーターサイクル用のエンジン及び車輪等を取り付けてあり、その機械的構造からみて一般の自動車の特徴、すなわち、通常の自動車に使用する逆転装置及び差動装置の両者又はかじ取り装置を有するもの。</u> <u>－Ｔ型のシャシ上に装備され、２個の後輪は、蓄電池を電源とする別々の電動機により各々独立して駆動される。この車両は、通常、運転者が中央に</u>	(新 規)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>ある 1 本の制御棒を操作することにより、発進、加速、制動、停止及び後退が行われ、また、駆動用車輪に異なったトルクを与えることにより又は前輪の方向を変えることにより左右の方向転換が行われる。</u> <u>上記の特性を有する三輪車両のうち、貨物の輸送用に設計されたものは 87.04 項に属する。</u> <u>この項の車両には、車輪式のもの及び無限軌道式のものがある。</u> <u>ピストン式内燃機関と一以上の電動機を組み合わせたものを有する車両は、「ハイブリッド電気自動車（HEV）」として知られている。機械的に駆動するために、これらの車両は消費燃料及び電力貯蔵装置（例えば、蓄電池、コンデンサー、はずみ車又は発電機）の両方から動力を引き出す。ハイブリッド電気車両（HEV）には各種のものがあり、パワートレインの構成（パラレルハイブリッド、シリーズハイブリッド、パワースプリット又はシリーズパラレルハイブリッド）とハイブリッド化の程度（フルハイブリッド、マイルドハイブリッド及びプラグインハイブリッド）により区別される。</u> <u>プラグインハイブリッド電気自動車（PHEV）は、電源コンセントやチャージングステーション（充電設備）に接続することで蓄電池を充電することができる車両である。</u> <u>蓄電池から電力を供給される一以上の電動機により駆動する車両は、「電気自動車（EV）」として知られる。</u>	
(省 略)	(同 左)
87.11 モーターサイクル（モペットを含むものとしサイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー 8711.10～8711.50（省 略） 8711.60－駆動原動機として電動機を有するもの 8711.90（省 略）	87.11 モーターサイクル（モペットを含むものとしサイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー 8711.10～8711.50（同 左） (新 規) 8711.90（同 左）
(省 略)	(同 左)
この項には、また、低速域（例えば、舗道（歩道）、小道や自転車通路）で使用するための 1 人乗り二輪電気駆動式輸送装置を含む。ジャイロスコープ	この項には、また、低速域（例えば、舗道（歩道）、小道や自転車通路）で使用するための 1 人乗り二輪電気駆動式輸送装置を含む。ジャイロスコープ

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
センサーと複数のマイクロプロセッサから成るシステムが非直列型の車輪で装置と乗り手のバランスをそれぞれに維持し、これらの技術によって乗り手がまっすぐに立っていることができる。 <u>この項のモーターサイクルで、一以上の電動機で駆動するものは、「電動モーターサイクル」として知られる。これらのモーターサイクルは、電動機に動力を供給する蓄電池を内蔵している。これらのプラグインタイプのモーターサイクルの蓄電池は、電源コンセントやチャージングステーション（充電設備）に接続することで充電することができる。</u> （省 略） 第 90 類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 （a）～（f）（省 略） （g）第 84.13 項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第 84.23 項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第 84.25 項から第 84.28 項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第 84.41 項参照）、第 84.66 項の物品で加工機械又はウォータージェット切断機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、<u>芯出し望遠鏡</u>）を除く。）、計算機（第 84.70 項参照）、第 84.81 項の弁その他の物品並びに第 84.86 項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。） （h）～（k）（省 略） <u>（l）第 96.20 項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品</u> （m）（省 略） （n）（省 略） 2～7（省 略）	センサーと複数のマイクロプロセッサから成るシステムが非直列型の車輪で装置と乗り手のバランスをそれぞれに維持し、これらの技術によって乗り手がまっすぐに立っていることができる。 （同 左） 第 90 類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 （a）～（f）（同 左） （g）第 84.13 項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第 84.23 項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第 84.25 項から第 84.28 項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第 84.41 項参照）、第 84.66 項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、<u>しん出し望遠鏡</u>）を除く。）、計算機（第 84.70 項参照）並びに第 84.81 項の弁その他の物品 （h）～（k）（同 左） （新 規） <u>（l）</u>（同 左） <u>（m）</u>（同 左） 2～7（同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（省 略） 90.06 写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第 85.39 項の放電管を除く。） （削 除） 9006.30～9006.99 （省 略） （省 略） 部分品及び附属品 この類の注 1 及び注 2 の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の物品の部分品及び附属品を含む。当該部分品及び附属品には、次のような物品を含む。 写真機のボディー、ペローズ、ボール式又はソケット式の雲台、シャッター、絞り、シャッターレリーズ（遅れて作動させるためのものを含む。）、乾板用又はフィルム用のマガジン、レンズフード及び捜査写真用の特殊なスタンド又はベース（写真機が取り付けられるものであり、写真機の高さを変えるための調整可能で、キャリブレートされたマスト及び放電管を有していることが多い。）。 <u>ただし、この項には、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品を含まない（96.20）。</u> （省 略） 90.07 映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。） （省 略） 部分品及び附属品 この類の注 1 及び注 2 の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の物品の部分品及び附属品を含む。当該部分品及び附属品には、次の	（同 左） 90.06 写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第 85.39 項の放電管を除く。） <u>9006.10－製版に使用する種類の写真機</u> 9006.30～9006.99 （同 左） （同 左） 部分品及び附属品 この類の注 1 及び注 2 の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の物品の部分品及び附属品を含む。当該部分品及び附属品には、次のような物品を含む。 写真機のボディー、ペローズ、<u>三脚</u>、ボール式又はソケット式の雲台、シャッター、絞り、シャッターレリーズ（遅れて作動させるためのものを含む。）、乾板用又はフィルム用のマガジン、レンズフード及び捜査写真用の特殊なスタンド又はベース（写真機が取り付けられるものであり、写真機の高さを変えるための調整可能で、キャリブレートされたマスト及び放電管を有していることが多い。）。 （新 規） （同 左） 90.07 映画用の撮影機及び映写機（録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。） （同 左） 部分品及び附属品 この類の注 1 及び注 2 の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の物品の部分品及び附属品を含む。当該部分品及び附属品には、次の

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ような物品を含む。 撮影機のボディー、スタンド、ボール式又はソケット式の雲台、電動機の騒音消去用のケーシング（blimps）、可搬式の映画用映写機のケースで映写機のスタンドとして使用することができるように設計してあるもの、フィルム清浄機（写真作業室用のものを除く。これらは 90.10 項に属する。）並びに映画用の映写機との間でフィルムの供給及び巻取りを同時に行うように設計された多層フィルムサイクリングスプール。 <u>ただし、この項には、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品を含まない（96.20）。</u> （省 略） 90.15 土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀 （省 略） 部分品及び附属品 この類の注 1 及び注 2 の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の物品の部分品及び附属品を含む。当該部分品及び附属品には、測鎖用の矢を含む。 <u>ただし、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品は、たとえこの項の機器用に特に設計されたものであっても、この項には属しない（96.20）。</u> （省 略） 90.16 はかり（感量が 50 ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。） （省 略）	ような物品を含む。 撮影機のボディー、<u>三脚</u>、スタンド、ボール式又はソケット式の雲台、電動機の騒音消去用のケーシング（blimps）、可搬式の映画用映写機のケースで映写機のスタンドとして使用することができるように設計してあるもの、フィルム清浄機（写真作業室用のものを除く。これらは 90.10 項に属する。）並びに映画用の映写機との間でフィルムの供給及び巻取りを同時に行うように設計された多層フィルムサイクリングスプール。 （新 規） （同 左） 90.15 土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀 （同 左） 部分品及び附属品 この類の注 1 及び注 2 の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項の物品の部分品及び附属品を含む。当該部分品及び附属品には、<u>例えば、測地学、地形学等において使用する機器用に特に設計した三脚、光学式直角儀用の支持棒、水準照尺用の三脚及び測鎖用の矢を含む。</u> （新 規） （同 左） 90.16 はかり（感量が 50 ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わない。） （同 左）

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
部分品及び附属品 この類の注 1 及び注 2 の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項のはかりに専ら又は主として使用するのに適していると認められる部分品及び附属品（めのう製の刃及び刃受（取り付けてあるかないかを問わない。）を含む。）を含む。例えば、ビーム、皿、キャビネット、目盛盤及びダンパーがある。 <u>ただし、一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品は、たとえこの項の機器用に特に設計されたものであっても、この項には属しない（96.20）。</u> （省 略） 91.08 ウォッチムーブメント（完成品に限る。） （省 略） この項には、ケースを有しない組み立てたウォッチムーブメント、すなわち、ムーブメントとしての完成品であってそのまま使用することができるものを含む。これらのムーブメントは次の五つの主要な型式に分けられる。 （1）～（4）（省 略） （5）電子式のデジタル式時刻表示部（発光ダイオード（LED）又は液晶表示板（LCD）によるもの）を有する水晶式ムーブメント アナログ式時刻表示部を有する機械式又は電子式のムーブメントは、文字板又は指針なしで提示する場合もある。<u>デジタル式の時刻表示部を有する電子式（ソリッドステート式）ムーブメントについては、当該表示部がムーブメントの不可分の一部を構成していて、表示部がなければ機能しないため、表示部を有しないムーブメントはこの項に規定する完成品とはみなさない。</u> （省 略） 第 92 類 楽器並びにその部分品及び附属品 注	部分品及び附属品 この類の注 1 及び注 2 の規定（この類の総説参照）に基づき、この項には、この項のはかりに専ら又は主として使用するのに適していると認められる部分品及び附属品（めのう製の刃及び刃受（取り付けてあるかないかを問わない。）を含む。）を含む。例えば、ビーム、皿、キャビネット、目盛盤、<u>三脚及びダンパー</u>がある。 （新 規） （同 左） 91.08 ウォッチムーブメント（完成品に限る。） （同 左） この項には、ケースを有しない組み立てたウォッチムーブメント、すなわち、ムーブメントとしての完成品であってそのまま使用することができるものを含む。これらのムーブメントは次の五つの主要な型式に分けられる。 （1）～（4）（同 左） （5）電子式のデジタル式時刻表示部（発光ダイオード又は液晶表示板によるもの）を有する水晶式ムーブメント アナログ式時刻表示部を有する機械式又は電子式のムーブメントは、文字板又は指針なしで提示する場合もある。<u>デジタル式の時刻表示部を有する電子式（ソリッドステート式）ムーブメントについては、当該表示部がムーブメントの不可分の一部を構成していて、表示部がなければ機能しないため、表示部を有しないムーブメントはこの項に規定する完成品とはみなさない。</u> （同 左） 第 92 類 楽器並びにその部分品及び附属品 注

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
1 この類には、次の物品を含まない。 （a）～（c）（省 略） （d）<u>楽器の清掃用ブラシ（第 96.03 項参照）及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第 96.20 項参照）</u> （e）（省 略） 2 （省 略） （省 略） 92.09 <u>楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び付属品（例えば、機械式演奏用のカードディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛</u> （省 略） * * * この項には、次の物品を含む。 （1）楽器に取り付ける譜面台及び楽器（例えば、サイドドラム及びサクソフォン）を支える支持台 （2）及び（3）（省 略） （省 略） 第 94 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション その他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具 （他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、 発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物 注 1 この類には、次の物品を含まない。	1 この類には、次の物品を含まない。 （a）～（c）（同 左） （d）楽器の清掃用ブラシ（第 96.03 項参照） （e）（同 左） 2 （同 左） （同 左） 92.09 <u>楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び付属品（例えば、機械式演奏用のカードディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛</u> （同 左） * * * この項には、次の物品を含む。 （1）楽器に取り付ける譜面台及び楽器（例えば、サイドドラム及びサクソフォン）を支える支持台<u>（三脚等）</u> （2）及び（3）（同 左） （同 左） 第 94 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション その他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具 （他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、 発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物 注 1 この類には、次の物品を含まない。

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(a) ～ (l) (省 略) <u>(m) 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第 96.20 項参照）</u> 2 ～ 4 (省 略) (省 略) 94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第 94.02 項のものを除く。）及びその部分品 9401.10～9401.40 (省 略) ーとう、オーギア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け <u>9401.52ー竹製のもの</u> <u>9401.53ーとう製のもの</u> 9401.59 (省 略) (省 略) 9401.61～9401.90 (省 略) (省 略) 94.03 その他の家具及びその部分品 9403.10～9403.70 (省 略) ーその他の材料（とう、オーギア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具 <u>9403.82ー竹製のもの</u> <u>9403.83ーとう製のもの</u> 9403.89 (省 略) 9403.90 (省 略) (省 略) 94.06 プレハブ建築物 <u>9406.10ー木製のもの</u> <u>9406.90ーその他のもの</u>	(a) ～ (l) (同 左) (新 規) 2 ～ 4 (同 左) (同 左) 94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第 94.02 項のものを除く。）及びその部分品 9401.10～9401.40 (同 左) ーとう、オーギア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け <u>9401.51ー竹及びとう製のもの</u> 9401.59 (同 左) (同 左) 9401.61～9401.90 (同 左) (同 左) 94.03 その他の家具及びその部分品 9403.10～9403.70 (同 左) ーその他の材料（とう、オーギア、竹その他これらに類する材料を含む。）製の家具 <u>9403.81ー竹及びとう製のもの</u> 9403.89 (同 左) 9403.90 (同 左) (同 左) 94.06 プレハブ建築物 (新 規)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後 (省 略)	改正前 (同 左)
建築物及び器具の部分品は、単独で提示する場合には、この項から除外され、すべてそれぞれ該当する項に属する（これらの建築物に使用するものと認めることができるかできないかを問わない。）。 * * * * * <u>号の解説</u> 9406.10 この号の分類において、「木製のもの」とは、木製の構造体、外壁、床（床がある場合）及び主に木材から成るその他の特徴的な構造要素を有するプレハブ建築物をいう。 第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ～ (d) (省 略) (e) 第 61 類又は第 62 類の紡織用繊維製の<u>運動用衣類及び特殊衣類（肘、膝又はそけい部にパッド又は詰物等のさ細な保護用部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フェンシング用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージ）並びに第 61 類又は第 62 類の紡織用繊維製の仮装用の衣類</u> (f) ～ (t) (省 略) (u) <u>一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第 96.20 項参照）</u> (v) (省 略) (w) (省 略) 2 ～ 5 (省 略) (省 略)	建築物及び器具の部分品は、単独で提示する場合には、この項から除外され、すべてそれぞれ該当する項に属する（これらの建築物に使用するものと認めることができるかできないかを問わない。）。 (新 規) 第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) ～ (d) (同 左) (e) 第 61 類又は第 62 類の紡織用繊維製の<u>運動用又は仮装用の衣類</u> (f) ～ (t) (同 左) (新 規) (u) (同 左) (v) (同 左) 2 ～ 5 (同 左) (同 左)

新旧対照表

【関税率表解説（平成 23 年 11 月 18 日財関第 1318 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
96.19 生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。） （省 略） 96.20 一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品 <u>この項には、無作為の動き（random movement）を抑えるため、カメラ、ビデオカメラ、精密機械等の支持具として使用される一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品を含む。これらは伸縮可能で、通常持ち運びでき、支持する機器を容易に着脱するためのクイックリリース装置及び雲台を備えるものもある。これらは、各種材料（例えば、木、アルミニウム、炭素又はこれらを組み合わせたもの）から作られる。</u> <u>一脚は、一本脚の支持具で「ユニポッド」とも呼ばれる。二脚は、二つの運動軸に沿って安定性を与える二本脚の支持具である。三脚は、三本脚で支持する機器を安定して保持することができる。</u> <u>この項において、「これらに類する物品」とは、4 本以上の脚を持ち、一脚、二脚、三脚と同様に、無作為の動きを抑える機能を持つものをいう。自撮り棒（「セルフィーポッド」、「セルフィースティック」としても知られる。）は、地面に接地させず、手に持って使用するよう設計されたもので、スマートフォン、写真機、デジタルカメラ又はビデオカメラレコーダーを棒の先端の調節可能なホルダーに取り付けることで自画像（「セルフィー」（selfie））を撮影するためのものである。自撮り棒は、撮影のための有線又は無線の遠隔操作機構を備えているかいないかを問わず、この項に含まれる。</u> <u>この項には、次の物品を含まない。</u> <u>（a）マイクロホン用のスタンド（85.18）</u> <u>（b）楽器（例えば、サイドドラム及びサクソフォン）を支える支持台（92.09）</u> <u>（c）93 類の物品とともに使用するよう特に設計された一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品</u>	96.19 生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。） （同 左） （新 規）